

令和 5 年度

男女共同参画の推進の取り組み

(令和5年度(2023年度) 男女共同参画の推進に関する年次報告書)



令和 6 年 (2024 年)



はじめに

市では、男女が性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現をめざして、平成 17 年 7 月に「越谷市男女共同参画推進条例」(推進条例)を施行し、市民・事業者の皆様と協働してさまざまな施策の推進に取り組んでいます。

令和3年3月には、「誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会」をめざして、

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- 2 男女が輝き活躍できるまちづくり【越谷市女性活躍推進計画】
- 3 男女が安心して暮らせるまちづくり
- 4 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶【越谷市 DV 対策基本計画】

の4つの基本目標を掲げた「第4次越谷市男女共同参画計画」(計画)を策定しました。

本書は、推進条例に規定する年次報告書として、市が計画に基づいて令和5年度に実施した男女共同参画施策の実施状況や評価などについてまとめたものです。

本書を通じて多くの方に、男女共同参画について理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

目 次

第1部 越谷市の男女共同参画施策の実施状況

1	第4次越谷市男女共同参画計画の概要	2
(1)	計画の期間	2
(2)	計画の体系図	2
2	施策の方針ごとの取組状況	3
施策の方針1	男女共同参画社会形成のための意識啓発	3
施策の方針2	男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	3
施策の方針3	女性の活躍の推進	4
施策の方針4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	5
施策の方針5	地域社会における男女共同参画の推進	5
施策の方針6	生涯を通じた心身の健康づくり	6
施策の方針7	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	7
3	前期実施計画における個別事業の実施状況	8
4	前期実施計画の推進状況	10
(1)	「施策の方針」ごとの評価	10
(2)	前期実施計画の進捗状況	11
◆	個別事業の実施状況	12

第2部 越谷市における男女共同参画の現状

1	「施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発」関連	76
(1)	性別による固定的な役割分担意識	76
(2)	男女の地位の平等感	76
(3)	「越谷市男女共同参画推進条例」等の認知度	77
2	「施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進」関連	77
(1)	教育・しつけで大切だと思うこと	77
3	「施策の方針3 女性の活躍の推進」関連	78
(1)	政治分野における女性の割合	78

(2) 市の管理職員(行政職)に占める女性の割合	78
(3) 市の審議会等委員に占める女性の割合	79
(4) 自治会長とPTA会長に占める女性の割合	79
4 「施策の方針4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」関連 ...	80
(1) 保育所・学童保育室の入所児童数	80
(2) 65歳以上の人口と介護保険要介護認定者数の推移	80
(3) 国・県・市区町村における男性職員の育児休業取得状況について	81
(4) 1日の生活で希望どおりの時間配分ができているか	81
5 「施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進」関連	82
(1) 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」登録団体数と利用者数の推移	82
(2) 消防団員数の推移	82
6 「施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり」関連	83
(1) 女性・DV相談支援センターにおける相談件数の推移と相談内容	83
(2) 自死(自殺)を考えたことの有無	83
7 「施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援」関連 ...	84
(1) 配偶者等からの暴力の有無	84
(2) 配偶者等からDVを受けたときの相談先	84

資料

1 本市の男女共同参画の推進体制	86
2 本市の審議会等における女性の登用状況	87
3 越谷市男女共同参画推進条例	88

第1部 越谷市の男女共同参画施策の実施状況

- 1 第4次越谷市男女共同参画計画の概要
- 2 施策の取組状況
- 3 個別事業の実施状況
- 4 計画の推進状況

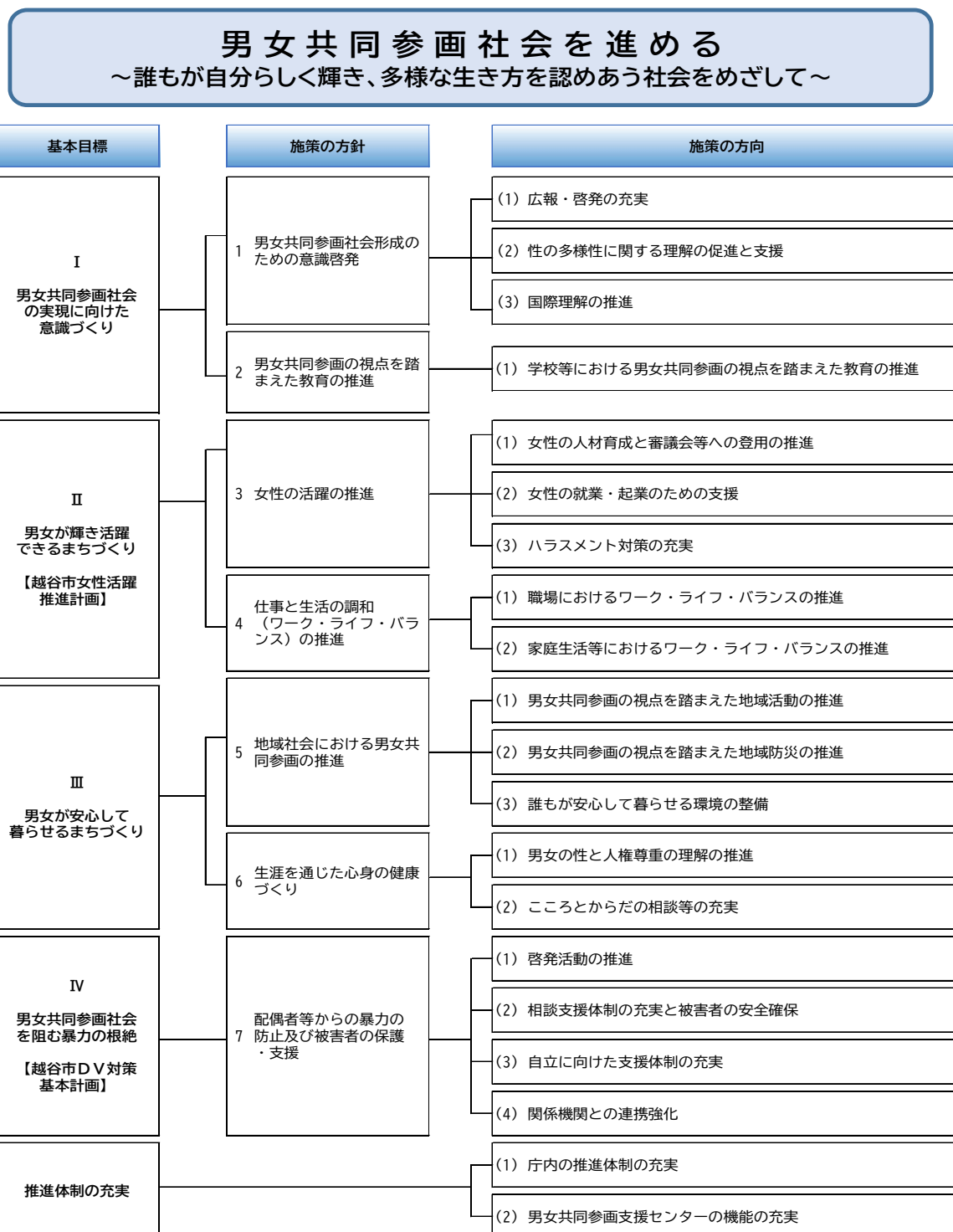
1 第4次越谷市男女共同参画計画の概要

(1)計画の期間

本計画は、「基本計画」と「実施計画」で構成しています。

計画期間		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本計画	施策の方向性とその内容を体系化したもの										
実施計画	基本計画に基づき実施する個別事業を明らかにしたもの(1期5年間の前期・後期計画)			前期							
								後期			

(2)計画の体系図



2 施策方針ごとの取組状況

基本計画については、基本目標ごとに主な実施事業における数値目標を設定し、その達成度を進捗度合の目安とします。

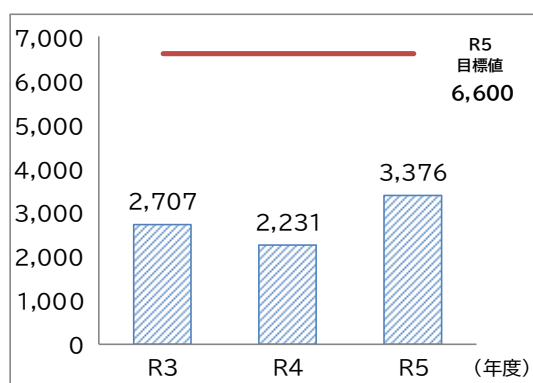
施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発【事業数:16】

男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因である「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識は、いまだに根強く残っています。

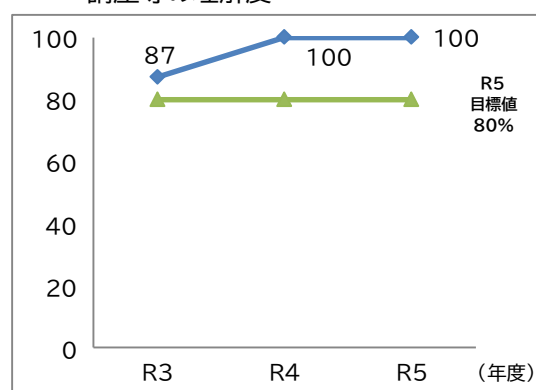
男女共同参画の意識づくりについて、継続的な広報、啓発活動などに取り組んでいます。

また、差別や偏見をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指すため、性の多様性を理解するよう、啓発や支援に取り組んでいます。

【指標】男女共同参画支援センターが実施する講座等の延べ参加者数



【指標】性の多様性の理解促進に関する講座等の理解度



指標	令和3年度 実績値	令和4年度～ 実績値	令和7年度 目標値
越谷市公式ホームページの男女共同参画ページへの年間アクセス件数	61,030 件	—	49,500 件

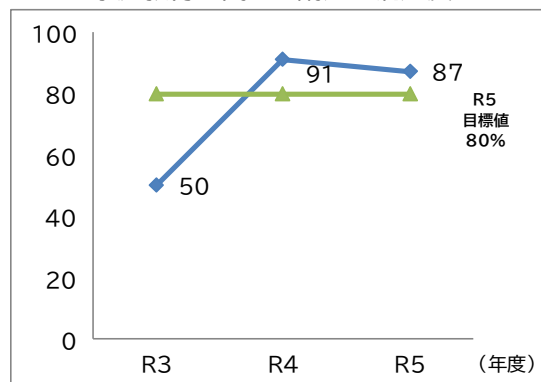
ホームページの年間アクセス件数につきましては、令和4年10月にシステムの入替えを行ったことにより、令和3年度と整合性のとれる集計が不可能となりました。

施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進【事業数:6】

男女共同参画の推進を妨げる性別による固定的役割分担意識は、幼少期から成長過程において、長い時間をかけて形成されてきました。

このため、学校や家庭などの教育の場において、次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の視点を踏まえた教育が行われるよう、取り組みを推進しています。

【指標】男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する講座の満足度



【指標】教職員・保護者・子どもに向けた啓発資料の配付回数

実績値			R5 目標値
R3	R4	R5	
各1回	各1回	各1回	各1回

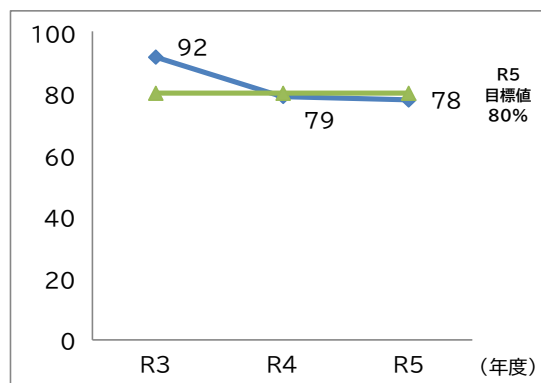
施策の方針3 女性の活躍の推進【事業数:14】

男女が対等な立場で個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において女性が参画することが重要です。女性の活躍を推進するため、男女格差が生じる場合には、男女が平等に参画していけるよう取り組みを行っています。

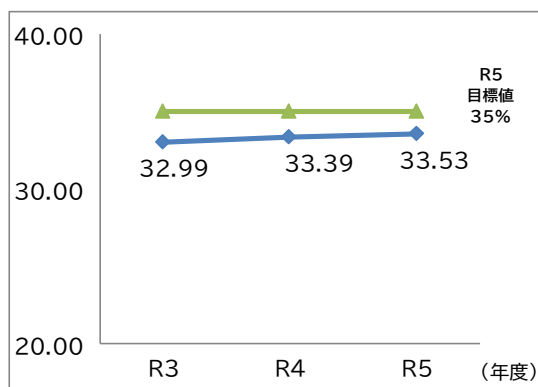
多様化するハラスメントの対策のためには、誰もが働きやすい職場環境の整備が必要です。

このため、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けて、意識改革を図るための啓発を行っています。

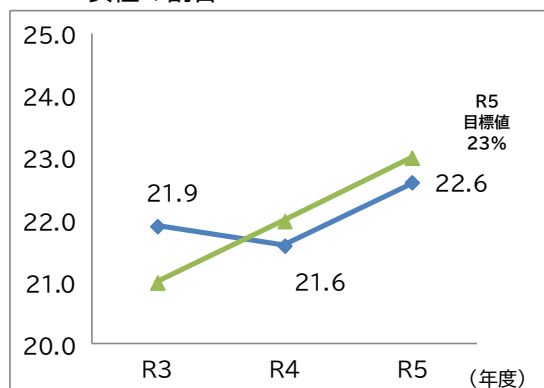
【指標】審議会等における女性の登用推進のための講座の満足度



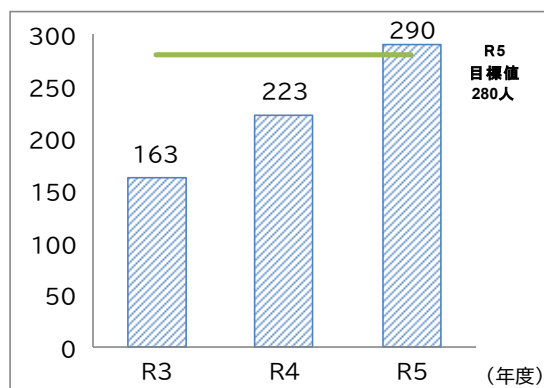
【指標】審議会等における女性委員の割合



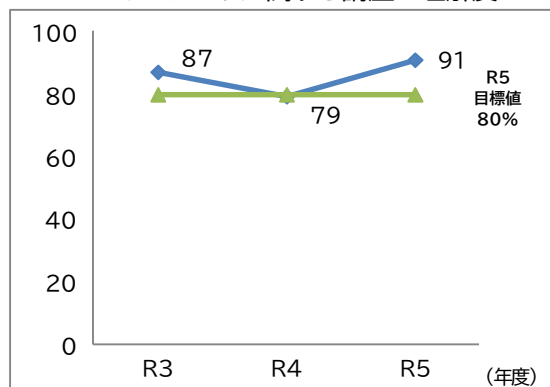
【指標】職員のうち管理職職員における女性の割合



【指標】女性の就労に関する講座の延べ参加者数



【指標】就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の理解度

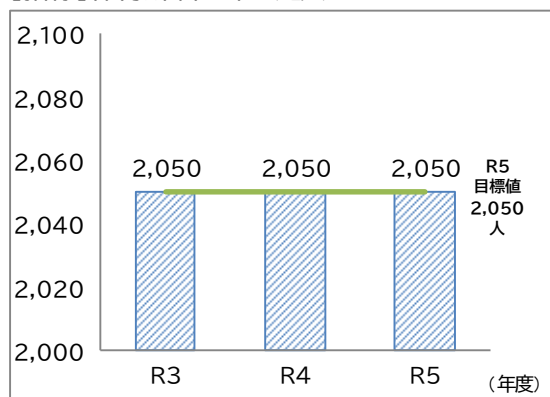


施策の方針4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【事業数:20】

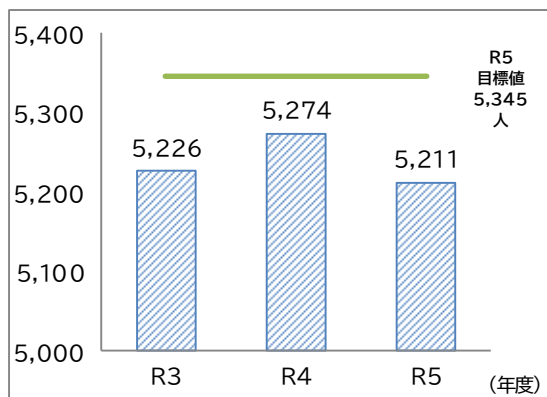
男女共同参画社会の実現には、職場や家庭、地域などの生活におけるさまざまな場面でバランスよく活動できることが重要です。

男女がともに働きながら希望する時間の使い方ができるよう、多様で柔軟な働き方の推進や、男女がお互いに協力して責任を分かちあえる取り組みを進めています。

【指標】保育所(市立)の定員



【指標】保育施設(私立等)の定員



【指標】男性の男女共同参画推進のための
実施事業数

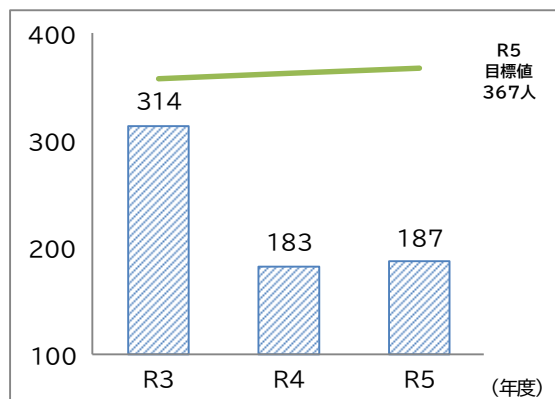
実績値			R5 目標値
R3	R4	R5	
3回	3回	3回	3回

施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進【事業数:15】

誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、さまざまな生活上の困難を抱えた、ひとり親家庭や高齢者などが、安心して暮らすことができる環境の整備が必要です。

このため、さまざまな生活上の困難を抱えた人たちに対して、自立に向けた支援に取り組んでいます。また、災害時の多様なニーズや女性への配慮など男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の取り組みを行っています。

【指標】ファミリー・サポート・センター事業の
提供会員数



【指標】防災における女性リーダー育成の
ための講座等の開催回数

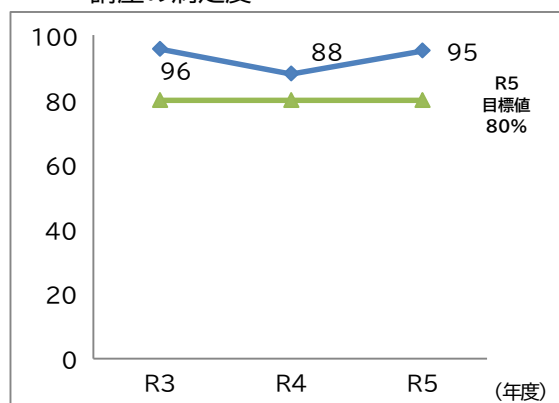
実績値			R5 目標値
R3	R4	R5	
1回	1回	1回	1回

施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり【事業数:12】

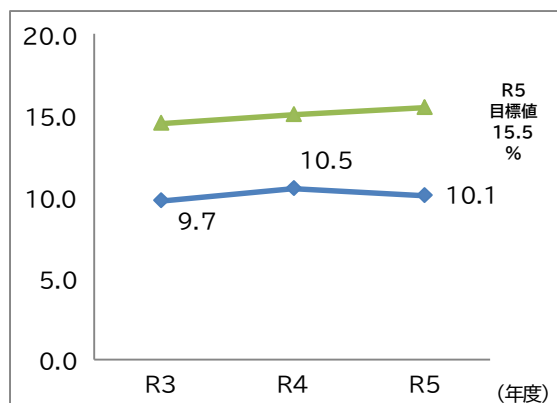
男女共同参画社会を実現するために、男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、生涯にわたる心と身体の健康づくりが必要です。

そのため、誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、ライフステージに応じた各種相談の充実を図るとともに、精神保健・自殺予防の対策に取り組んでいます。

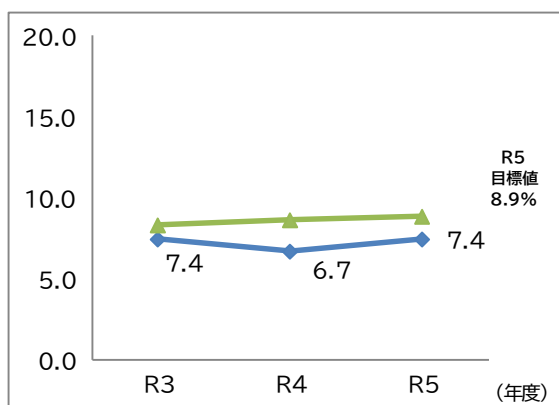
【指標】性と生殖に関する健康と権利についての講座の満足度



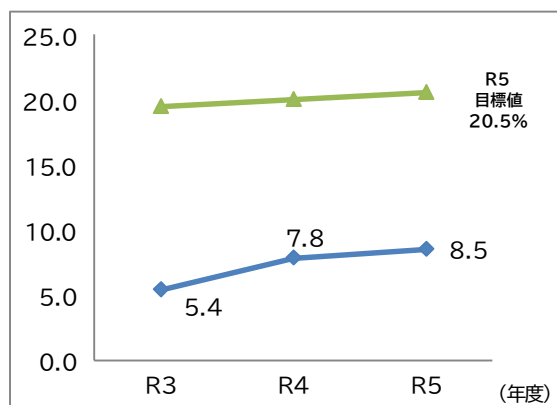
【指標】乳がん検診受診率



【指標】子宮頸がん検診受診率



【指標】前立腺がん検診受診率



【指標】自殺予防普及啓発

実績値			R5 目標値
R3	R4	R5	
3回	3回	3回	3回

施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援【事業数:27】

DV(配偶者等からの暴力)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。家庭内等で起こる暴力は潜在化しやすく、被害者のみならず子どもにも及ぶため、関係機関や民間団体と連携を強化して取り組む必要があります。

暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、あらゆる暴力の根絶のため社会づくりに取り組んでいます。

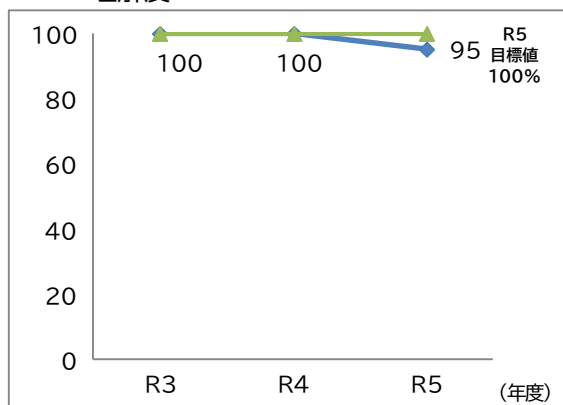
【指標】デートDV防止の啓発等の
実施事業数

実績値			R5 目標値
R3	R4	R5	
2回	2回	2回	2回

【指標】DV防止啓発のための講座等の
開催回数

実績値			R5 目標値
R3	R4	R5	
1回	1回	1回	1回

【指標】DVに関する職務関係者研修参加者の
理解度



3 前期実施計画における個別事業の実施状況

実施計画については、各事業における年度ごとの具体的な指標と目標値を可能な限り設定し、その達成度を見ることで進捗度合の目安とします。

1	事業名	男女共同参画推進のための講座等の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的		手段		
市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進を図る。		①		
事業の実施内容				
②				
活動実績		取り組みの成果		
【活動指標】 参加率		【成果指標】 満足度		
【目標】 80%		【目標】 80%		
【実績】 %		【実績】 %		
③		④		
事業の評価				
		⑤		
<R3年度評価> A				
認識した課題		課題解決に向けた対応		
⑥				

【表の見かた】

- ①事業目的と手段
- ②令和5年度に実施した事業内容
- ③活動実績(事業の実施において、所管部署がどれだけ活動したか)
- ④取り組みの成果(事業を実施したことで、男女共同参画の推進にどれだけ成果があったか)
- ⑤事業の評価
- ⑥事業の実施をとおして認識した課題と、その解決に向けた対応

<事業の評価>

各事業の進捗状況を把握するために、上記の③「活動実績」と、④「取り組みの成果」から ⑤「事業の評価」を行っています。

<評価の流れ>

- ステップ1** 「活動実績」と「取り組みの成果」のそれぞれについて「達成度」を付けます。
「達成度」は、数値目標がある場合は、下図のとおり「目標値の何%達成できたか」をもとに算定します。
数値目標がない場合は、所管部署の自己評価で達成度を付け、理由も付記します。

【達成度の基準】

・100%以上	⇒	5(十分に達成できた)
・80%以上100%未満	⇒	4(概ね達成できた)
・60%以上80%未満	⇒	3(達成まで今一步)
・60%未満	⇒	2(達成は不十分)
・未実施	⇒	1(未実施)

目標値に 対する 達成度	2(達成は不十分)	3(達成まで 今一步)	4(概ね達成 できた)	5(十分に達 成できた)
	0%	60%	80%	100%

例外的な評価、新型コロナウイルス感染症の影響による目標値の変更

評価指標について、目標値に対する達成度を上記の基準に当てはめると「2(達成は不十分)」となってしまうものの、多面的に見ると、不十分とまではいかない、という場合もあります。その場合は、理由を付記し、評価を変更することとしています。

また、実施計画の段階において年度ごとの目標値を設定しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、策定時とは状況が変わった事業もあります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業に関しては、下記のような見直しを行い、その旨を記載しています。

・参加者数、利用件数、実施回数等…コロナの影響による減少分を加味した目標値を新たに設定

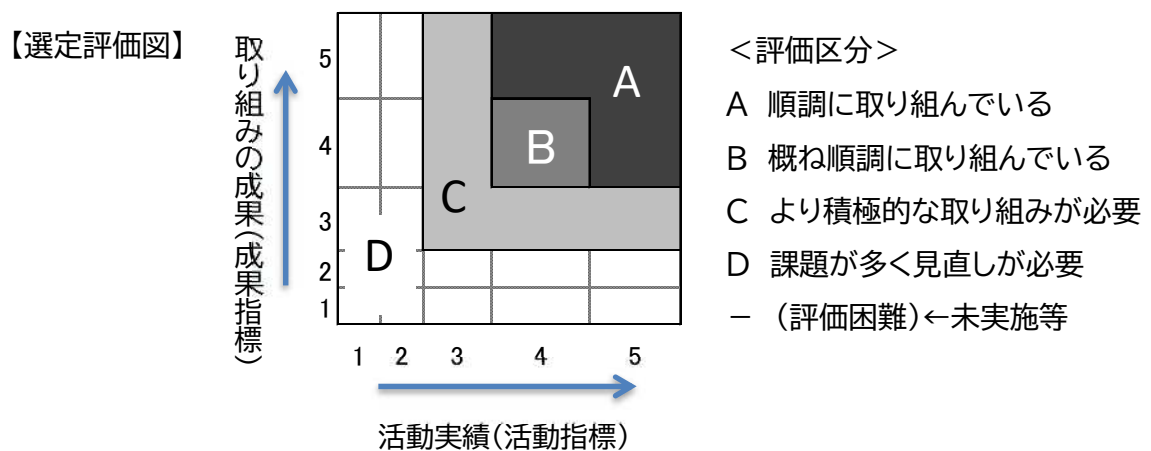
・参加率、利用率等…コロナの影響による減少分を加味した目標値を新たに設定

・満足度、理解度等…目標値は当初設定のとおり、実績値は実数とするが、コロナの影響により達成度が下がっている場合は、理由を明記し、達成度を変更する。

例) 毎年人気の講座であるが、まん延防止のため、
→連続講座の途中で終了してしまった。
→オンライン開催に変更になり、わかりにくくなってしまった。等

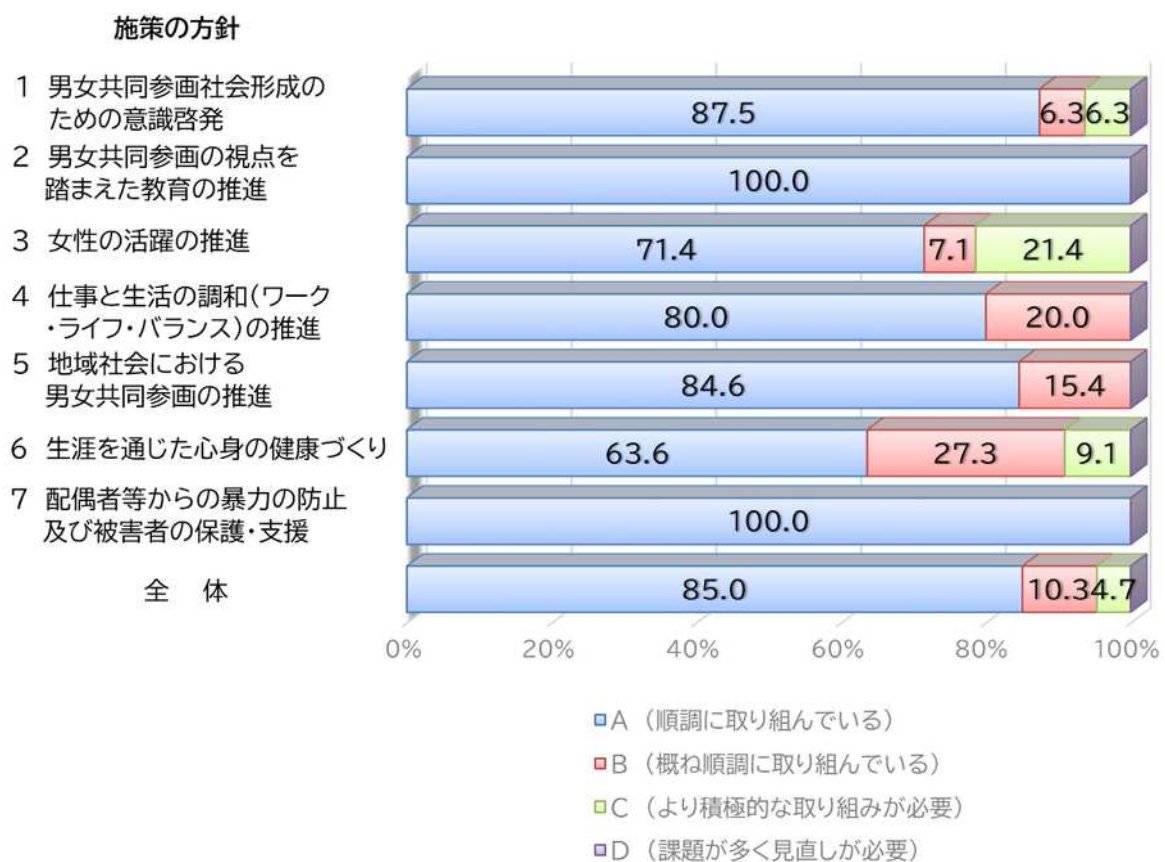
このように、通常と異なる評価をした事業、目標値の変更を行った事業については、P12～15の「個別事業の実施状況」の一覧表に「☆」のマークを付けています。

ステップ2 「活動実績」と「取り組みの成果」を総合して、A～Dの4段階で評価します。
 評価の方法は、下の【評価の参考図】に当てはめて行います。



4 前期実施計画の推進状況

(1)「施策の方針」ごとの評価



(2)前期実施計画の進捗状況

事業目的に照らして概ね順調に取り組んでいる事業(評価が「B」以上の事業)は、全体の95.3%でした。

施策の方針		評価ごとの事業数					評価が B 以上の割合	評価困難と した事業数
		A	B	C	D	合計		
1	男女共同参画社会形成のための意識啓発	14	1	1	0	16	93.8%	0
2	男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	6	0	0	0	6	100.0%	0
3	女性の活躍の推進	10	1	3	0	14	78.6%	0
4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	16	4	0	0	20	100.0%	0
5	地域社会における男女共同参画の推進	11	2	0	0	14	100.0%	2
6	生涯を通じた心身の健康づくり	7	3	1	0	12	90.9%	1
7	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	27	0	0	0	27	100.0%	0
全 体 (カッコ内は、令和 4 年度実績)		91 (94)	11 (10)	5 (5)	0 (0)	107 (109)	95.3% (95.4%)	3 (1)

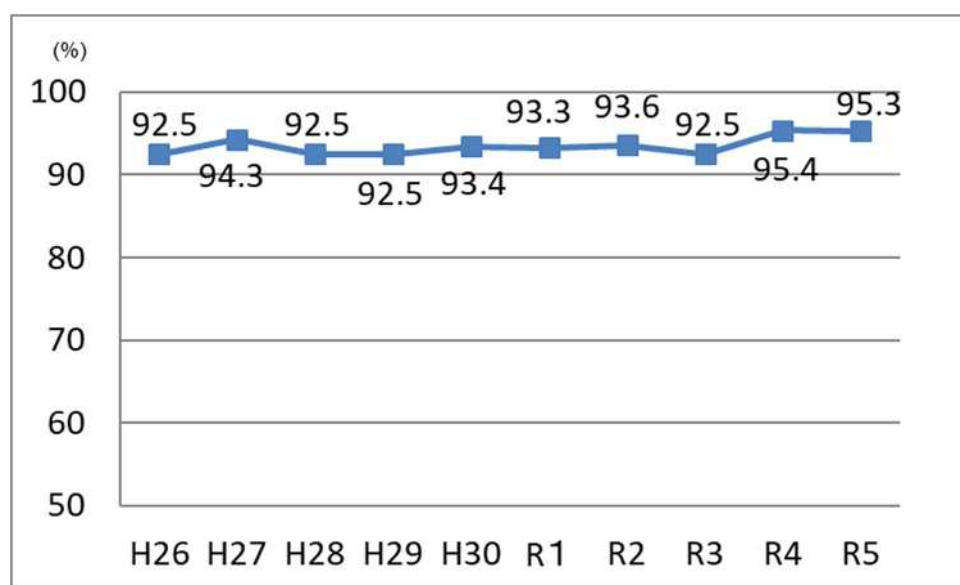
＊「評価困難」(3件)は評価対象から除外。

・悪天候により実施できなかったため。【No.60】

・システムの変更により、数値を出すことができなかったため。【No.68】

・国の制度変更により、年度途中で事業が終了したため。【No.78】

<評価が「B」以上の事業割合の推移>



◆ 個別事業の実施状況

《活動達成度・成果達成度》

5:数値目標の100%以上
4:数値目標の80%以上100%未満
3:数値目標の60%以上80%未満
2:数値目標の60%未満

1:未実施
-:その他

《評価》

A:順調に取り組んでいる
B:概ね順調に取り組んでいる
C:より積極的な取り組みが必要
D:課題が多く見直しが必要
-:評価困難

☆:例外的な評価をした事業、目標値を変更した事業

施策の方針	取り組みの方向	No	事業名	所管課所	ページ	活動	成果	R5評価	【参考】 R4評価
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を実現するための意識づくり									
1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	(1)広報・啓発の充実	1	男女共同参画推進のための講座等の開催	男女共同参画支援センター	16	4	5	A	A
		2	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画支援センター	16	5	5	A	A
		3	男女共同参画情報を選択・判断する力を育成する事業の実施	男女共同参画支援センター	17	5	5	A	A
		4	男女共同参画推進のためのパネル展示等の実施	男女共同参画支援センター	17	5	5	A	A
		5	男女共同参画推進のための出前講座等の実施	男女共同参画支援センター	18	5	5	A	A
		6	男女共同参画推進週間における事業の実施	男女共同参画支援センター	18	5	5	A	A
		7	市民との協働による事業の実施	男女共同参画支援センター	19	5	5	A	A
		8	支援センター登録団体等との協働による事業の実施	男女共同参画支援センター	19	5	5	A	A
		9	男女共同参画に関する図書の貸出し	男女共同参画支援センター	20	3	4	C	B
		10	ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のための啓発	人権・男女共同参画推進課	20	5	4	A	A
		11	市民への男女共同参画苦情処理委員の周知	人権・男女共同参画推進課	21	5	4	A	A
		12	職員に対する男女共同参画の啓発	人事課	21	5	4	A	A
	(2)性の多様性に関する理解の促進と支援	13	性の多様性の理解促進に関する講座の開催	男女共同参画支援センター	22	5	5	A	A
		14	性的少数者への理解促進のための職員研修の実施	人権・男女共同参画推進課	22	4	4	B	A
		15	性的少数者への理解促進のための啓発	人権・男女共同参画推進課	23	5	4	A	A
(3)国際理解の推進	16	国際的な動向についての情報提供	人権・男女共同参画推進課	24	5	4	A	A	
2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	(1)学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	17	家庭における固定的な役割分担意識の解消に関する講座の開催	男女共同参画支援センター	25	5	5	A	B
		18	保護者に向けた啓発資料の配付	人権・男女共同参画推進課	25	5	4	A	A
		19	教職員に向けた啓発資料の配付	人権・男女共同参画推進課	26	5	4	A	A
		20	若年層に向けた男女共同参画推進条例リーフレットの配付	人権・男女共同参画推進課	26	5	4	A	A
		21	教職員への男女共同参画に関する研修会の実施	指導課	27	5	5	A	A
		22	キャリア教育の推進	指導課	27	5	5	A	A
基本目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり									
3 女性の活躍の推進	(1)女性の人材育成と審議会等への登用の推進	23	審議会等における女性の登用推進のための講座の開催	男女共同参画支援センター	28	5	4	A	A
		24	審議会等への女性の登用推進	人権・男女共同参画推進課	28	4	4	B	C
		25	男女共同参画チャレンジリスト登録者への情報提供	人権・男女共同参画推進課	29	5	3	C	C
		26	女性職員の人材育成・登用促進	人事課	29	5	4	A	A
		27	女性消防吏員の活躍支援事業	消防総務課	30	5	5	A	A

☆

《活動達成度・成果達成度》

5:数値目標の100%以上
4:数値目標の80%以上100%未満
3:数値目標の60%以上80%未満
2:数値目標の60%未満

1:未実施
-:その他

《評価》

A:順調に取り組んでいる
B:概ね順調に取り組んでいる
C:より積極的な取り組みが必要
D:課題が多く見直しが必要
-:評価困難

☆:例外的な評価をした事業、目標値を変更した事業

施策の方針	取り組みの方向	No	事業名	所管課所	ページ	活動	成果	R5評価	【参考】 R4評価
3 女性の活躍の推進	(2)女性のための就業・企業のための支援	28	女性のための就職支援セミナー	経済振興課	31	5	5	A	A
		29	女性の就業支援事業	経済振興課	31	5	3	C	A
		30	女性創業者の育成支援	経済振興課	32	5	5	A	A
		31	女性の起業支援に関する講座の開催	男女共同参画支援センター	32	5	5	A	A
		32	家族経営協定の推進	農業振興課	33	5	5	A	A
		33	女性の農業従事者支援	農業振興課	33	5	5	A	A
	(3)ハラスメント対策の充実	34	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の開催	男女共同参画支援センター	34	3	5	C	A
		35	ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止の普及・啓発	人権・男女共同参画推進課	34	5	4	A	A
		36	職員に対するハラスメント対策の充実	安全衛生管理課	35	5	4	A	A
4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1)職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	37	事業者を対象とした男女共同参画に関する事業の実施	男女共同参画支援センター	36	5	5	A	C
		38	男性職員の育児休業取得のための啓発	人事課	36	5	4	A	A
	(2)家庭生活室におけるワーク・ライフ・バランスの推進	39	男性の男女共同参画推進のための事業の実施	男女共同参画支援センター	37	5	5	A	A
		40	育児・介護等と仕事の両立支援のための事業の実施	男女共同参画支援センター	37	5	5	A	A
		41	育児期の女性の就労継続を支援する講座の開催	男女共同参画支援センター	38	5	5	A	A
		42	障がい者介護支援	障害福祉課	38	4	4	B	A
		43	障がい児介護支援	子ども福祉課	39	4	5	A	A
		44	高齢者介護支援	地域包括ケア課	39	4	5	A	A
		45	父親サロンの開催	子ども施策推進課	40	5	5	A	C
		46	送迎保育の実施	子ども施策推進課	40	4	4	B	B
		47	一時預かりの実施	子ども施策推進課	41	4	4	B	B
		48	保育所運営(市立)	保育施設課	41	5	5	A	A
		49	延長保育の実施	保育入所課	42	4	5	A	A
		50	病児等保育の実施	子ども施策推進課	42	5	5	A	A
		51	保育所(園)入所(園)事業(私立等)	保育入所課	43	4	4	B	B
		52	学童保育室運営	青少年課	43	5	5	A	A
		53	父親を対象とした子育て講座の開催	児童館コスモス	44	5	5	A	A
		54	父親を対象とした子育て講座の開催	児童館ヒマワリ	44	4	5	A	A
		55	両親学級の開催	健康づくり推進課	45	4	5	A	A
		56	男性の生活自立能力開発のための講座の開催	健康づくり推進課	45	5	5	A	A

《活動達成度・成果達成度》

5:数値目標の100%以上

4:数値目標の80%以上100%未満

3:数値目標の60%以上80%未満

2:数値目標の60%未満

1:未実施

—:その他

《評価》

A:順調に取り組んでいる

B:概ね順調に取り組んでいる

C:より積極的な取り組みが必要

D:課題が多く見直しが必要

—:評価困難

☆:例外的な評価をした事業、目標値を変更した事業

施策の方針	取り組みの方向	No	事業名	所管課所	ページ	活動	成果	R5評価	【参考】 R4評価
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進									
5 地域社会における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進	57	民生委員・児童委員等への意識啓発	福祉総務課	46	4	4	B	B
		58	ファミリーサポートセンター事業の充実	子ども施策推進課	46	3	5	B	C
	(2)男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進	59	防災活動における男女共同参画の啓発	男女共同参画支援センター	47	5	5	A	A
		60	防災活動における女性の参画促進	危機管理室	47	—	—	評価困難	A
		61	防災備蓄品における女性への配慮	危機管理室	48	5	5	A	A
		62	防災活動における女性消防団員の参画	警防課	48	5	5	A	B
	(3)誰もが安心して暮らせる環境の整備	63	困難を抱える女性を支援するための事業の実施	男女共同参画支援センター	49	5	5	A	A
		64	外国人市民のための情報提供	市民活動支援課	49	5	4	A	A
		65	生活困窮者自立支援制度による支援	生活福祉課	50	5	5	A	A
		66	障がい者福祉制度による支援	障害福祉課	50	5	5	A	A
		67	介護(予防)サービス事業の実施	介護保険課	51	4	5	A	A
		68	介護保険に関する情報提供	介護保険課	51	4	—	評価困難	評価困難
		69	母子生活支援施設への入所	子ども福祉課	52	5	5	A	A
		70	母子家庭等の就労支援	子ども福祉課	52	5	5	A	A
		71	母子家庭等の生活支援	子ども福祉課	53	5	5	A	A
6 生涯を通じた心身の健康づくり	(1)男女の性と人権尊重の理解の推進	72	性と生殖に関する健康と権利についての講座の開催	男女共同参画支援センター	54	4	5	A	A
		73	生涯を通じた女性の健康に関する講座の開催	健康づくり推進課	54	3	5	C	A
		74	女性特有の疾病の予防・啓発(乳がん)	健康づくり推進課	55	4	4	B	A
		75	女性特有の疾病の予防・啓発(子宮頸がん)	健康づくり推進課	55	4	4	B	B
		76	男性特有の疾病の予防・啓発(前立腺がん)	健康づくり推進課	56	5	4	A	B
		77	思春期保健講座の開催	健康づくり推進課	56	4	5	A	A
		78	不妊治療費の助成	感染症保健対策課	57	—	5	評価困難	A
	(2)こころとからだの相談等の充実	79	女性相談の実施	人権・男女共同参画推進課	58	5	4	A	A
		80	女性のための法律相談の実施	人権・男女共同参画推進課	58	5	5	A	A
		81	人権相談の実施	人権・男女共同参画推進課	59	5	4	A	A
		82	女性の保護・支援	子ども福祉課	59	5	5	A	A
		83	精神保健福祉相談の実施	こころの健康支援室	60	4	4	B	B

《活動達成度・成果達成度》

5:数値目標の100%以上
4:数値目標の80%以上100%未満
3:数値目標の60%以上80%未満
2:数値目標の60%未満
1:未実施
-:その他

《評価》

A:順調に取り組んでいる
B:概ね順調に取り組んでいる
C:より積極的な取り組みが必要
D:課題が多く見直しが必要
-:評価困難

☆:例外的な評価をした事業、目標値を変更した事業

施策の方針	取り組みの方向	No	事業名	所管課所	ページ	活動	成果	R5評価	【参考】 R4評価
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶									
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	(1)啓発活動の推進	84	デートDV防止に関する講座等の実施	男女共同参画支援センター	61	5	5	A	A
		85	デートDV防止の啓発	人権・男女共同参画推進課	61	5	5	A	A
		86	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の集中的な啓発	男女共同参画支援センター	62	5	5	A	A
		87	市民を対象とした講演等によるDV防止の啓発	人権・男女共同参画推進課 男女共同参画支援センター	62	5	5	A	A
		88	広報紙及びホームページによるDV防止の啓発	人権・男女共同参画推進課	63	5	4	A	A
		89	DV・児童虐待発見のための保健医療従事者に対する意識啓発	庶務課	63	5	5	A	A
	(2)相談支援体制の充実と被害者の安全確保	90	DV相談窓口の周知	人権・男女共同参画推進課	64	5	5	A	A
		91	DV相談の実施	人権・男女共同参画推進課	64	5	4	A	A
		92	DVに関する法律相談の実施	人権・男女共同参画推進課	65	5	5	A	A
		93	女性の緊急一時保護の実施	子ども福祉課	65	5	5	A	A
	(3)自立に向けた支援体制の充実	94	DV・女性相談による関係機関等への同行支援	人権・男女共同参画推進課	66	5	5	A	A
		95	住民基本台帳事務における支援措置	市民課	66	5	5	A	A
		96	国民年金制度に関する情報提供	国保年金課	67	5	5	A	A
		97	生活保護制度による支援	生活福祉課	67	5	5	A	A
		98	高齢の被害者への支援	地域包括ケア課	68	5	5	A	A
		99	保育所入退所時の支援	保育入所課	68	5	5	A	A
		100	学童保育室入退所時の支援	青少年課	69	5	5	A	A
		101	予防接種・健診等における支援	健康づくり推進課	69	5	5	A	A
		102	国民健康保険等への加入相談	国保年金課	70	5	5	A	A
		103	就学における支援	学務課	70	5	5	A	A
	(4)関係機関との連携強化	104	二次的被害防止のための職員研修の実施	人権・男女共同参画推進課	71	5	5	A	A
		105	相談員の資質向上のための講座等の開催	人権・男女共同参画推進課	71	5	4	A	A
		106	DV被害者支援のための情報連携	人権・男女共同参画推進課	72	5	5	A	A
		107	庁内の連携強化	人権・男女共同参画推進課	72	5	4	A	A
		108	関係機関との連携強化	人権・男女共同参画推進課	73	5	5	A	A
		109	県主催のDV被害者支援研修の受講	子ども福祉課	73	5	5	A	A
		110	DV防止対策と児童虐待防止対策との連携強化	子ども福祉課	74	5	5	A	A

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 取り組みの方向 (1) 広報・啓発の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

1	事業名	男女共同参画推進のための講座等の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進を図る。			男女共同参画に関する講座や講演会等を年1回程度開催する。	
事業の実施内容				
・オンライン講座 11/5「アニメの主人公たちは何と闘っているのか?～アニメの世界からジェンダーを考えてみよう～」(参加人数:24人) アニメを題材に、身近に分かりやすく「男女共同参画」への理解を深めるための講座を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 80%			【目標】 80%	
【実績】 69%			【実績】 89%	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
募集人数35人、参加者24人(女19人、男5人)内WEB参加22人			アンケートの満足・ほぼ満足の合計 「黎明期から遡って、ヒーローの系譜とジェンダーの切り口が大変興味深かった。先生の知識も豊富で論旨に非常に納得感があった」などの感想があり、ジェンダー問題の理解促進を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
若年層の参加を狙い、アニメーションを題材としたオンライン講座とし、近隣高校・大学への告知も行ったが、10～20代の受講者は1名のみだった。			若年層からの関心を高めるため、講師の選定、SNSやネットを活用した告知、来所した学生へのチラシの配付など、アプローチ方法を再検討する。	

2	事業名	男女共同参画情報誌の発行	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民に、男女共同参画に関する情報をわかりやすく発信することで、意識啓発、理解促進を図る。			年2回定期的に男女共同参画情報誌を発行する。毎回テーマを定めた特集を掲載する。	
事業の実施内容				
情報誌「みてみてほっと越谷」を発行・配布。 第53号(7/1発行)「『生涯現役社会』の実現に向けて～シニアパワーが地域を活性化する～」では地域と繋がる取り組みについて紹介。第54号(2/1発行)「『脱オトコ』らしい＆『オンナ』ならではの職業 性別にとらわれない仕事選びを考える」では、女性救命士、男性保育士に仕事についてインタビュー記事を掲載。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 発行部数			【成果指標】	
【目標】 26,000部			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 26,000部			【実績】 —	
第53号・第54号:各部13,000部			市の施設など配布、自治会の回覧、ホームページ掲載により、多くに市民の意識啓発、理解促進に図ることが出来た。特に第54号ではテーマに合わせた施設(学校・消防関係)に配布部数を増やす取組みを実施、より多くの市民に届けることが出来た。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		年2回発行。各号とも作成におけるテーマ検討等、確認作業を行い、発行に至っている。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 取り組みの方向 (1) 広報・啓発の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

3	事業名	男女共同参画情報を選択・判断する力を育成する事業の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
インターネット、スマートフォンなど多様化するメディアから発信されるジェンダー(社会的・文化的に作られた性差)に関する情報をうのみにせず、主体的に読み解き、活用する能力を高める。			メディアから発信される情報を選び取る力、見極める力を養うための講座の開催やパネル展示等を行う。	
事業の実施内容				
・10/8「身近な広告にひそむメッセージを読み取ろう ～あなたの価値観、刷り込まれてない?～」(参加人数:25人) 炎上したCMの実例などから、情報の取捨選択方法や、自分の中にあるアンコンシャス・バイアスについて知るための講座を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】	
【目標】 1回			【目標】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 1回			【実績】 ー	
募集人数20人、参加者25人(女15人、男10人)内アーカイブ視聴6人			身近にあるジェンダー問題をCM実例等を使って可視化することで、分かりやすく男女共同参画の課題を知ってもらうことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

4	事業名	男女共同参画推進のためのパネル展示等の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民の男女共同参画に関する理解を広め、男女共同参画の推進を図る。			国の男女共同参画週間等に合わせて、パネル展示等を行う。	
事業の実施内容				
①4/4～4/18「ジェンダーギャップ指数2022」②6/23～6/29「第22回七夕フェスタ」 ③6/18～7/2「インティマシー・コーディネーター 西山ももこ」④10/3～12/22「あなたとわたしが経験した『ずるい言葉』」 ⑤11/24～12/1「知っていますか？パープルリボンキャンペーン」⑥12/6～12/9「パープルリボンタペストリー」 ⑦1/24～1/30「災害と男女共同参画パネル、」「わたしの”防災対策パネル」⑧3/6～3/12「ジェンダーギャップ指数2023」				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】	
【目標】 7回			【目標】 —	
【実績】 8回			【達成度】 5(十分に達成できた)	
講座と連動した参加型パネル「あなたとわたしが経験した『ずるい言葉』」作成。188件の参加があった。			貸出パネルだけでなく、3つのパネルを作成し最新の情報を市民に広めることが出来た。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 取り組みの方向 (1) 広報・啓発の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

5	事業名	男女共同参画推進のための出前講座等の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民の男女共同参画に関する理解を広め、男女共同参画の推進を図る。			地区センター等において、男女共同参画に関する講座、パネル展示等を実施する。	
事業の実施内容				
①「ままマルシェえほん(大型)読み聞かせ」4/25【1回目】(参加者:5人) 7/21【2回目】(参加者:14人) 9/15【3回目】(参加者:9人)、②12/5児童館ヒマワリ「ミルキーママスクール『ジブンらしさ』をうばわない子育て」(参加者:26人)③12/9児童館コスモス「パパの育児『こんなはずじゃなかった』」(参加者:14人)④1/27大袋地区センター・公民館「防災講座～地域防災力を高めるために～」(参加者:56人)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】	
【目標】 6回			【目標】 ー	
【実績】 6回			【実績】 ー	
参加者129人(①33人②26人③14人④56人)			積極的に出向いて講座を行うことで、多くの人に気づきや学びの機会を提供し、市民の理解を深めることが出来た。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		地区センターや児童館、地域の活動団体の事業に出向き、男女共同参画の啓発を行うことができた。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

6	事業名	男女共同参画推進週間における事業の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市の男女共同参画推進週間に合わせて、市民団体と協働で男女共同参画の推進を図る。			男女共同参画支援センターの周年事業(七夕フェスタ)を、登録団体その他の市民団体と協働で実施する。	
事業の実施内容				
・6/20～7/2「第22回七夕フェスタ」開催 ・6/24「オープニングセレモニー」(参加人数:625人) ・6/20～7/2「登録団体による企画展示」・6/25～7/2「登録団体による企画講座」(参加人数:362人) ・7/1夕焼けコンサート(参加人数:90人)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加団体数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 125団体			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 170団体			【実績】 —	
七夕フェスタ:第1回実行委員会36団体、第2回実行委員会29団体、第3回実行委員会35団体、企画講座16団体、企画展示25団体、交流会22団体			登録団体が主体となり男女共同参画に関するパネルを展示したり講座を実施することで男女共同参画の推進を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		実行委員会方式で、全登録団体が事業運営に携わることにより、登録団体の「ほっと越谷」の実施事業に対する理解が深まった。実行委員会会議や交流会を通じて、準備・運営することで、協働による連帯感を高めることができた。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 取り組みの方向 (1) 広報・啓発の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

7	事業名	市民との協働による事業の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民との協働による事業を企画実施することにより、男女共同参画に関する理解を深める。			公募した市民で構成する企画委員等との協働により、事業を実施する。	
事業の実施内容				
公募による市民企画委員との協働で計6回企画委員会議を行い「ほっと越谷」TikTokアカウントの動画の企画・制作を計8本実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】	
【目標】 2回			【目標】 —	
【実績】 8回			【実績】 —	
企画・制作動画8本 6フォロワー22いいね 総再生数4503回 @hot_koshigaya			企画委員が企画打ち合わせから振り返りまで計6回の委員会を実施。「ほっと越谷」の所蔵本を読むことや、講座に参加することで、企画委員自身が男女共同参画への理解を深めさらに、TikTokで発信することにより、施設の周知へとつながった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
企画委員全員が女性であったため、男性が興味を持ってくれる募集の仕方を検討していく必要がある。			男性の中でもターゲットを絞り(学生なのか、社会人なのか、参加しやすい年代はどこのか等)募集を行う。	

8	事業名	支援センター登録団体等との協働による事業の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民との協働による男女共同参画の推進を図る。			男女共同参画支援センターの登録団体および他の市民団体との協働により、男女共同参画に関する講座の企画、運営を行う。	
事業の実施内容				
公募により越谷市内で活動している団体と協働して事業を実施した。 ・10/21「地域で見守る私たちのこども支援」(参加者:37人) ・10/29、11/12「現役パパの聞く育休・育児・仲間」(参加者:20人) ・11/9「どう防ぐ?障がい者の性被害」(参加者:43人)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 協働で開催する講座数			【成果指標】 満足度	
【目標】 4回			【目標】 80%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 4回			【実績】 97%	
書類選考、プレゼンテーションにより3団体、4講座決定。			アンケートの満足・ほぼ満足の合計満足度だけではなく受講をきっかけに活動に参加した事例があった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			担当者企画会議や講座の実施を通じて、開催団体の男女共同参画に対する理解を深めることができた。	
<前年度評価> A			交流会では団体同士で繋がりができた。	
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

8	事業名	支援センター登録団体等との協働による事業の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民との協働による男女共同参画の推進を図る。			男女共同参画支援センターの登録団体および他の市民団体との協働により、男女共同参画に関する講座の企画、運営を行う。	
事業の実施内容				
公募により越谷市内で活動している団体と協働して事業を実施した。 ・10/21「地域で見守る私たちのこども支援」(参加者:37人) ・10/29、11/12「現役パパの聞く育休・育児・仲間」(参加者:20人) ・11/9「どう防ぐ?障がい者の性被害」(参加者:43人)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 協働で開催する講座数			【成果指標】 満足度	
【目標】 4回			【目標】 80%	
【実績】 4回			【実績】 97%	
書類選考、プレゼンテーションにより3団体、4講座決定。			アンケートの満足・ほぼ満足の合計 満足度だけではなく受講をきっかけに活動に参加した事例があった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			担当者企画会議や講座の実施を通じて、開催団体の男女共同参画に対する理解を深めることができた。	
<前年度評価> A			交流会では団体同士で繋がりができた。	
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 取り組みの方向 (1) 広報・啓発の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

9	事業名	男女共同参画に関する図書の貸出し	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進を図る。			男女共同参画に関する図書の貸出しを実施する。	
事業の実施内容				
2023年度購入本103冊 ブックフェア「家族を勝利に導くカギはパパがにぎっている!」「ひとりで抱えない育児と介護 ～明日もしも親が倒れたら?～」 「あなたの価値観は「刷り込まれて」いませんか?」「『政治』を身近に感じてみませんか?」「いろいろな課題を見つけるために、まわりを見渡してみよう～「男女共同参画」って意外と身近!～」「知り考え動く 多様な性と生」開催				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 利用者数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 510人			【目標】 ー	
【実績】 326人			【実績】 ー	
・利用者326人(女245人、男79人、その他2人) ・貸出冊数466冊			本を新たに103冊を購入し、内容の分かりやすい本や漫画など子ども向けの蔵書を強化し、若い世代に手にとってもらえるよう図った。	
事業の評価				
C(より積極的な取り組みが必要)			コロナ禍に実施していた施設の利用時間制限を撤廃し席を増やしたところ、来館者の層が変化した。多くが学生となったため、例年通りの取り組みでは紙の本を手にとって貰えなかった。	
<前年度評価> B				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
新しい来館者に図書貸出しを行っていることを周知し、学生にも紙の本を手にとってもらうための工夫が必要である。			手軽に手に取れるよう本を目立たせる配置にする、ブックフェア開催を増やす、ポップを作成するなどして図書に目を留めてもらう取り組みを積極的に行う。	

10	事業名	ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のための啓発	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市の各課所に、性別による固定的イメージが含まれる刊行物等を作成することがないよう意識啓発を図る。			ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のガイドラインを作成するとともに、ガイドラインに沿って刊行物等が作成されているかを定期的に確認し、各課所に通知する。	
事業の実施内容				
リーフレットやチラシ、広報こしがや等、市が発行した刊行物を毎月5種類チェックし、チェック項目に該当する刊行物があった場合は、担当課所に今後の配慮をお願いしている。また、チェック結果を3カ月に1回掲示板で報告することで、全庁的に作成時の注意喚起を図った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 チェックした刊行物等の数			【成果指標】	
【目標】 60種類			【目標】 —	
【実績】 60種類			【実績】 —	
毎月5種類×12カ月			リーフレットやチラシの作成の際に、いくつかの課からアドバイスを求められるなど、ジェンダーの視点を踏まえた刊行物作成に対する意識が高めることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 取り組みの方向 (1) 広報・啓発の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

11	事業名	市民への男女共同参画苦情処理委員の周知	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
男女共同参画の推進に関する市の施策や、男女共同参画の推進を妨げる事案に対して、市民が必要なときにいつでも苦情の申し出ができるように、苦情処理委員の周知を図る。			広報紙やホームページに男女共同参画苦情処理委員の情報を掲載するほか、随時チラシ等を用いて苦情処理委員の周知を行う。	
事業の実施内容				
年間を通じてPRリーフレットを市の施設に設置するほか、ホームページでも制度を紹介している。また、ほっと越谷の情報誌「みてみてほっと越谷」に制度を紹介する記事を掲載するほか、二十歳のつどいの参加者に制度を紹介するチラシを配付した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 広報紙やホームページ等でPRする回数			【成果指標】	
【目標】 3回			【目標】 ー	
【実績】 3回			【実績】 ー	
①越谷市ホームページ②「みてみてほっと越谷」54号(2月)③二十歳のつどい参加者にチラシを配付(3,100部)			さまざまな媒体や機会を利用し、男女共同参画苦情処理制度について広く周知を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
令和5年度の苦情の申し出はなかったが、男女共同参画を妨げる事案は未だ存在しているため、今後も積極的に制度の周知を図っていく必要がある。			今後も積極的に周知を行う。	

12	事業名	職員に対する男女共同参画の啓発	所管課所	人事課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
男女がともに能力を発揮できる職場環境を形成するため、男女共同参画に関する研修を実施することにより市職員の理解を深め、意識啓発を図る。			男女共同参画に関する研修を実施する。	
事業の実施内容				
新採用職員及び監督職員(主幹級)を対象に、男女共同参画に関する研修を実施した。 (新採用職員研修は4/4～4/6で実施、監督職員(主幹級)研修は10/11、10/20に実施)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 男女共同参画に関する研修の受講者数			【成果指標】 理解度	
【目標】 ー			【目標】 100%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
【実績】 153人			【実績】 86%	
①新採用職員研修(4/1付採用):男性52人、女性73人 ②監督職員(主幹級)研修:男性16人、女性12人			人権・男女共同参画推進課職員を講師に「男女共同参画の意義や取り巻く環境」について講義を実施。研修後の受講者アンケートでは、「理解できた」、「概ね理解できた」や「今後の業務の参考になる」といった回答が多数を占めた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			研修資料のブラッシュアップを行うなど、研修内容の充実に努めた。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	【達成度】
施策の方針	1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
取り組みの方向	(2) 性の多様性に関する理解の促進と支援	4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
		3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
		2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

13	事業名	性の多様性の理解促進に関する講座の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民に、性の多様性の理解を促すとともに、互いに尊重し合う意識の啓発を図る。			性的少数者への理解を深める講座を開催する。	
事業の実施内容				
多様な性についての情報を提供し、性の多様性の理解を促すとともに、性的少数者に対する理解と支援や多様性を認め合える社会の重要性を伝える講座を実施した。 ・12/9「性の多様性について考えよう～上映会&ミニトーク～」上映作品「であること」				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 理解度	
【目標】 80%			【目標】 80%	
【実績】 100%			【実績】 100%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
募集30人、参加者30人(女24人、男6人)			アンケートの理解できた・ほぼ理解できたの合計 「ドキュメンタリー映画で見たえがあった」「性の多様性について考えさせられる内容だった」などの感想があり、性の多様性への理解促進に繋げることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			性の多様性や認め合える社会の重要性についての学びや考える場を提供し、性的少数者に対する正しい認識を市民の方に深めていただくことができた。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

14	事業名	性的少数者への理解促進のための職員研修の実施	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市職員が性的少数者への正しい理解と認識を深め、窓口等において、配慮した対応ができるよう、意識啓発を図る。			性的少数者への理解を深める研修を実施する。	
事業の実施内容				
性的少数者を講師に招き、管理職向けの内容で、性的少数者への理解促進のための研修を実施した。 講師：レインボーさいたまの会				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 受講者数			【成果指標】 理解度	
【目標】 45人			【目標】 100%	
【実績】 32人			【実績】 90%	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
一般職員を対象とし目標設定したが、今年度からは管理職35人を対象として行ったため、達成度は「4」とした。			研修後の受講者アンケートでは、「自分も当事者であるとわかった」「当事者の困難さについて、表層的にしか理解していなかったことを深く感じた」「性や恋のみの話ではなく、生活、命、人権に関わる問題であると気付いた」等の回答があった。	
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 取り組みの方向 (2) 性の多様性に関する理解の促進と支援

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

15	事業名	性的少数者への理解促進のための啓発	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市内事業者への性的少数者への正しい理解を深めるため、意識啓発、理解促進を図る。			性的少数者への理解を深めるリーフレットを市内事業者へ配付する。	
事業の実施内容				
リーフレット「SOGIって知ってる？性の多様性について考えてみよう」を作成し、越谷商工会議所に登録している市内企業のほか、市内の中学校・高校・大学等、市内公共施設等に配付した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 リーフレットの配付回数			【成果指標】	
【目標】 1回			【目標】 ー	
【実績】 1回			【実績】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
①越谷商工会議所に登録している市内企業(約5,500社) ②市内小中学校・高校・大学等(62校)			啓発リーフレットを配付することで、性的少数者への理解を促すことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 取り組みの方向 (3) 国際理解の推進

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

16	事業名	国際的な動向についての情報提供	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
男女共同参画の取り組みは国際的な動向と密接に連動しているため、国際的な動向についての情報を市民に提供し、男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。			男女共同参画に関する国際的な動向について、情報提供を行う。	
事業の実施内容				
男女格差を示す国際的指数である「ジェンダーギャップ指数」のほか、国際女性デーについて、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」と連携してパネルを作成し、市役所ロビーで身近な女性へのメッセージを貼れる参加型のパネル展を開催した。(3/6～3/12)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施回数			【成果指標】	
【目標】 1回			【目標】 ー	
【実績】 1回			【実績】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
			国際的な記念日である「国際女性デー」について啓発および参加型パネル展示とすることで、世界とのギャップや女性活躍への関心を高めてもらうことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	【達成度】
施策の方針	2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
取り組みの方向	(1) 学校等における男女共同参画視点を踏まえた教育の推進	4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
		3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
		2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

17	事業名	家庭における固定的な役割分担意識の解消に関する講座の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
家庭において保護者に子どもが小さいうちから男女共同参画の視点に基づいた関わりを持つことの必要性を認識してもらう。			保護者に向けて、性別による固定的役割分担意識にとらわれない子育てなど、ジェンダーの視点を踏まえた家庭教育に関する講座を開催する。	
事業の実施内容				
・12/16「モヤっとする『ずるい言葉』」に振り回されないために」(参加者:37人) ・「ずるい言葉」について説明するとともに、言われたときの対処方法等について学んでもらう講座を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 80%			【目標】 80%	
【実績】 100%			【実績】 87%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
募集人数30人、参加人数37人(女32人、男5人)、内アーカイブ視聴27人(女23人、男4人)			アンケートの満足・ほぼ満足の合計 「モヤモヤしている事柄について、先生の説明で明確に理解する事ができた」などの感想があり、固定的な役割分担意識への認識を深めてもらうことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			日常に起こるマイクロアグレッション(自覚なき差別)を「ずるい言葉」という言葉に置き換えることで、分かりやすく解説することができた。マイクロアグレッションを引き起こす元となる固定的役割分担意識について考えることができた。	
<前年度評価> B				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

18	事業名	保護者に向けた啓発資料の配付	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
家庭で男女共同参画の視点に基づいた教育が行われるよう、保護者に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。			保育所(4歳クラス)、小学校3年生、中学校1年生の子を持つ保護者全員に男女共同参画意識の啓発資料を配付する。	
事業の実施内容				
市内の幼稚園及び公立・私立の保育所の4歳児クラス、小学3年生、中学1年生の保護者全員に家庭での男女共同参画に関するリーフレットを作成し、配付するとともに、ホームページに掲載した。市立保育所については、保護者が登録する保育支援アプリ「コドモン」にて配信した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 配付部数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 9,580部			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
4歳児クラス2,865部、小学3年生3,585部、中学1年生3,130部			対象となる全ての保護者に配付することができ、保護者の男女共同参画の意識啓発を促すことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	【達成度】
施策の方針	2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
取り組みの方向	(1) 学校等における男女共同参画視点を踏まえた教育の推進	4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
		3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
		2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

19	事業名	教職員に向けた啓発資料の配付	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
男女共同参画の視点を踏まえた学校教育が行われるよう、教職員の男女共同参画に関する理解をさらに深める。			市立の小中学校教職員全員に、男女共同参画意識の啓発資料を配付する。	
事業の実施内容				
男女共同参画に関する理解をさらに深めるため、市立小中学校すべての教職員に男女共同参画リーフレットを配付するとともにホームページに掲載した。 今回は、性の多様性とSOGIについて取り上げた。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 配付部数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 1,704部			【達成度】 4(概ね達成できた)	
			対象となる教職員全員に配付でき、教職員への男女共同参画に関する意識啓発を促すことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

20	事業名	若年層に向けた男女共同参画推進条例リーフレットの配付	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
できるだけ早い時期から男女共同参画の考え方を理解するよう、若年層に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。			小学6年生全員に市の男女共同参画推進の基本的な考え方である「越谷市男女共同参画推進条例」のリーフレットを配付する。	
事業の実施内容				
市立小学校6年生全員に「越谷市男女共同参画推進条例」の子どもリーフレットを配付するとともに、ホームページに掲載した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 配付部数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 3,355部			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
小学6年生及びその学級担任に配付した。			市立小学校6年生全員に「越谷市男女共同参画推進条例」の子どもリーフレットを配付することで、男女共同参画意識の早期形成を促すことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	【達成度】
施策の方針	2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
取り組みの方向	(1) 学校等における男女共同参画視点を踏まえた教育の推進	4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
		3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
		2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

21	事業名	教職員への男女共同参画に関する研修会の実施	所管課所	指導課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
男女共同参画の視点を踏まえた学校教育が行われるよう、教職員に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。			教職員に向けて男女共同参画に関する研修会を行う。	
事業の実施内容				
性的マイノリティやアンコンシャスバイアスなどについて、埼玉大学教育機構基盤教育センター渡辺大輔准教授を講師に迎え、御講義をいただいた。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加人数			【成果指標】 理解度	
【目標】 44人			【目標】 100%	
【実績】 44人			【達成度】 5(十分に達成できた)	
越谷市内小中学校44校すべての学校から教員が研修会に参加した。一人一人が主体的に研修に参加することができた。			参加者全員の記述から男女共同参画についての意識が高まり、理解の促進を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
男女共同参画や性的マイノリティへの理解について、教職員全体で見ると課題が見られる。研修で得た内容を各校の教職員にさらに周知できるよう支援をする。			人権教育校内研修の際に本研修の資料を活用して、周知できるよう各校管理職及び参加教職員に周知する。	

22	事業名	キャリア教育の推進	所管課所	指導課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
児童生徒に、性別による固定的役割分担にとらわれないキャリア形成ができるよう、男女共同参画に関する意識啓発を図る。			キャリア教育を実践するため、中学校ではさまざまな職業についての調査・体験、小学校では地域の方との交流などを行う。	
事業の実施内容				
小中学校の総合的な学習の時間及び特別活動の授業等において、「進路教育・キャリア教育」の推進を図る。市内中学校においては、生徒の興味・関心や地域・学校の実態に応じて、職場体験や地域の職業人による講演・授業等を創意工夫して実施する「越谷市中学生社会体験チャレンジ事業」を推進する。また、児童・生徒が自分らしい生き方を実現するため、各中学校区においてキャリア・パスポートを活用する。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実践校数			【成果指標】 実践校数	
【目標】 44校			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 44校			【実績】 —	
児童生徒の興味・関心や地域・学校の実態に応じて、地域や家庭との連携を図りながら、授業等で「キャリア教育」を推進することができた。			児童生徒が自己の在り方や生き方について考え、主体的な進路選択や自己実現につなげることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			職業についての調査や地域の特性を生かした体験活動や職場体験、地域の方との交流や職業人による講演・授業等を通して、児童生徒が自分らしい生き方について学ぶことができた。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するため、小学校からその後の進路にかけて、活動を記録し蓄積することができる「キャリア・パスポート」を、より充実させる必要がある。			各中学校区で、地域の特性を生かした「キャリア・パスポート」を活用できるよう、各中学校区合同研修会や越谷市進路指導主事連絡協議会において、情報交換等を行っていく。	

基本目標	Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	【達成度】
施策の方針	3 女性の活躍の推進	5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
取り組みの方向	(1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進	4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
		3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
		2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

23	事業名	審議会等における女性の登用推進のための講座の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
主として女性に、審議会等への参画についての意識を高め、審議会等における女性の登用を推進する。			審議会等への女性の参画を支援するための講座を、人権・男女共同参画推進課と連携して開催する。	
事業の実施内容				
・地域を変えるのは、あなたの「小さな一歩」から 1/20「政治は“トクベツ”じゃない！～あなたの「政治学」はもう始まっている～」(参加人数:19人) ・1/29「審議会の傍聴にチャレンジ！」(参加人数:5人)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 80%			【目標】 80%	
【実績】 95%			【達成度】 4(概ね達成できた)	
募集人数20人、参加者19人(女14人、男5人)			アンケートの満足・ほぼ満足の合計 「違う切り口から入った政治学は楽しかった。目からウロコだった」などの感想があり、女性参画への意識を高めていただくことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
傍聴をするための審議会の選定が難しい。日程や場所などの都合でなかなか決めることができなかった。			第1回目の講座を前倒しで設定し、審議会の開催日程を早めに把握する。審議会の傍聴以外に、審議会へ関心が向けられることができないか検討する。	

24	事業名	審議会等への女性の登用推進	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市の審議会等における女性の登用を推進する。			行政推進会議及び幹事会で全庁的に働きかけを行う。 審議会委員の改選時期に合わせて、女性の登用について各課に対して個別に働きかけを行う。	
事業の実施内容				
全庁的な男女共同参画推進体制である行政推進会議(部長級で構成)及び幹事会(課長級で構成)において、審議会等への女性の登用について働きかけを行ったほか、審議会等の改選時期に合わせ所管課所の担当者と事前協議を行い、女性の登用促進への配慮を依頼した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 働きかけの回数			【成果指標】 女性の登用率	
【目標】 —			【目標】 35%	
【実績】 29回			【実績】 33.53%	
行政推進会議及び幹事会での部課長への働きかけの回数と、改選を予定している審議会等を対象とした事前協議の回数				
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> C				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
女性の専門家が少ない分野がある。また、あて職ではないが、経験、知識から選出が固定化されてしまっているなど、女性が出選される幅が狭まってしまっている。			選出を依頼する団体に向けたチラシを作成し選出依頼時に配付することで、女性登用の推進の重要性を周知していく。	

基本目標	Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	【達成度】
施策の方針	3 女性の活躍の推進	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一步）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

25	事業名	男女共同参画チャレンジリスト登録者への情報提供	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民(チャレンジリスト登録者)に、審議会委員の公募に関する情報提供を行い、審議会等における女性の登用を推進する。			審議会への女性の参画を支援するための講座受講者等のうち、希望者にチャレンジリストに登録してもらい、公募委員を募集する各審議会の情報を提供する。	
事業の実施内容				
審議会等の公募委員へ挑戦することを目的としたチャレンジリスト登録者に対して、毎年発行する「審議会等ガイドブック」を送付し、公募情報の提供を行った。また、登録者への公募委員募集情報の個別送付を希望する審議会等の所管課に対して、同意もらった登録者の情報を提供した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 登録者数			【成果指標】 登録者のうち年度内に公募委員になった人数	
【目標】 84人			【目標】 13人	
【実績】 84人			【達成度】 3(達成まで今一步)	
内訳:女性64人、男性20人(令和6年4月1日) 新規登録:5人			登録者のうち、年度内に公募委員を務めた人数(令和6年4月1日)	
事業の評価				
C(より積極的な取り組みが必要)				
<前年度評価> C				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
登録者の半数以上が70歳以上であり、公募委員へ応募自体が少なくなっていると思われる。			幅広い年代の方に登録いただけるよう周知に努める。	

26	事業名	女性職員の人材育成・登用促進	所管課所	人事課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
政策決定過程における男女共同参画を推進するため、行政内部においても、女性人材の能力開発、登用を促進する。			女性職員を対象としたエンパワーメント研修等を実施する。	
事業の実施内容				
女性の能力開発・発揮を目的とした「女性職員エンパワーメント研修(女性職員の意識向上、スキルアップ等)」を実施した。(8/9実施)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 女性の能力開発のための研修の受講者数			【成果指標】 職員のうち管理職に占める女性職員の割合	
【目標】 25人			【目標】 23%	
【実績】 29人			【実績】 23%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
例年、女性の能力開発・発揮を目的とした研修の受講者の目標値を設け、女性人材の能力開発に努めている。			研修等による継続的なアプローチにより、女性職員の男女共同参画に対する意識向上が図られ、管理職に占める女性職員の割合が増加した。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			エンパワーメント研修では、女性管理職と一般職員との間でディスカッションの場を設けるなど、女性職員の意識向上を図った。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 取り組みの方向 (1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進

【達成度】

5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上

4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満

3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満

2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

27	事業名	女性消防吏員の活躍支援事業	所管課所	消防総務課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
女性の視点に立って市民へ消防の魅力を広く発信するとともに、男性・女性問わず活躍できる職場づくりを推進し、女性消防吏員のさらなる活躍を通じ、住民サービスの向上や組織の活性化を図る。			女性消防吏員の執務環境の改善や女性が消防職務を継続していくため、柔軟な職域拡大の推進、研修機会の拡大などに取り組み、支援する	
事業の実施内容				
消防大学校・埼玉県消防学校における実務講習や特別教育研修への女性消防吏員の参加、女性消防吏員講習会や他業種との意見交換会への女性消防吏員の参加など、職域の拡大と女性消防吏員の確保に努めた。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 活動実施回数			【成果指標】 消防吏員に占める女性の割合	
【目標】 8回			【目標】 5%	
【実績】 8回			【実績】 5.2%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【越谷市】市町村合同説明会2人、【消防大学校】女性活躍推進コース1人、【埼玉県東部地区消防長会】消防吏員研修会2人、【その他】職員採用募集ポスターへの出演3人、市PR動画への出演3人、他業種との意見交換会2人、専門学生への説明会1人、大学生への説明会2人			消防局ホームページ内の女性消防吏員活躍ページ作成、市町村合同説明会への女性消防吏員の参加、他業種との意見交換会への参加など積極的に行った。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			今後も女性消防吏員の講習会や研修等へ積極的に参加し、消防吏員に占める女性の割合が5%達成後もさらなる目標数値を設定し、女性消防吏員の確保に努めていく。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
女性消防吏員が増加する中で職域を拡大させるとともに、消防吏員に占める女性の割合の目標値を見直す必要がある。			目標数値を見直し、女性消防吏員の割合を増加させ、職域拡大、住民サービスの向上や組織の活性化を図っていく。	

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 取り組みの方向 (2) 女性の就業・起業のための支援

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

28	事業名	女性のための就職支援セミナー	所管課所	経済振興課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
女性の就職へ向けた能力向上等を支援し、さらなる活躍の推進と働き手の確保を図る。			就職活動に必要な適性診断や採用面接での自己PRをテーマとしたセミナー(講座)を開催する。	
事業の実施内容				
【女性のための就職支援セミナー(市主催)】 ①4/5(参加者数(以下省略)18人)、②6/14(18人)、③7/12(19人)、④8/9(17人)、⑤10/4(20人)、⑥11/8(18人)、⑦12/13(16名)、⑧2/14(17名)⑨3/13(21名) 【女性のためのビジネスマナー講座(市主催)】 ①5/17(18人)、②9/6(18人)、③1/10(18人)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 70%			【目標】 90%	
【実績】 91%			【実績】 99%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
参加人数:218人 募集人数:240人(20人×12回)			「よかった」:216人 「分からない」:2人	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		女性セミナーの内容については、デジタル分野で活躍するための基礎講座の回数を増やし、参加者増加に努めた。参加率・満足度はともに高い成果を得られた。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
毎回定員を超える申込があるものの、連絡なく当日欠席する人がある。また、幅広い年代が興味を持つ内容を検討する必要がある。			無断欠席の方にメールを送り、欠席の際は事前に連絡するようお伝えする。デジタルに関する講座など、対象者のニーズに応じたテーマを引き続き検討する。	

29	事業名	女性の就業支援事業	所管課所	経済振興課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
女性の就職支援の一環として専門のキャリアコンサルタントを配置、就職に向けたきめ細かな総合的カウンセリングを実施し、早期就職の促進を図る。			委託事業としてキャリアコンサルタントを配置し、個別にカウンセリングを実施する。	
事業の実施内容				
専用のキャリアコンサルタントによる早期就職に向けた総合的なカウンセリングを実施(月曜～金曜、午前9時～午後5時、受付は午後4時30分まで)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 相談件数(延べ)			【成果指標】 相談終了者の就職率	
【目標】 90件			【目標】 40%	
【実績】 131件			【実績】 30%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 3(達成まで今一歩)	
延べ相談件数292件のうち女性相談件数131件			女性相談終了者60人、内訳(就職18人、未就職42人) 未就職には相談者からの就職報告がないケースを含む。	
事業の評価				
C(より積極的な取り組みが必要)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
相談件数は前年より減少したものの、就職率は向上した。相談件数の増加に向けて取り組む必要がある。			就職に繋がらなかった相談者へのフォローアップおよび更なる事業周知等を強化する。	

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 取り組みの方向 (2) 女性の就業・起業のための支援

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

30	事業名	女性創業者の育成支援	所管課所	経済振興課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
女性の創業を促進し、新たな産業や雇用の創出及び市内産業の振興を図る。			女性の創業希望者や創業間もない方を対象に創業相談及び創業支援セミナーを実施する。また、創業に係る費用の補助を行う。	
事業の実施内容				
①ビジネスサポートセンターこしがや(相談窓口)の専門家による創業相談(女性相談46人)、 ②女性創業サロン(9月27日、10月25日、11月29日:15人)、女性創業支援セミナー(11月1日、8日、15日、22日:23人)、コミュニティビジネスセミナー(3月6日、13日:10人) ③創業者支援補助金(女性補助対象者3人) ④その他創業に係るセミナー(女性参加者14人)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 女性の創業相談件数			【成果指標】 創業を支援した女性の人数	
【目標】 40件			【目標】 10人	
【実績】 46件			【実績】 17人	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
セミナー受講後・補助金申請後のフォローアップが不足しているため、支援途中で創業を断念してしまうケースもみられる。フォローアップ体制については、引き続き検討していく必要がある。			窓口相談、セミナー、補助金申請対応すべての段階において、創業希望者の実態把握に努めていきたい。各事業での関連性を持ちながら、各事業関係期間との連携を強化し、ワンストップの支援を行う。	

31	事業名	女性の起業支援に関する講座の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
女性が主体的に能力を発揮できる力(エンパワメント)をつけるための学習機会を提供し、起業を視野に入れた女性の能力向上を図る。			女性が企業で働くだけでなく、起業する、NPOを立ち上げるなど、多様な働き方の選択ができるようなワークショップを中心とした講座を開催する。	
事業の実施内容				
「令和5年度私の好きなことで仕事を創る」4回連続講座 ①9/20「起業について考える、私はなにができる?」(参加者:18人)②10/4「私が本当にやりたいことを見つけよう」(参加者:19人)③10/11「地域で活動している人とつながろう」(参加者:19人)④「私の好きなことで仕事を創る」(参加者:16人)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 80%			【目標】 80%	
【実績】 90%			【実績】 94%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
募集80人(20人×4回) 参加人数、第1回:18人(内WEB8人)、第2回:19人(内WEB7人)、第3回:19人(内WEB8人)、第4回:16人(内WEB5人) ※会場とオンライン同時開催 ※女性対象講座			アンケートの満足・ほぼ満足の合計 「書く事でやりたい事、好きな事の再認識ができ、ディスカッションする事で再認識できた」「内容も満足で、参加者もすてきな人ばかりでとても楽しい時間だった」などの感想があり、起業について意識を高めていただくことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			対面とオンラインのハイブリッド形式をとることで、対面参加が難しい参加者も参加することができた。起業に関心がある人同士で話をする事で、考えを整理したり、新たな考え方に触れることができた。起業に向けての自信につなげることができた。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 取り組みの方向 (2) 女性の就業・起業のための支援

【達成度】
 5(十分に達成できた):目標値の100%以上
 4(概ね達成できた):目標値の80%以上100%未満
 3(達成まで今一步):目標値の60%以上80%未満
 2(達成は不十分):目標値の60%未満

32	事業名	家族経営協定の推進	所管課所	農業振興課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市内で農業を経営する世帯における女性従事者の労働環境を維持する。			農業を経営する家族間の話し合いのもとで共同経営環境の取り決めをする「家族経営協定」の普及拡大のため、農家への戸別訪問による啓発パンフレットの配布や制度説明、農業団体へのPRなどを行う。	
事業の実施内容				
各農業団体の会議等において、家族経営協定の制度を説明し、PRを行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 農業団体へのPR活動			【成果指標】 協定の締結件数	
【目標】 1回			【目標】 32件	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 1回			【実績】 32件	
越谷市農業団体連合会の各部会、JA越谷市女性部等の会議においてPRを行った。				
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
家族経営協定の締結に向け、制度説明やPRを推進しているところであるが、積極的に取り組む農業者が少ない。			制度の概要に加え、労働環境の向上を目的とした家族経営協定の意義やメリットについて、農業者に対し積極的に周知、PRする。	

33	事業名	女性の農業従事者支援	所管課所	農業振興課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市内の農業に携わる女性組織の活動を支援し、農業における女性の地位向上や経営参画推進を図る。			JA越谷市女性部が実施する、農業経営に関する講座及び先進事例の研究、地域交流活動など支援するための補助金を交付する。	
事業の実施内容				
JA越谷市女性部を通じて、地産地消フェスタにて地場農産物を利用した加工品販売、各支部における活動などを実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施地区の割合			【成果指標】	
【目標】 100%			【目標】 —	
【実績】 100%			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
女性部の全体会議や各支部における活動を行った。			各種農業団体活動等への参加や、JA埼玉県女性協会の会議への参加から、農業経営や地域社会への参画などの知識を習得することができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
女性農業起業家としての自立や安定化が十分図れていない。また、コロナ禍を経て、今後の各イベントの実施方法や参加方法などについて検討が必要である。			女性農業者間の交流・情報交換会の推進を図りつつ、女性農業者ならではの発想やネットワークを活かした活動を促進し、起業家としての自立や経営の安定化を図っていく。また、各イベントの実施や参加については、積極的な活動を検討する。	

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 取り組みの方向 (3) ハラスメント対策の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

34	事業名	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民に就労に関する法制度や職場におけるハラスメントについて普及・啓発を図る。			配偶者控除、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法など、就労に関する法制度、職場におけるハラスメントについて講座を開催する。	
事業の実施内容				
埼玉労働局と共催で、10/26「これだけは知っておきたい！パートタイム・有期雇用労働法とハラスメント」を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 理解度	
【目標】 80%			【目標】 80%	
【実績】 60%			【実績】 91%	
【達成度】 3(達成まで今一歩)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
参加人数12人(女性9人、男性3人、その他0人)募集人数20人			アンケートの理解できた・ほぼ理解できたの合計 「グループワークのとき、各テーブルに専門の人がついてくださりとても参考になった」「仕事を決める際に確認しておく必要のある項目がなかった」との感想があり、ハラスメントの基礎知識について理解を深めていただくことができた。	
事業の評価				
C(より積極的な取り組みが必要)			働くうえで必要な労働法と職場におけるハラスメントの基礎知識について理解を深めることができた。	
<前年度評価> A			グループでの話し合いで疑問を解消できたことが理解向上につながった。	
認識した課題			課題解決に向けた対応	
未就労者の申込みが多く就労が決まると仕事の関係でキャンセルがでた。			申込み状況を確認し定員より多くの申込みを受付けていく。	

35	事業名	ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止やハラスメント防止の普及・啓発	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市内の事業者には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)やハラスメント防止について普及・啓発を図る。			ワーク・ライフ・バランスに関係する取り組みを行っている市内の事業者にインタビューし、その効果などをまとめるとともに、ハラスメント防止を含めたリーフレットを市内事業者に配付する。	
事業の実施内容				
ワーク・ライフ・バランスの推進として、健康経営に関する記事を掲載したリーフレットを作成し、市内企業経営者を中心に配付した(配付部数: 5,600部)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 リーフレットの配付回数			【成果指標】	
【目標】 1回			【目標】 —	
【実績】 1回			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
越谷市商工会議所に依頼し、登録をしている市内企業にリーフレットを配付し、企業経営者に周知を図った。そのほか、経済振興課窓口及び「ほっと越谷」にも配架した。			商工会議所を通して市内事業者にリーフレットを配付することで、職場におけるワーク・ライフ・バランスの意識を促すことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 取り組みの方向 (3) ハラスメント対策の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

36	事業名	職員に対するハラスメント対策の充実	所管課所	安全衛生管理課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
ハラスメントのない、男女がともに能力を発揮できる職場環境を形成するため、職員に対する意識啓発を図る。			ハラスメントに関する研修等を実施する。	
事業の実施内容				
新採用研修、中級研修(入庁6年目)、上級研修(入庁12年目)、監督職員(主幹級)及び新任副課長職研修においてハラスメント(メンタルヘルス含む)に関する研修を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 ハラスメントに関する研修受講者数			【成果指標】 理解度	
【目標】 ー			【目標】 100%	
【実績】 383人			【実績】 96.6%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
内訳:新採用(女性110人、男性79人)中級(女性39人、男性46人)上級(女性34人、男性27人)主幹級(女性12人、16人)副課長級(女性4人、男性16人)			アンケート結果で「理解できた、ほぼ理解できた」と回答した人が、96.6%であった。来年度は研修後の結果で「理解できた、ほぼ理解できた職員」で100%を目指す。今年度、研修を受けた職員は理解が深まったと考える。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		研修を各階級別の職員に対し実施することにより、ハラスメントに対する理解や問題意識が深まっている。また、相談窓口の認知度も高まった。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
研修時の理解度の継続性、実行性を持たせる工夫が必要			入庁時及び階層別研修において今後とも適切に研修を実施する。	

基本目標	Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	【達成度】
施策の方針	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

37	事業名	事業者を対象とした男女共同参画に関する事業の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
事業者にも男女共同参画意識の普及・啓発を図り、職場における男女共同参画を推進する。			事業者を対象として、ワーク・ライフ・バランスなどに関する講座、パネル展示等を実施する。	
事業の実施内容				
10/28,29に開催された産業フェスタにて、「越谷ジェンダー統計」のパネル展示を行うとともに、「ほっと越谷」の紹介を行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】 実施回数	
【目標】 1回			【目標】 ー	
【実績】 1回			【実績】 ー	
			事業者が集まる場所にパネル展示を行うことで、事業者に情報を届けることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> C				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

38	事業名	男性職員の育児休業取得のための啓発	所管課所	人事課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
子育て中の男性職員が子育てに関する休暇等を積極的に取得できるよう、制度内容の周知・啓発を図る。			仕事と家庭の両立支援に関する研修の実施やハンドブックの配付等により、職員への周知を図る。	
事業の実施内容				
新採用職員、採用後6年目の職員及び新任管理職員を対象に、男性の育児休業をはじめとした仕事と家庭の両立支援に関する研修を実施した。 (新採用職員研修は4/4～4/6で実施、採用後6年目研修は10/24に実施、新任副課長職研修は6/30、7/13に実施)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 仕事と家庭の両立支援に関する研修の受講者数			【成果指標】 理解度	
【目標】 ー			【目標】 100%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
【実績】 186人			【実績】 90%	
①新採用職員研修(4/1付採用):男性52人、女性73人 ②採用後6年目研修(事務改善研修):男性17人、女性24人 ③新任副課長職研修:男性16人、女性4人			新採用職員に対して育児・介護両立支援ハンドブックを配付し、制度内容の周知を図った。その他の職員に対しては、仕事と家庭の両立支援に関する研修を実施し、意識啓発に努めた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		男性職員が抱く育児休業等への不安を少しでも解消できるよう育休通信による情報提供を実施した。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	【達成度】
施策の方針	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

39	事業名	男性の男女共同参画推進のための事業の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
男性に家庭生活等への参画を促す意識を啓発する。			さまざまな世代に対応したテーマを設定して講座等を開催する。	
事業の実施内容				
・5/14「今こそとろう！『男性の産休』―勝利の鍵はパパの手に！」(参加者:16人) 家事や育児におけるジェンダーギャップを学び考えてもらい、男性の産休取得方法や取得のメリットを学んでもらう講座を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】	
【目標】 1回			【目標】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 1回			【実績】 ー	
募集20人、参加者16人 (対面:女2人、男5人) (アーカイブ視聴:女7人、男2人)			「女性の愛情曲線」や「妊産婦死亡死亡原因」などのキーワードから、実際のデータをもとに、男性が育休を取得することで生じるメリットと育休を取得しないことで生じるデメリットを理解してもらうことで、男性の家庭進出の大切さを伝えることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

40	事業名	育児・介護等と仕事の両立支援のための事業の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
仕事と育児・介護等の両立を支援する。			働きながら子育てや介護等を両立することに関する講座等を実施する。	
事業の実施内容				
・6/22「育児と介護が重なる『ダブルケア』あなたはどうか乗り切る!？」(参加者:12人) 「ダブルケア」とはどのような状態か学び、育児や介護におけるタスクの優先順位付けや使える行政サービスを駆使し、仕事との両立に役立ててもらった講座を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】	
【目標】 1回			【目標】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 1回			【実績】 ー	
募集15人、参加者12人 (対面:女3人、男2人) (アーカイブ視聴:女7人)			ダブルケアの増加が予測される現代において、育児(もしくは介護)と仕事の両立ではなく、ダブルケアとの両立方法として、育児と介護の違いから、優先順位を考えてもらい自分の時間を確保する方法を学んでもらうことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	【達成度】
施策の方針	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

41	事業名	育児期の女性の就労継続を支援する講座の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
育児期の女性が就業継続し、スキルアップにつながる支援をする。			妊娠・出産・育児期の女性が仕事を継続するために、具体的に役立つ知識やスキルを習得できる講座を開催する。	
事業の実施内容				
講座名「私、いつか働きたい。働くことについて、一緒に考える講座」 ・6/7「自分と向き合う時間をとろう」(参加者:15人) ・6/21「役立つ地域の支援情報を知ろう」(参加者:6人)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 80%			【目標】 80%	
【実績】 100%			【実績】 100%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
募集人数20人(10人×2回)参加者21人 第1回:15人(内アーカイブ視聴5人)、第2回:6人 ※第一回のみアーカイブ配信あり ※女性対象講座			アンケートの満足・ほぼ満足の合計 「久しぶりに大人とお話しができて楽しかった。自分と向き合う時間がこれほど大事なものとは思わなかった」「今の自分の悩みに合っていて、自分のやりたいことを探すきっかけになった」などの感想があった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
参加条件を限定している講座は参加人数が少なくなりがちである。参加者の8割近くが30代だったことをふまえ、年代に合わせた告知方法を検討する必要がある。			30代前後の年代に合わせた告知方法として、オンラインを使った告知方法を検討したい。	

42	事業名	障がい者介護支援	所管課所	障害福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
介護者の負担軽減を図ることで、介護と他の活動の両立を支援する。			在宅の心身障害者の地域生活を支援するため、一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等を実施する登録サービス提供団体に補助金を交付する。	
事業の実施内容				
一時預かり、派遣による介護サービス、外出援助等を行う「生活サポート事業」を実施し、サービス提供団体に補助金を交付する。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 利用登録者数(障がい者)			【成果指標】 利用時間数(延べ)	
【目標】 425人			【目標】 —	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
【実績】 373人			【実績】 5,534時間	
			事業の内容から、目標値の設定は難しいが、令和5年度は令和4年度実績(6,015時間)よりやや減少したものの、取り組みの成果としては概ね達成できたと考えられる。	
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
昨年同様、登録事業者数25に対し、市内の事業者は8箇所にとどまっているため、利用登録者が緊急時に利用できないことがある。			市内及び近隣の事業所から団体登録の希望があれば登録を進めていく。また、利用登録者が緊急時に利用できない場合は、利用者の状況を確認しながら、他のサービスの利用を検討する。	

基本目標	Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	【達成度】
施策の方針	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

43	事業名	障がい児介護支援	所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
介護者の負担軽減を図ることで、介護と他の活動の両立を支援する。			在宅の心身障害児の地域生活を支援するため、一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等を実施する登録サービス提供団体に補助金を交付する。	
事業の実施内容				
一時預かり、派遣による介護サービス、外出援助等を行う「生活サポート事業」を実施し、サービス提供団体に補助金を交付した。また、サービスを受けた時間数に応じた自己負担金について、障がい児の保護者の所得に応じた階層区分により補助額を決定し、介護者の負担を軽減した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 利用登録者数(障がい児)			【成果指標】 利用時間数(延べ)	
【目標】 260人			【目標】 ー	
【実績】 223人			【実績】 10,027時間	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			サービス提供事業者への補助を行うことで、利用者の負担軽減を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

44	事業名	高齢者介護支援	所管課所	地域包括ケア課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
介護者の負担軽減を図ることで、介護と他の活動の両立を支援する。			見守りや部分的介助が必要な高齢者(介護保険認定対象外)の介護者が、休養や旅行等で一時的に介護を離れる間、高齢者が特別養護老人ホーム等で短期宿泊する際のサービス費を受け入れ施設に支給する。	
事業の実施内容				
市内に住所を有する65歳以上の介護保険認定対象外の高齢者で、見守りや部分的介護が必要な方が、一時的に介護者が病気や事故等で介護が困難になったとき、特別養護老人ホーム等で、空きベッドを利用して一時的に生活管理の支援を行う。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 申請件数			【成果指標】 利用日数(延べ)	
【目標】 10件			【目標】 —	
【実績】 9件			【実績】 110日	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			事業利用を必要とする人がいた場合、要件が当てはまれば早急に利用できる体制を整えている。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			利用者の相談を受けた場合は速やかに対応を行える体制維持を行っている。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
事業を必要とする潜在的なケースの発見機能体制を強化していく必要がある。			地域包括支援センターやその他関係機関との連携を図り、利用者の家族支援を促す。	

基本目標
 施策の方針
 取り組みの方向

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 (2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

【達成度】
 5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
 4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
 3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満
 2（達成は不十分）：目標値の60%未満

45	事業名	父親サロンの開催	所管課所	子ども施策推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
父親に、育児の参画を促進するための支援を行う。			未就学の子どもを持つ父親同士の交流の場として父親サロンを開催する。	
事業の実施内容				
未就学の子どもを持つ父親を対象に父親サロンを開催し、相談や情報提供を行ったほか、父親同士の交流を促進し、父親の育児参加を支援した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加人数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 300人			【目標】 ー	
【実績】 300人			【実績】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> C				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

46	事業名	送迎保育の実施	所管課所	子ども施策推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
保育園の開所時間内に保育園へ児童を送迎できない保護者に代わり、保育ステーションにおいて送迎及びそれに伴う保育を行うことにより、仕事と育児の両立を支援する。			指定私立保育園への児童の送迎及びそれに伴う保育を行う。	
事業の実施内容				
保護者が仕事と子育ての両立を支援するため、利便性の高い駅前2か所(南越谷・北越谷)の保育ステーションで送迎保育を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 年間利用可能な児童数(延べ)			【成果指標】 年間利用児童数(延べ)	
【目標】 11,720人			【目標】 —	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
【実績】 11,600人			【実績】 1,029人	
			育児休業制度の取得促進など、社会情勢の変化により、定員を超える利用はなかったが、必要とする利用者のため、いつでも利用希望に対応できる状況を整えている。	
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> B				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	【達成度】
施策の方針	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

47	事業名	一時預かりの実施	所管課所	子ども施策推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民の育児と他の活動(就職活動、通院、リフレッシュ等)との両立を支援する。			保育ステーション及び地域子育て支援センターにおいて、一時預かりを実施する。	
事業の実施内容				
地域子育て支援センター8か所と保育ステーション3か所において、保護者の急用時や子育てのリフレッシュを図りたい時などに、保護者に代わって児童を一時的に保育する一時預かり事業を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 年間利用可能な児童数(延べ)			【成果指標】 年間利用児童数(延べ)	
【目標】 36,400人			【目標】 ー	
【実績】 35,160人			【実績】 11,816人	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
支援センター日数:243日 2か月のみ開設の施設有 保育ステーション:17,950人 支援センター:17,210人			公立支援センター1,300名 私立支援センター3,017名 保育ステーション7,449名	
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> B				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

48	事業名	保育所運営(市立)	所管課所	保育施設課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市立保育所18か所において良質かつ適切な保育サービスの提供に努めるとともに、障がい児保育・延長保育等多様な保育ニーズに応えられるよう、適正な保育所運営の確保に努めることで、市民の育児と他の活動の両立を支援する。			適正な保育所の運営を通じて、良質で適切な保育サービスを提供する。	
事業の実施内容				
通常の保育サービスに加え、特別支援保育や医療的ケア児の受け入れなど、様々な支援を必要とする児童に対して保育サービスを提供する。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 保育所(市立)の定員			【成果指標】 保育所(市立)入所児童数	
【目標】 2,050人			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 2,050人			【実績】 1,953人	
			保育を必要とする多くの児童に対し、保育サービス提供することができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	【達成度】
施策の方針	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

49	事業名	延長保育の実施	所管課所	保育入所課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民の育児と就労等との両立を支援する。			就労形態の多様化や通勤時間に即した保護者のニーズに適切に対応するため、延長保育を実施する。	
事業の実施内容				
就労形態の多様化や通勤時間に即した保育ニーズに対応するため市内の認可保育所117か所(公立18か所、私立24か所、認定こども園9か所、地域型保育事業所66か所)において保育認定時間を越える延長保育を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 利用可能な児童数(延べ)			【成果指標】 利用児童数(延べ)	
【目標】 7,395人			【目標】 —	
【実績】 6,063人			【実績】 85,077人	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
定員の増加を行うことにより、延長保育を実施できる人数を増やすことができた。			昨年度実績(62623人)に比べ利用人数の増加となった。 新型コロナウイルスの位置づけが5類感染症に変更されて以降、利用者増加の傾向にあり、育児と就労の両立の支援を行えている。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		多様化する保護者のニーズに適応できるよう各保育施設にて順調に取り組んでいる。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

50	事業名	病児等保育の実施	所管課所	子ども施策推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民の育児と他の活動との両立を支援する。			病気で患中又は回復期にある生後3ヶ月から小学校3年生までの乳幼児・児童を一時的に保育する。	
事業の実施内容				
社会福祉法人及び株式会社に委託している市内2か所の専用保育室で、看護師及び保育士を配置し運営した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 利用可能な児童数(延べ)			【成果指標】 利用児童数(延べ)	
【目標】 610人			【目標】 —	
【実績】 610人			【実績】 700人	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与できた。 問い合わせ:430件、利用予約:1262件(うち解約562件)	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		前年度に引き続き、病児保育室として、児童が病気であっても保育可能である安心な預け先として、働く保護者に認識されている。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	【達成度】
施策の方針	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一步）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

51	事業名	保育所(園)入所(園)事業(私立等)	所管課所	保育入所課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民の育児と他の活動との両立を支援する。			多様化する保育需要に対応するため、市内の民間保育施設(私立保育園、認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、地域型保育事業所)及び市外の保育施設の保育の実施を委託する。	
事業の実施内容				
市内の民間保育施設100か所(私立保育園24か所、認定こども園9か所、施設型給付を受ける幼稚園1か所、地域型保育事業所66か所)及び市外の保育施設に、市内児童の保育を委託した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 市内保育施設(私立等)の定員			【成果指標】 市内保育施設(私立等)、市外委託保育の利用人数(延べ)	
【目標】 5,345人			【目標】 ー	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
【実績】 5,211人			【実績】 60,242人	
令和5年度は家庭的保育1か所が再開したが、認定こども園3ヶ所で定員の減少があった。			民間保育施設の新設、定員の増員や保護者への丁寧な情報提供を行い、昨年度と同等の児童の保育を実施できた。また、保護者の利便性等の向上となる市外での保育の希望を汲み取り、市外へ依頼することで市民の育児と就労等の活動の両立を支援することができた。	
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)			民間保育施設の新設や定員の増員に加え、保育施設の年齢別空き状況等を積極的に情報提供した。	
<前年度評価> B			また、市外の保育施設を希望する児童に関する相談や委託先市町村との協議を行った。	
認識した課題			課題解決に向けた対応	
入園を希望する保護者に対し、可能な限り多くの選択肢を提供していく必要がある。			窓口の申込受付では、今後も保護者からの希望を踏まえ、適切な情報提供を行っていく。	

52	事業名	学童保育室運営	所管課所	青少年課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民の育児と他の活動との両立を支援する。			保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、指導員による学童保育を運営する。	
事業の実施内容				
市内52か所の学童保育室において、保護者が就労等により保育できない児童に対して、放課後の遊びや生活の場を提供した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 公立学童保育室入室児童定員			【成果指標】 公立学童保育室の利用人数(延べ)	
【目標】 3,275人			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 3,354人			【実績】 37,642人	
令和5年度は川柳学童保育室において定員の拡大を図った。今後も受入児童の拡充及び保育環境の充実のため、施設整備事業を推進する。			入室を希望する児童が一人でも多く利用できるよう、途中退室や入室辞退により生じた定員の空きに対して入室選考を毎月実施し、受入児童の増加に努めた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり

施策の方針

4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

取り組みの方向

(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

【達成度】

5（十分に達成できた）：目標値の100%以上

4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満

3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満

2（達成は不十分）：目標値の60%未満

53	事業名	父親を対象とした子育て講座の開催	所管課所	児童館コスモス
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
父親に、育児の参画を促進するための意識の啓発を図る。			父親を対象とした子育て講座を開催する。(両親での参加も可能)	
事業の実施内容				
親子で楽しめるミニ運動会遊びを開催。ただし、ひとり親家庭等に配慮し、保護者であれば参加可能とした。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 80%			【目標】 80%	
【実績】 82%			【実績】 100%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
募集:各回10組(5回中4回開催) 参加 組(①中止 ②11組 ③10組 ④10組⑤10組 (内訳:父親26人、母・祖母等31人、子ども54人) ※中止理由:大雨の影響で中止 ※当日参加したいとの申し入れがあり、2回目のみ11組参加した			事業後のアンケート結果によると、「とても楽しかった(非常に満足)」と「楽しかった(満足)」の割合が100%だった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
参加をしたことがない父親が参加しやすい環境づくりに努める必要がある。 また、対象年齢の幅が広い、年齢関係なく楽しめるように工夫する必要がある。			Cityメールや電子申請を活用し、PRIに努めていくことや講師の方と話し合い、内容の検討も行う。	

54	事業名	父親を対象とした子育て講座の開催	所管課所	児童館ヒマワリ
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
父親に、育児の参画を促進するための意識啓発を図る。			父親を対象とした子育て講座を開催する。(両親での参加も可能)	
事業の実施内容				
父子で楽しめる運動遊びや制作等を中心に年9回開催。ただし、ひとり親家庭等に配慮し、保護者であれば参加可能とした。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 80%			【目標】 80%	
【実績】 78%			【実績】 100%	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
募集:各回12組(9回開催) 参加:85組(①9組 ②8組 ③8組 ④12組 ⑤7組 ⑥10組 ⑦6組 ⑧12組 ⑨13組) (内訳:父親49人 母・祖父母等47人 子ども85人)			事業後のアンケート結果によると、「とても楽しかった(非常に満足)」と「楽しかった(満足)」の割合が100%だった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
事業実施の更なる周知徹底に努める必要がある。			Cityメールや電子申請を活用し、PRIに努めていく。	

基本目標	Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	【達成度】
施策の方針	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

55	事業名	両親学級の開催	所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
妊婦とその配偶者に、育児の参画を促進するための意識啓発を図る。			新生児の保育の講義や沐浴実習など、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を両親で習得するための講座を開催する。	
事業の実施内容				
1日目: 歯科保健講座 2日目: 助産師による妊娠中～産後の生活についての講座、妊娠中の栄養講座 3日目: 沐浴実習・新生児保育(両親)・妊婦体験(夫) 歯科や栄養に関する資料を配布				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加人数(延べ)			【成果指標】 満足度	
【目標】 1,400人			【目標】 95%	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 1,229人			【実績】 98.6%	
募集人数:1360人 密を避け感染症予防しながら安全に参加できる定員数を見直し、令和5年度より募集人数を増やしたことにより、昨年度より参加人数は増加した。			アンケート結果より集計。 参加してよかった回答者数361人/アンケート回答者数366人×100=98.6%	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
妊娠期から出産・子育ての不安や心配が強く、個別で支援が必要なケースが以前より増加している。			妊娠期から、こども家庭センターなどの関係機関と連携しながら情報共有し、不安の解消ができるよう寄り添った支援を行い、安心して子育てができる環境を整える。	

56	事業名	男性の生活自立能力開発のための講座の開催	所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
男性の家事などの生活能力向上を促し、家庭内の固定的性別役割分担の見直しを図る。			男性を対象に、調理技術や栄養知識などを学ぶための講座を開催する	
事業の実施内容				
初心者向けの料理教室を4回開催した。 ・調理のコツや、料理の取り合わせ方などの講話 ・グループで調理実習				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 80%			【目標】 90%	
【実績】 81%			【達成度】 5(十分に達成できた)	
参加率＝参加者数／定員×100＝78／96×100＝81% ・開催数 4回 ・参加者数 ①20人 ②20人 ③20人 ④18人 計78人 ・定員 各回24人 計96人			満足度＝満足・ほぼ満足の回答者数／アンケート回答者数×100 ＝(73+74)／(76+76)×100＝97% ・講話 満足63人 ほぼ満足10人 計73人／4回 ・実習 満足53人 ほぼ満足21人 計74人／4回 ・回答者数 76人／4回	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
調理技術や栄養知識などを広めるには継続した開催が必要と考える。			今後も継続して開催していく。	

基本目標	Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり	【達成度】
施策の方針	5 地域社会における男女共同参画の推進	5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
取り組みの方向	(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進	4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
		3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
		2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

57	事業名	民生委員・児童委員等への意識啓発	所管課所	福祉総務課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
民生委員・児童委員等に男女共同参画への意識啓発を図る。			民生委員・児童委員等に対し、男女共同参画の促進のための情報提供を行う。	
事業の実施内容				
13地区ごとに組織されている民生委員・児童委員協議会の定例会において、DVや男女共同参画、人権に関する意識啓発のチラシやリーフレットの配布を行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 情報提供の実施回数			【成果指標】 情報提供の実施回数	
【目標】 5回			【目標】 ー	
【実績】 4回			【実績】 ー	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
定例会において、チラシやリーフレット・講演会の案内などを情報提供することができた。			定例会において、チラシやリーフレット・講演会の案内などを情報提供することができた。	
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> B				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
男女共同参画の啓発は、継続的な意識付けが重要である。委員への研修方法や情報提供の手法について検討が必要である。			今後も定例会を通じて、講演会などの研修事業やその他情報提供を継続的に行い、研修手法については検討を行う。	

58	事業名	ファミリーサポートセンター事業の充実	所管課所	子ども施策推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
地域社会において、市民の育児と他の活動との両立を支援する。			子育ての援助を受けたい方・行いたい方を地域でコーディネートするファミリーサポートセンターを運営するとともに、病児・緊急対応強化事業として、緊急サポートセンター事業を実施する。	
事業の実施内容				
保育施設等への送迎や一時預かりなど、会員同士による相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンターを運営し、仕事と育児の両立を支援した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 提供会員数			【成果指標】 利用件数	
【目標】 367人			【目標】 —	
【達成度】 3(達成まで今一歩)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 187人			【実績】 3,792件	
登録されている提供会員を精査し、実際に提供可能な会員を確認したところ会員数が減少し、目標には至らないものの、前年度からは会員数は増加し、事業の継続については問題ないため達成度は「3」とした。				
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)			登録されている提供会員を精査し、実際に提供可能な会員を確認したところ会員数が減少し、目標には至らないものの、前年度からは会員数は増加しており、十分なサービス提供ができているため	
<前年度評価> C			評価を「B」とする。	
認識した課題			課題解決に向けた対応	
提供会員の高齢化と担い手不足が課題となっている。			提供会員を増やす講習会の開催回数を増加させる	

基本目標	Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり	【達成度】
施策の方針	5 地域社会における男女共同参画の推進	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一步）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

59	事業名	防災活動における男女共同参画の啓発	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
防災分野における男女共同参画を推進する。			防災における女性リーダー養成のための講座等を実施する。	
事業の実施内容				
ハザードマップの見方、越谷市の地理的特徴から見える水害時に取るべき行動を学ぶ講座を実施した。 ・6/11「わたしたちの防災 水害編」				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】	
【目標】 1回			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 1回			【実績】 —	
募集20人、参加者31人 (対面:女19人、男12人) (アーカイブ視聴:女7人)			「講師の市民目線でのお話しが興味深かったです」「防災について考えるきっかけになりました」という感想があり防災を自分事として考えてもらうことにつながった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		越谷市の地理的特徴を押さえた講演は水害の基本的な知識や避難のタイミングを自分事として考える機会となった。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

60	事業名	防災活動における女性の参画促進	所管課所	危機管理室
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
非常時においても男女の人権が尊重され、また防災分野における方針決定過程への女性の参画が拡大するよう、防災訓練においても男女共同参画の視点を踏まえる。			市が主催する地域の防災訓練において、女性の参加を促す。	
事業の実施内容				
「令和5年度越谷市・増林地区合同総合防災訓練」において自治会等の参加団体に対し、事前説明会等で男女共同参画の必要性を伝えた。なお、訓練は、悪天候により令和6年度に延期となった。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 防災訓練の実施回数			【成果指標】 防災訓練の女性の参加割合	
【目標】 1回			【目標】 —	
【実績】 —			【達成度】 1(未実施)	
令和5年度越谷市・増林地区合同総合防災訓練は、悪天候により令和6年度に延期となった。			令和5年度越谷市・増林地区合同総合防災訓練は、悪天候により令和6年度に延期となった。	
事業の評価				
—(評価困難)		令和5年度越谷市・増林地区合同総合防災訓練は、悪天候により令和6年度に延期となったため、評価困難とした。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
防災活動における女性の参画の必要性については、多様な周知方法の確保が必要。			刊行物の配付、出張講座等で周知・啓発を行う。	

基本目標	Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり	【達成度】
施策の方針	5 地域社会における男女共同参画の推進	5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
取り組みの方向	(2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進	4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
		3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
		2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

61	事業名	防災備蓄品における女性への配慮	所管課所	危機管理室
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
被災時における男女のニーズの違いを把握し、備蓄品について女性への配慮を行う。			特に女性が必要と思われる用品を備蓄品として確保する。	
事業の実施内容				
令和3年度から令和7年度までの備蓄計画に基づき、簡易間仕切り、生理用品、サニタリー袋等、女性に配慮した防災備蓄品を確保している。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 主な女性向け用品の備蓄率			【成果指標】	
【目標】 79%			【目標】 —	
【実績】 100%			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			令和3年度から令和7年度までの備蓄計画に基づき、簡易間仕切り、生理用品、サニタリー袋等、女性に配慮した防災備蓄品を備えることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
これまでの備蓄品の見直しやさらに女性に必要なと思われる備蓄品の調査及び検討を行う必要がある。			最新の備蓄品について積極的に調査し、今後の備蓄計画へ反映できるよう検討を行う。	

62	事業名	防災活動における女性消防団員の参画	所管課所	警防課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
大規模災害等が発生し、避難所を開設した際、女性消防団員が運営の補助にあたり、避難者へのきめ細やかな対応を行う。			避難所運営所管課の職員を講師として、避難所運営に必要な研修を実施する。	
事業の実施内容				
・「避難所運営補助活動」に係る訓練(回数:6回、参加者:25名)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 研修の実施回数			【成果指標】	
【目標】 2回			【目標】 —	
【実績】 6回			【達成度】 5(十分に達成できた)	
市危機管理室主催の「避難所開設訓練」に自主防災組織とともに参加した。			団員個人のスキルアップにつながり、知識及び技術の上達が見られた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			通常の避難所運営補助に加え、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を徹底した訓練を実施した。今後も、実災害を想定した様々な訓練を実施していく。	
<前年度評価> B				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
各活動における知識及び技術の更なる向上及び避難所開設に伴う連絡体制の構築。			座学については、WEB研修などを取り入れ、自宅で研修を受講できるようにし、知識及び技術を向上することができるよう検討していく。また、発災時の団員への連絡体制を見直していく。	

基本目標	Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり	【達成度】
施策の方針	5 地域社会における男女共同参画の推進	5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
取り組みの方向	(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
		3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
		2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

63	事業名	困難を抱える女性を支援するための事業の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
さまざまな困難を抱えた女性の自立を促すための支援を行う。			さまざまな困難を抱えた女性が長期的展望をもち生活できるように支援する講座等を実施する。	
事業の実施内容				
毎日いろいろがんばりすぎてませんか？ 「わたしが”わたし”らしくあるための　ころとからだのケア」2回連続講座 ・1/28「絵本で出会う”わたし”らしさ」(参加者:11名) ・2/4「”わたし”とみんなでつながるアート」(参加者:12名)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】	
【目標】 1回			【目標】 ー	
【実績】 1回			【実績】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			「自分と向き合えるよい機会だった」「リフレッシュできた」「自分の気持ちを外から見ている気持ちになった」などの感想があった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		絵本やアート(ものづくり)を通じて、ゆったりとした気持ちになり頭や心をほぐしてもらうことが出来た。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

64	事業名	外国人市民のための情報提供	所管課所	市民活動支援課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
外国人市民のために庁内での通訳や、行政資料の多言語翻訳など自立を促すための支援を行う。			外国人のDV相談などに通訳を派遣するとともに、子育てや福祉など、必要な行政資料を多言語に翻訳して情報提供を行う。	
事業の実施内容				
①令和5年度庁内通訳派遣・窓口対応件数(99件) ②令和5年度庁内翻訳依頼件数(166件) ③モバイル端末機による遠隔通訳サービス対応件数(47件)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 支援件数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 220件			【目標】 —	
【実績】 312件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
通訳派遣・窓口対応実績件数＋翻訳実績件数			他課所からの依頼等に基づき、通訳・資料翻訳を行うことで外国人市民の自立を支援することができたものの、一部対応できない言語があった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
国際交流員による通訳に加え、モバイル端末機による遠隔通訳サービスにより、幅広い言語での通訳に対応できた一方で、遠隔通訳サービス利用時に、まれに希望言語での通訳が即時に受けられないといった課題があった。			令和6年度から国際交流員の勤務日数が週5日に増えるため、他課からの通訳依頼等により丁寧且つ柔軟に対応するとともに遠隔通訳サービスの仕様を見直し、市民サービスを提供できるように努める。	

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 取り組みの方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

65	事業名	生活困窮者自立支援制度による支援	所管課所	生活福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
生活困窮者に対し、自立のための支援を行う。			生活困窮による自立の過程で、生活困窮者自立支援制度に基づく事業（自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業）等による支援を行う。	
事業の実施内容				
生活困窮による自立の過程で、必要に応じて生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業）や生活困窮者自立支援金給付事業による支援を行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 新規相談件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 484件			【実績】 —	
【達成度】 5（十分に達成できた）			【達成度】 5（十分に達成できた）	
生活困窮者に対し、自立に向けた制度の案内と利用提案を行った。			自立相談支援事業の利用の意思を示したDV被害者に対し、自立相談支援機関の相談支援員がそれぞれの相談内容に応じた支援を行った。	
事業の評価				
A（順調に取り組んでいる）		自立相談支援事業の活用により、就労支援や住居確保、他法他施策案内（生活保護）等を実施し、それぞれの抱える問題解決に向けた支援を行うことができた。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
生活困窮者の抱える問題は多種多様であるため、主訴を適切に把握し、個々の相談者に応じた柔軟な対応が求められる。			生活困窮者の主訴を適切に把握した上で、自立相談支援事業を実施していくとともに関係機関との連携を強化していく。	

66	事業名	障がい者福祉制度による支援	所管課所	障害福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
障がい者に対し、自立のための支援を行う。			障がい者の自立の過程で、必要な場合には障害福祉サービス等(介護給付・訓練等給付)を利用し支援を行う。	
事業の実施内容				
障がい者の住まいの場となるグループホームの整備を推進する。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 居室数			【成果指標】	
【目標】 340室			【目標】 —	
【実績】 461室			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			グループホームの整備が進み、障がい者に対し、障がい者福祉制度による支援を行い、自立を促進することに寄与した。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
なし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 取り組みの方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

67	事業名	介護(予防)サービス事業の実施	所管課所	介護保険課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
介護保険サービスの提供により介護を必要とする人や家族の負担を軽減する。			要介護及び要支援者が、介護を必要とする程度に応じて利用した介護(予防)サービスの費用を介護保険から給付する。	
事業の実施内容				
要介護及び要支援者が利用した居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防・生活支援サービス等について、利用者負担額(1割、2割又は3割)を除いた額を、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じ、介護サービス事業者へ支払った。低所得者に対しては、経済的理由により介護サービスを抑制することがないよう、利用者負担の軽減を行い、適切な介護サービスの利用を促進した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 介護(予防)サービスの年間利用件数(延べ)			【成果指標】 介護(予防)サービス利用者率	
【目標】 424,007件			【目標】 12.9%	
【実績】 407,835件			【実績】 17.6%	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防・生活支援サービス等の利用件数			介護(予防)サービス利用者数÷65歳以上高齢者数×100	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			介護(予防)サービスの利用率は目標を達成し、年間利用件数(延べ)も目標を概ね達成しており、要介護及び要支援者に必要な介護サービスを提供することができた。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
要介護及び要支援者が適切なサービスを受けられているか確認する必要がある。			要介護及び要支援者のケアプランの点検を行うことで、ケアプランの質的向上を図り、併せて事業者の介護サービスに対する意識を高め、不適切なサービス提供を防止する。	

68	事業名	介護保険に関する情報提供	所管課所	介護保険課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
介護保険制度の周知を図り、介護保険サービス利用を促進する。			介護保険パンフレット「あんしん介護保険」を所定場所に配架及び説明会等において配布を行う。同パンフレットをもとに、市ホームページにアクセスすることで、より介護保険制度の周知を図る。	
事業の実施内容				
令和5年7月に介護保険パンフレット「あんしん介護保険」を作成し、介護保険課の窓口以外にも、各地区センターや保健センター等に配架を依頼した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 説明会等の回数			【成果指標】 市ホームページの介護保険関連の閲覧件数	
【目標】 5回			【目標】 260,000件	
【実績】 4回			【達成度】	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【実績】 —	
介護保険制度に係る出張講座等の実施回数			令和4年11月の市ホームページリニューアルに伴い、今までの指標が集計できなくなった	
事業の評価				
—(評価困難)			指標の集計ができなくなったことから評価困難とした。	
<前年度評価> 評価困難				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
介護保険制度の周知を図るために、誰にでもわかりやすいパンフレットやホームページの作成を行う必要がある。			パンフレットやホームページの作成時に、制度の内容を知らない人からの意見や質問に対応できる内容となるように工夫する。	

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 取り組みの方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

69	事業名	母子生活支援施設への入所	所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
児童の養育に困難を抱える母子世帯からの相談を受け、母子世帯に対して保護を行う。			児童の養育に困難を抱える母子世帯からの相談を受け、必要に応じて母子生活支援施設への入所などの支援を行う。	
事業の実施内容				
児童の養育に困難を抱える母子世帯の相談を受け、母子生活支援施設の入所を支援した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 相談・入所件数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 1件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			児童の養育に困難を抱えている母子世帯を、入所につなげることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

70	事業名	母子家庭等の就労支援	所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
母子及び父子家庭の母親及び父親の就労を支援する。			母子及び父子家庭の母親及び父親の就労に結びつくような情報の提供に努めるとともに、就労に有効な資格の取得を支援するため、母子自立支援員の面接を通し、教育訓練給付金などの支給を行う。	
事業の実施内容				
就労に結び付きやすい知識・技能を身につけるため、雇用保険法で定める教育訓練講座を受講し修了した場合に受講費の一部を支給した。(自立支援教育訓練給付金) また修業期間中の生活費の一部を支給した。(高等職業訓練促進給付金)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 支給件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 13件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
自立支援教育訓練給付金:5件 高等職業訓練促進給付金:8件 ひとり親家庭高卒認定試験支援給付金:0件			給付金を支給することでひとり親への就労支援を行うことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 取り組みの方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

71	事業名	母子家庭等の生活支援	所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金を貸付ける。			母子家庭等に対しても、福祉資金の貸付を行う。	
事業の実施内容				
母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方に対して必要な資金を貸し付けることにより経済的な支援を図った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 貸付件数			【成果指標】	
【目標】 ー			【目標】 ー	
【実績】 4件			【実績】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			必要な資金を貸し付けることにより経済的な支援を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 取り組みの方向 (1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

72	事業名	性と生殖に関する健康と権利についての講座の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民に、性と生殖に関する健康と権利についての意識の普及・啓発を図る。			性と生殖に関する健康と権利についての講座を開催する。	
事業の実施内容				
月経と仲良くお付き合いしてますか？～月経の知識とヨガでパフォーマンス低下を防ごう～ ・12/13(参加者:8名) ・1/27(参加者:13名) (共催:埼玉県東部地域振興センター)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 80% 【実績】 70%			【目標】 80% 【実績】 95%	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
保育預かりがなく、平日の参加者が少なかった。			月経の悩みは共有しにくいと感じている女性が多い。正しい知識を得ることで、生活など工夫したり、体を動かすなど自身の身体に興味をもち健康を意識する情報提供ができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			「月経の悩みは自分だけじゃないんだ」「月経について学ぶことがなく勉強出来てよかった」「知識とヨガ(実践)の組み合わせが良かった」などの感想があった。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
女性が安心して活躍できる社会実現のために、女性特有の健康課題についての重要性や対処法などより普及啓発する必要がある。			身体・性についての正しい認識を持つ普及啓発を引き続き実施する。	

73	事業名	生涯を通じた女性の健康に関する講座の開催	所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民に、生涯を通じた女性の健康に対する意識の普及・啓発を図る。			生涯を通じた女性の健康に関する講座を開催する。	
事業の実施内容				
がんを含めた女性特有の疾病を予防するための知識の普及啓発及び更年期と上手に付き合うための対処方法を学ぶことを目的に医師及び専門職による更年期に関する講座(全3回 2/2、2/19、3/1)を行った。(参加実人数20人、参加延べ人数31人)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 50%			【目標】 90%	
【実績】 34%			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【達成度】 3(達成まで今一歩)			【実績】 100%	
【参加率】参加者(3回コース延べ人数)31人/定員(30人×3回)90人×100=34.4%			アンケート結果により集計。 満足・ほぼ満足の回答者数31人/アンケート回答者数31人×100=100%	
事業の評価				
C(より積極的な取り組みが必要)			医師、大学教授による講話のほか、包括連携協定を締結した明治安田生命保険相互会社講師による栄養の話など加幅広い分野の情報を取り入れた。周知に関しても越谷市のSNSを活用し、周知を図ったが、当日の悪天候等による影響により参加実人数は伸びなかった。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
3回コースとして企画しているが、各回の開催曜日が統一されなかったためか、各回の参加人数にばらつきが見られた。			開催曜日を統一したり、各回ごとの参加募集にするなど、参加し易い開催要件を検討していく。	

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 取り組みの方向 (1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

74	事業名	女性特有の疾病の予防・啓発(乳がん)	所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
妊娠・出産等、男性とは異なる身体機能に由来する女性の健康上の問題についての適切な対応を図る。			乳がん検診を実施する。	
事業の実施内容				
対象者:35歳以上の女性で奇数月生まれの方、令和4年度未受診の方、がん検診総合支援事業の対象の方 内容:問診、視触診、マンモグラフィ(X線)検査				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 受診者数			【成果指標】 受診率	
【目標】 7,350人			【目標】 10.9%	
【実績】 5,943人			【実績】 10.1%	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
受診勧奨通知を69歳までの方に送付した。がん検診総合支援事業の対象者には無料クーポン券を発行した。また、未受診者には、受診再勧奨はがきを送付した。R5年度の目標値は、コロナの受診控えがあったため30%減で設定した。			受診率については2年連続受診者を差し引いて算出することとなっている。R5年度目標値は、コロナの受診控えがあったため30%減で設定した。	
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)			未受診者には、再勧奨を実施し、受診率の向上を図った。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
新型コロナウイルス感染症の影響にて、低下した受診率が、コロナ禍以前まで回復していない。引き続き、定期的な検診受診が大切であることを啓発する必要がある。			ナッジ理論を活用した効果的な受診勧奨媒体を作成し、対象者へ通知する。また、未受診者の方には、再勧奨を実施する。他の検診とセットで受診できる体制を整える。	

75	事業名	女性特有の疾病の予防・啓発(子宮頸がん)	所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
妊娠・出産等、男性とは異なる身体機能に由来する女性の健康上の問題についての適切な対応を図る。			子宮頸がん検診を実施する。 ※子宮頸がん検診受診者のうち、医師の判断で必要と認められた方に子宮体部がん検査を実施する。	
事業の実施内容				
対象者:20歳以上の女性の方、がん検診総合支援事業の対象の方 内容:問診、子宮頸部・体部の細胞診				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 受診者数			【成果指標】 受診率	
【目標】 13,000人			【目標】 8.9%	
【実績】 10,681人			【実績】 7.4%	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
受診勧奨通知を69歳までの方に送付した。がん検診総合支援事業の対象者には無料クーポン券を発行した。また、未受診者には、受診再勧奨はがきを送付した。			受診勧奨通知を69歳までの方に送付した。がん検診総合支援事業の対象者には無料クーポン券を発行した。また、未受診者には、受診再勧奨はがきを送付した。	
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)			未受診者には、再勧奨を実施し、受診率の向上を図った。	
<前年度評価> B				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
コロナ禍以前の受診率まで、回復したものの、目標値の達成まで至っていない。引き続き、効果的な受診勧奨を実施していく必要がある。			ナッジ理論を活用した効果的な受診勧奨媒体を作成し、対象者へ通知する。また、未受診者の方には、再勧奨を実施する。	

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 取り組みの方向 (1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

76	事業名	男性特有の疾病の予防・啓発(前立腺がん)	所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
女性と異なる身体機能に由来する男性の健康上の問題についての適切な対応を図る。			前立腺がん検診を実施する。	
事業の実施内容				
対象者:①50,55,60,65,70,75歳の男性の方、②上記の年齢以外の51歳から74歳までの男性で過去4年以内に前立腺がん検診を受けていない方 内容:血液検査(PSA検査)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 受診者数			【成果指標】 受診率	
【目標】 1,480人			【目標】 10.3%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
【実績】 1,695人			【実績】 8.5%	
受診勧奨通知を55歳から69歳までの方に送付した。令和5年度より対象者の要件を一部緩和したことにより、昨年より若干受診者は増加したものの、コロナの受診控え及び5年に1度の受診機会が一巡したことによる新規受診者の減少の影響により目標値を50%減で設定した。			【受診率】節目受診者数1,195人÷節目対象者数14,004人×100=8.5% コロナの受診控え及び5年に1度の受診機会が一巡したことによる新規受診者の減少の影響により目標値を50%減で設定した。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			令和5年度より、対象者の条件を一部緩和し、対象者の幅を広げ、受診率の向上を図った。	
<前年度評価> B				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
受診者数は順調に増加している。引き続き、効果的な受診勧奨を実施していく。			ナッジ理論を活用した効果的な受診勧奨媒体を作成し、対象者へ通知する。また、未受診者の方には、再勧奨を実施する。他の検診とセットで受診できる体制を整える。	

77	事業名	思春期保健講座の開催	所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市内の小中学生に、男女の性の違いや命の大切さについての認識を促すとともに、お互いに尊重し合う意識の啓発を図る。			思春期の性や命の大切さに関する講座を開催する。	
事業の実施内容				
小中学校の保健体育や総合学習などの時間を利用して、いのちの大切さ、生命の誕生、第二性徴について等の助産師の講話を中心とした講座を行う。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加人数			【成果指標】 理解度	
【目標】 —			【目標】 90%	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 408人			【実績】 99.7%	
年度当初に希望校の募集を募り、4校が実施。			アンケート結果より集計。 理解できた・ほぼ理解できたの回答者数354／アンケート回答者数355×100＝99.7%	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			実施校から、今後も実施希望あり。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
講座内での体験内容で、本来の趣旨と異なる反応が見られた。			事前の打ち合わせで、実施内容の選択や導入方法についても検討する。	

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 取り組みの方向 (1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

78	事業名	不妊治療費の助成	所管課所	感染症保健対策課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
男女の異なる健康上の問題に対して適切な支援を行う。			「特定不妊治療」(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対し、その治療費の一部を助成する。	
事業の実施内容				
夫婦が指定医療機関で実施する特定不妊治療(年度を跨ぐ治療1回分)に対し、30万円(初回申請分に限り、初回治療開始時の妻の年齢が35歳未満の場合は10万円上乗せ)または10万円を上限に助成した。また、男性不妊治療に対し、30万円を上限に助成した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 申請者数			【成果指標】	
【目標】 400人			【目標】 ー	
【実績】 3人			【実績】 ー	
【達成度】			【達成度】 5(十分に達成できた)	
令和4年4月から不妊治療の保険適用が開始されたことにより、令和5年度は経過措置分のみを対象とし、令和5年5月をもって助成事業は終了した。			特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、また治療を受ける機会を増やし、男女の異なる健康上の問題に対する支援を行うことができた。	
事業の評価				
ー(評価困難)			令和5年5月をもって事業終了。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
令和5年5月をもって事業終了。			令和5年5月をもって事業終了。	

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 取り組みの方向 (2) こころとからだの相談等の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

79	事業名	女性相談の実施	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
女性が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、相談体制の充実を図る。			女性の生き方やパートナーに関する悩みの解決を支援するために、専門のカウンセラーが、電話相談及び面接によるカウンセリングを行う。また、必要に応じて関係機関等への同行支援を行う。	
事業の実施内容				
女性・DV相談支援センターにおいて専門の女性相談員による面接相談と電話相談を実施した。〔面接・電話相談〕月～土：午前10～12時、午後1～4時（第4土曜日の午後2～4時は除く）〔電話相談〕水、金：午後5～8時				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 電話・面接相談件数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 432件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
			相談員が相談者に寄り添い、市が実施する事業や制度など、必要な情報提供や具体的な取り組みの提案を行うなど、様々な課題の解決の一助となる支援を行うことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
相談者を取り巻く環境や課題が複雑化していることにより、複合的な要因が絡む相談事案への対応が引き続き、必要である。			支援に繋がる制度や事業等について相談員と情報共有するとともに、関係機関との連携を一層強化する。	

80	事業名	女性のための法律相談の実施	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
女性が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、相談体制の充実を図る。			男女共同参画支援センターにおいて、女性の弁護士が離婚や職場でのセクシュアル・ハラスメントなどの法律上の問題について面接相談を受ける。	
事業の実施内容				
「ほっと越谷」の相談室において、毎月第4土曜日の午後2～4時に、女性弁護士による法律上の問題についての面接相談を実施した。(DV相談にも対応)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 相談件数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 9件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			結婚、離婚、相続、親子、扶養など、悩みを抱える女性に対して、法的な視点から専門的なアドバイスを個別に行うことで、相談者の支援を行うことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 取り組みの方向 (2) こころとからだの相談等の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

81	事業名	人権相談の実施	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
女性が抱える人権に関する悩み等に対し、援助及び救済を行うことで、女性の基本的人権の擁護を図る。			毎月第1・3木曜日、人権擁護委員の日及び人権週間に相談日を設け、人権擁護委員による人権相談を行う。また、事業の実施にあたり、広報紙等を通じて周知を図る。	
事業の実施内容				
毎月第1・3木曜日(祝日の場合は翌週)に市役所本庁舎4階相談室において、人権相談所を解説した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施回数			【成果指標】	
【目標】 25回			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
【実績】 25回			【実績】 —	
計画どおり年間24回の人権相談所の開設ができた。例年実施している「ひのき荘」での人権相談も実施できた。なお、相談件数については、不開示情報のため平成30年度から記載しない。			相談体制の整備の継続により、人権相談を必要とする方への対応をスムーズに行うことができた。適切な援助により、基本的人権の擁護を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
より多くの市民からの人権相談に応じるため、人権相談所の開設をさらに周知する必要がある。			広報や、人権週間や市民まつりなどの街頭啓発活動での周知に取り組んできたが、さらなる効果的な周知方法を模索する。	

82	事業名	女性の保護・支援	所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
夫以外の家族からの暴力の被害を受けているなど、深刻な状況にある女性に対し、安全の確保・支援を行う。※夫や元夫などから暴力を受けている女性については、「NO.93女性の緊急一時保護の実施」で支援を行います。			女性・DV相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）等の関係機関と連携し、保護・支援を行う。	
事業の実施内容				
被害者が直接相談に来た場合、保護や支援の必要性を吟味した上で、一時保護及び婦人相談センターへの措置を行う体制を整えていたが、令和5年度の実績はなかった。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 相談・保護件数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 0件			【実績】 —	
令和5年度は、相談がなかったものの、女性の保護・支援を行えるように支援体制を整えることができた。			日頃から関係機関との連携を図り、随時、適切な支援を行えるよう体制を整えることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 取り組みの方向 (2) こころとからだの相談等の充実

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

83	事業名	精神保健福祉相談の実施	所管課所	こころの健康支援室
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
性同一性障害(性別不合)等から派生する精神疾患や社会生活上の生きづらさを解消するために、保健・医療・福祉の視点からのサポートを行う。			電話相談や来所相談、家庭訪問、同行支援等、本人の意思を尊重したサポートを行う。	
事業の実施内容				
性同一性障害(性別不合)等から派生する精神疾患や社会生活上の生きづらさを抱える市民から相談があった際は、電話相談や来所相談、家庭訪問、同行支援等によりサポートを行った。また、関係機関からの相談等にも対応した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 相談・支援件数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 5,378件			【実績】 —	
【達成度】 4(概ね達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
関係機関からの新規相談が多くみられた。性同一性障害(性別不合)等と派生する相談内容のリンク集計は困難なため、実績は精神保健福祉相談の総件数を掲載する。			性同一性障害(性別不合)を含めた、こころの健康相談ができる相談窓口の整備に努めた。	
事業の評価				
B(概ね順調に取り組んでいる)			関係機関からの相談が増えたことから相談窓口の周知が進んでいると考えられる。本人の意思を尊重し、よりよい型の支援を実践して、保健・医療・福祉の視点からサポートを行った。	
<前年度評価> B				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
性同一性障害(性別不合)等による自殺(自死)のリスクについて、関係機関・団体と情報共有する必要がある。			「第2次越谷市のいのちを支える自殺対策推進計画」に基づいた、全庁的かつ官民協働による自殺対策施策の実施を推進していく。	

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 取り組みの方向 (1) 啓発活動の推進

【達成度】

5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上

4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満

3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満

2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

84	事業名	デートDV防止に関する講座等の実施	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
若年者にデートDV防止のための意識啓発を図る。			男女共同参画支援センター等において、講座・出前講座の開催、パネル展示等を実施する。	
事業の実施内容				
11/24～12/9パネル展示「#理想のカップルってどんな関係？」実施(協力:埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】	
【目標】 1回			【目標】 —	
【実績】 1回			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			若者向けのデートDV防止啓発パネルを学生の利用が多いエリアに展示し、意識啓発をはかることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

85	事業名	デートDV防止の啓発	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
若年者にデートDV防止のための意識啓発を図る。			デートDV防止についての啓発資料を市内の大学に配付するとともに、成人式の参加者に配付する。	
事業の実施内容				
デートDV防止の啓発リーフレットを、若年層への啓発資料として、二十歳のつどい参加者に配付した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 リーフレットの配付部数			【成果指標】	
【目標】 2,600部			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 3,100部			【実績】 —	
			対象となる20歳前後の若年層に啓発リーフレットを配付し、デートDV防止の意識啓発を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標
施策の方針
取り組みの方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
(1) 啓発活動の推進

【達成度】
5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

86	事業名	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の集中的な啓発	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民にDV防止の意識啓発を図る。			「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～11月25日)に、DV防止のためのパネル展示などを行う。	
事業の実施内容				
11/24～12/1パネル展示「知っていますか？パープルリボンキャンペーン」実施 11/10～12/9「パープルライトアップ」実施				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 実施事業数			【成果指標】	
【目標】 2回			【目標】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 2回			【実績】 ー	
・市庁舎ロビーにてパネル展示を実施 ・ほっと越谷にてパープルライトアップを実施			パープルライトアップとパネル展示を同時に行うことで、「女性に対する暴力をなくす」運動を効果的に周知することが出来た。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

87	事業名	市民を対象とした講演等によるDV防止の啓発	所管課所	人権・男女共同参画推進課 男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民にDV防止の意識啓発を図る。			DV防止の意識啓発のための講演会または講座を開催する。	
事業の実施内容				
NPO法人女性ネットSaya-Saya 暴力防止ユースプログラムを通して自分や大切な人を守るために何が必要かを学ぶ講座を実施した。 ・11/11「デートDV防止講座～もしかして、これってデートDV!？」				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 参加率			【成果指標】 満足度	
【目標】 80%			【目標】 80%	
【実績】 80%			【実績】 61%	
参加人数24人(女性19人、男性5人、その他0人)募集人数30人			アンケートの満足・ほぼ満足の合計 「動画を使い視覚的に学べてよかった」「暴力の木の話、大きな問題ですが、小さな個人一人ひとりの意識も大切だと感じた」との感想があった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			デートDVはDVと比べて認知度が低く、当事者も気づかぬうちに被害者・加害者となる恐れがある。デートDVの本質を知り大切な人を守るための理解を深める機会となった。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 取り組みの方向 (1) 啓発活動の推進

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

88	事業名	広報紙及びホームページによるDV防止の啓発	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民にDV防止の意識啓発を図る。			ホームページにDV防止に関する情報を掲載する。また「女性に対する暴力をなくす運動」の期間(11月12日～11月25日)に合わせて、広報紙にDV防止に関する記事を掲載する。	
事業の実施内容				
越谷市ホームページにてDV防止やDV相談の窓口等に関する情報を掲載。広報こしがや11月号では、DVに関する相談窓口について掲載し、周知を図った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 広報紙等への掲載回数			【成果指標】	
【目標】 2回			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
【実績】 2回			【実績】 —	
			ホームページにDV防止の啓発に関するコラム記事や相談窓口を掲載し、DV防止に関する情報を多くの市民に届けることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

89	事業名	DV・児童虐待発見のための保健医療従事者に対する意識啓発	所管課所	庶務課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
保健医療従事者への意識啓発を行い、DV・児童虐待の早期発見を促す。			研修会やチラシ・パンフレット等の配布により、意識啓発を行う。	
事業の実施内容				
子供虐待対応委員会を設置し、医師・看護師・助産師・ケースワーカー・医療安全管理者により毎月事例検討を行った。虐待事例についての対応を共有するため、院内研修を実施や関係機関とカンファレンスを行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 受講者数(延べ)			【成果指標】 理解度	
【目標】 —			【目標】 80%	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 218人			【実績】 80%	
院内組織：子供虐待対応委員会(CPT)毎月第3火曜日、計12回開催。 関連機関参加：臨時子供虐待対応委員会(産科・小児科)各年2回程度開催。 子供虐待対応委員会主催による研修を集合及びオンラインで実施。			特定妊婦の情報共有、虐待疑いのある患者発見時の対応、児童相談所通告の可否事例について等、特に臨時的な対応についての情報を地域関連機関と共有することができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
より多くの職員に周知するには集合研修に加え、オンラインによる研修も引き続き行う必要がある。			子供虐待対応委員会を中心に引き続き研修会等の企画運営を行い、虐待に関する啓蒙活動を実施する。	

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 取り組みの方向 (2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

90	事業名	DV相談窓口の周知	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市民にDV相談窓口の周知を図る。			広報こしがやに相談窓口情報を掲載するほか、市内公共施設などに相談窓口案内のカードやリーフレットを設置する。	
事業の実施内容				
市内各施設において、越谷市女性・DV相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)の相談案内リーフレットや、DV相談窓口案内カードを設置するとともに、DV防止及び相談窓口周知を目的としたポスターを掲示した。また、母子手帳交付の際、DV相談窓口案内カードも併せて配付した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 —			【実績】 —	
①相談窓口案内リーフレット:市内公共施設に配架、市内小中学校の全職員へ配付②相談窓口案内カード:市内公共施設、市内大学・専門学校、市内鉄道駅に配架、母子手帳とともに配付③啓発と周知のポスター:市内公共施設、市内大学・専門学校、市内商業施設、市内鉄道駅の女性用トイレに掲示			加害者からの追及を考慮しつつ、被害者に届きやすく効果的な周知を行うことで、DV被害者を支援することができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

91	事業名	DV相談の実施	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者からの相談を受けることで、DV被害者を精神的に支援する。			女性・DV相談支援センターの専門のカウンセラーが電話や面接によりDV被害についての相談を受ける。	
事業の実施内容				
越谷市女性・DV相談支援センターにおいて、専門の女性相談員による面接相談と電話相談を実施した。(女性のなやみ相談にも対応)(面接・電話相談)月～金:午前10～12時、午後1～4時(電話相談のみ)水・金:午後5～8時				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 電話・面接相談件数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 441件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
			DV被害者からの相談を専門の相談員が行うことにより、個々の状況に応じた情報提供や助言などの支援を行うことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
相談者を取り巻く環境や課題が複雑化していることにより、複合的な要因が絡む相談事案への対応が引き続き、必要である。			民間団体が有する資源やノウハウを活用しながら関係機関との連携を一層強化する。	

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 取り組みの方向 (2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

92	事業名	DVに関する法律相談の実施	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者からの相談を受けることで、DV被害者を支援する。			DV被害における法律上の相談を受ける。	
事業の実施内容				
毎月第4土曜日の午後2～4時に、女性弁護士による法律上の問題についての面接相談を実施した。(女性のなやみ相談にも対応)				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 相談件数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 19件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			法律上の視点からのアドバイスを行うことにより、DV被害者の支援を行うことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

93	事業名	女性の緊急一時保護の実施	所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者(女性)への支援を行う。 ※夫以外の家族から暴力を受けている女性については、「NO. 82 女性の保護・支援」で支援を行います。			危険な状況にあるDV被害者(女性)の保護を行う。	
事業の実施内容				
DV被害者を一時的に保護し、婦人相談センターへ避難させる体制を整えていたが、令和5年度の実績はなかった。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 保護件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 0件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			保護案件はなかったものの、相談体制の構築を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶	【達成度】
施策の方針	7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
取り組みの方向	(3) 自立に向けた支援体制の充実	4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
		3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
		2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

94	事業名	DV・女性相談による関係機関等への同行支援	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者等に、自立のための支援を行う。			DV被害者等が各種手続きを行うための窓口や裁判所等へ行く場合の同行支援を行う。	
事業の実施内容				
相談者の状況に応じて、必要な時に関係機関への同行支援を行う。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 同行支援件数(延べ)			【成果指標】	
【目標】 ー			【目標】 ー	
【実績】 5件			【実績】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
同行先:法律事務所、不動産店、パスポートセンター 内訳:DV相談の同行支援5件、女性のなやみ相談の同行支援0件			相談者のニーズに応じた同行支援を行うことで、DV被害者の自立を支援することができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

95	事業名	住民基本台帳事務における支援措置	所管課所	市民課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者の自立のために支援を行う。			DV被害者の自立を図るため、加害者からの住所地探索を目的とした住民票の写しや戸籍の附票の写しの請求に応じない措置を行う。	
事業の実施内容				
DV等被害者から支援措置の申出及び他市町村からの通知を受け、加害者からの住民基本台帳の一部の閲覧、住民票(除住民票を含む)の写しの交付、戸籍の附票(除附票を含む)の写しの交付請求に応じないよう措置を講じた。併せて、庁内の関係課所と情報共有を行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 支援措置登録件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 368件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
支援措置申出書の受理後、住民票の写しや戸籍附票の写しの発行抑止を行い、庁内の関係各課へ情報連携し、関係市区町村への通知を適切に行った。			住民票の写しや戸籍附票の写しの発行抑止、庁内の関係各課への情報連携、関係市区町村への通知を適切に行うことで、DV被害者の自立した生活を支援することができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		市民課で受理した支援措置申出書等に基づいた被害者情報を庁内で共有し、関係各課のシステムとの連携を図ることで、被害者の住所に係る情報を適切に管理することができた。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標	IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶	【達成度】
施策の方針	7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(3) 自立に向けた支援体制の充実	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一步）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

96	事業名	国民年金制度に関する情報提供	所管課所	国保年金課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者の自立のために支援を行う。			DV被害者の自立の過程で、必要な場合には国民年金制度に関する情報提供を行う。	
事業の実施内容				
DV被害者からの相談に対し、国民年金の各種手続に関する情報提供を行い、安全かつ適正に処理を行うため日本年金機構(越谷年金事務所)を案内する。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 情報提供件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 0件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
基礎年金番号の変更、各種通知の送付先の変更手続、また国民年金保険料の免除手続における配偶者の所得情報を審査対象から除外する等、DV被害者の情報が加害者に伝わらないための手続を行えるように支援体制を整えることができた。			DV被害者からの相談に対し、国民年金の各種手続に関する情報提供を行うことで、自立を促すことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			基礎年金番号の変更、各種通知の送付先の変更手続、また国民年金保険料の免除手続における配偶者の所得情報を審査対象から除外する等、DV被害者の情報が加害者に伝わらないための手続を行うよう、年金事務所を案内する。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			今後も継続して情報提供を行っていく。	

97	事業名	生活保護制度による支援	所管課所	生活福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者に対し、自立のための支援を行う。			DV被害者の自立の過程で、必要な場合には生活保護制度による支援を行う。	
事業の実施内容				
DV被害者の自立過程において、生活保護制度による必要な支援を行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 生活保護適用件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 4件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
DV被害者に対して、生活費・居住確保に必要な費用等の経済的支援を行った。			DV被害者に対して、生活費・居住確保に必要な費用等の経済的支援を行うことで、自立を促すことができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)		DV被害者の抱える経済的問題に対して、個々に応じた必要な支援を行うことができた。		
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
DV被害者の抱える問題の主訴を把握し、必要な支援が行える体制を維持していく必要がある。			DV被害者の自立促進のため、ニーズを把握し、生活保護制度で経済的な安定を支援しつつ他機関との連携を図る。	

基本目標
施策の方針
取り組みの方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
(3) 自立に向けた支援体制の充実

【達成度】

5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

98	事業名	高齢の被害者への支援	所管課所	地域包括ケア課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
高齢のDV被害者に、自立のための支援を行う。			被害者の環境上の理由及び経済的理由、心身の状況等を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホーム等に入所措置を行う。	
事業の実施内容				
DVを受けたと思われる高齢者を発見した場合、関係機関からの情報収集及び協力を得て、事実確認をする。緊急性の判断を行い、養護者との分離等が必要な場合は、一時的に保護のための措置を行う。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 入所件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 5件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
DVを受けたと思われる高齢者を発見した場合、生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる高齢者を、一時的に特別養護老人ホーム等へ措置等をする体制を整えている。			高齢者のDV被害者に対応できるよう支援体制を整えており、状況に応じて保護措置を行うことで、安全の確保を図るとともに、生活の支援を行う体制維持を行えている。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			地域包括ケア課では、権利擁護業務として、DVなどの相談を受けた場合は、訪問等により実態把握	
<前年度評価> A			を行い、必要に応じて高齢者やその家族の支援を行っている。	
認識した課題			課題解決に向けた対応	
通報を受けた場合、速やかに事実確認を行える体制を維持していく必要がある。			通報を受けた場合、速やかに事実確認及び生命の安全確保を行う必要があるため、関係機関と連携し対応する。	

99	事業名	保育所入退所時の支援	所管課所	保育入所課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者に、自立のための支援を行う。			DV被害者の自立の過程で、必要な場合には同伴児童の保育所入退所時の支援を行う。	
事業の実施内容				
DV被害者の就労支援のため、保育施設入所に際して、相談・入所指導等を適切に実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 支援件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 6件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			DV被害者の同伴児童が保育施設へ入所する際に相談及び入所への配慮を行う体制を整えることで、自立支援に寄与できた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標
施策の方針
取り組みの方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
(3) 自立に向けた支援体制の充実

【達成度】
5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満
2（達成は不十分）：目標値の60%未満

100	事業名	学童保育室入退所時の支援	所管課所	青少年課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者に、自立のための支援を行う。			DV被害者の自立の過程で、必要な場合には同伴児童の学童保育室入退所時の支援を行う。	
事業の実施内容				
DV被害者の就労支援のため、市内に住民票のない場合でも学童保育室の申請手続きを行うことができる。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 支援件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 0件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
学童保育室入室に際し、必要に応じて関連機関との連携を図ると共に、学童保育室の申請手続き等に一定の配慮を行う。			DV被害者の同伴児童が学童保育室へ入室する際に配慮することで、自立に向けた活動や就労に安心して取組むことができる。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし			引き続き、適切に事業を実施する。	

101	事業名	予防接種・健診等における支援	所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者に、自立のための支援を行う。			DV被害者の自立の過程で、必要な場合には、本人及び同伴の乳幼児等の予防接種・健診等を行えるよう支援する。	
事業の実施内容				
予防接種や健診等について、電話や訪問、面接などを行いながら継続して受けられるように支援を行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 支援件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 0件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
今年度は申請者がいなかったが、今後も支援が必要な人には市民同様に受けられるように支援をしていきたい。			令和5年度は申請者はいなかった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			今後も支援体制を整備した中で継続していく必要がある。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
今年度は申請者がいなかったが、引き続き市民同様に支援が受けられるよう支援体制の整備は行っていく必要がある。			今後も継続して支援を行っていく。	

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 取り組みの方向 (3) 自立に向けた支援体制の充実

【達成度】

5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

102	事業名	国民健康保険等への加入相談	所管課所	国保年金課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者に、自立のための支援を行う。			DV被害者の自立の過程で、必要に応じて国民健康保険への加入について支援を行う。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、後期高齢者医療制度への加入について支援を行う。	
事業の実施内容				
DV被害者へ国民健康保険の加入相談を行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 加入件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 0件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
DV被害者から、国民健康保険の加入相談を受けたが、特例的な加入に至った案件はなかった。(後期高齢者医療の加入相談は0件)			DV被害者から相談を受け、適切に案内することができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

103	事業名	就学における支援	所管課所	学務課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者に、自立のための支援を行う。			DV被害者の自立過程において、相談等による正確な情報を把握し、本人及び同伴の児童生徒に危険が及ばないように十分配慮しながら、児童生徒の就学について支援を行う。	
事業の実施内容				
他市町村教育委員会をはじめ、関係機関と連携を図り、DV被害者への配慮と児童生徒への就学機会の確保、支援を行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 相談・支援件数			【成果指標】	
【目標】 —			【目標】 —	
【実績】 22件			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
教育委員会と各小中学校が連携し、児童生徒に対して安心して通学できる環境づくりができた。			教育委員会及び各小中学校が、児童生徒への就学機会を確保するという共通理解・共通認識の下、迅速にその対応を図り、学びの場を提供することができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)			児童生徒の就学機会の確保を図るため、教育委員会や各小中学校のみならず、関係する様々な機関と連携し対応することができた。今後においても、当事業を円滑に進めていくため、関係機関との連携を深めるとともに、情報の共有化に努めていく。	
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
各学校において、DV事案に対する対応方法を統一的に取り組む必要がある一方、DV事案によって対応方法を配慮する必要がある。			市内小中学校の就学事務担当者研修会において、引き続き研修を実施し共通理解を深めるとともに、事例に基づいた対応方法についても研修内容として取り扱っていく。また、事案によって関係機関と連携し、学校への対応方法等の指示を明確にする。	

基本目標	IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶	【達成度】
施策の方針	7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
取り組みの方向	(4) 関係機関との連携強化	4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
		3 (達成まで今一步) : 目標値の60%以上80%未満
		2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

104	事業名	二次的被害防止のための職員研修の実施	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
市の職員に、DV被害者への二次的被害防止のための意識啓発及び知識習得を図る。			DV被害者への二次的被害防止のため、全職員を対象に階層別(新採用職員、新主幹級職員、管理職員)研修を行うとともに、職務関係者を対象とした研修を行う。	
事業の実施内容				
①4/4新採用職員研修「DV被害者支援について」、②新任主幹職研修10/11「DV被害者支援について」、③6/30特別研修(管理職)「DV・ハラスメント研修」、④7/5・7/6DV被害者支援に関する職務関係者研修(16課)、⑤10/16マイナンバー運用に伴うDV被害者支援研修会(18課)、⑥4/7行財政部内新任者研修(税3課)を実施した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 職務関係者研修の受講者数			【成果指標】 職務関係者研修の理解度	
【目標】 ー			【目標】 90%	
【実績】 37人			【達成度】 5(十分に達成できた)	
内訳:女性12人、男性25人			アンケート結果により集計。 「よく理解できた」・「だいたい理解できた」の回答者数35人/アンケート回答者数37人×100	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
被害者支援の対応について、関係各課で共通認識を定着させることが課題となっている。			引き続き、関係各課の担当者に共通理解が深まるよう、研修を実施する。	

105	事業名	相談員の資質向上のための講座等の開催	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV相談を行う相談員の資質向上を図り、相談体制を充実させる。			相談員の資質向上のための講座等を開催する。	
事業の実施内容				
8/10(6人)、10/12(6人)、12/14(5人)、2/8(6人)の計4回、グループスーパービジョン(オンライン)を実施した。2/16、「令和5年度埼玉県婦人相談員連絡会議 第2回」に統括相談員が出席した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 開催回数			【成果指標】	
【目標】 2回			【目標】 —	
【実績】 5回			【実績】 —	
			相談員がスーパービジョンを受けることにより、相談援助に必要なスキルの向上に繋がった。相談員は普段一人で対応することが多いため、対応の困難さなどを共有する機会にもなった。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
相談員の調整がつかず、全員参加することが難しいことが多い。			少しでも多くの相談員が参加できる日時での企画を今後も検討していく。	

基本目標	IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶	【達成度】
施策の方針	7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	5（十分に達成できた）：目標値の100%以上
取り組みの方向	(4) 関係機関との連携強化	4（概ね達成できた）：目標値の80%以上100%未満
		3（達成まで今一歩）：目標値の60%以上80%未満
		2（達成は不十分）：目標値の60%未満

106	事業名	DV被害者支援のための情報連携	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者への二次的被害防止及びDV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる市の職員及び関係各課の連携強化を図る。			DV被害者支援に携わる関係各課の相談記録等を活用する。	
事業の実施内容				
庁内外の関係各課や関係機関において、DV被害者についての情報共有が必要な場合に、相談記録等を活用した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 情報連携件数			【成果指標】	
【目標】 ー			【目標】 ー	
【実績】 50件			【実績】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			庁内外との連携の際に、相談記録等を活用することで、DV被害者の負担を軽減し、二次的被害防止や安全確保など、DV被害者支援に寄与することができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、関係機関との連携に努める。	

107	事業名	庁内の連携強化	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる市の職員及び関係各課の連携強化を図る。			庁内の推進体制である男女共同参画行政推進会議のDV被害者支援専門部会において、情報交換を行う。	
事業の実施内容				
越谷市女性・DV相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)の機能、体制としての各課の役割の確認、被害者支援に係る課題の共有や検討などを行った。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 DV被害者支援専門部会の開催回数			【成果指標】	
【目標】 2回			【目標】 —	
【実績】 2回			【実績】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 4(概ね達成できた)	
部会では、DV被害者等の支援のために庁内各課所の対応や職員向けの研修について意見交換を行った。また、部会員のDVへの理解を深めるためDV相談対応のロールプレイを行った。			DV相談対応のロールプレイを行うことにより、DV相談の難しさ、DVへの理解を部会員に深めることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
関係課所の中には、加害者対応に苦慮している課所があるが、加害者対応についての検討をする機会があまりない。			各課所で加害者対応の際の工夫などについての意見交換等を検討する。	

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 取り組みの方向 (4) 関係機関との連携強化

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

108	事業名	関係機関との連携強化	所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる関係機関との連携強化を図る。			DV被害者支援の過程で、関係機関との連携を行うこともあるため、庁外の関係機関との交流の場である会議に参加し、連携の強化に努める。	
事業の実施内容				
①配偶者暴力相談支援センター連絡会議(7/14、1/17)、②関東甲信越地区婦人保護事業研究協議会(11/17)、③東南部地域DV対策連絡協議会(2/21)、④5市1町女性相談ネットワーク会議(1/23)、⑤要保護児童対策地域協議会(4/21、5/19、6/16、8/18、9/15、10/20、11/17、12/15、1/19、2/16、3/8)に参加した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 会議参加回数			【成果指標】	
【目標】 3回			【目標】 —	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
【実績】 16回			【実績】 —	
近隣市町、児童相談所、福祉事務所、婦人相談センター、教育事務所、警察署など、DV被害者支援の関係機関が参加する会議に参加し、情報や意見の交換等を行った。			他市町村と情報交換することで、現状の課題の吸い上げを行うことができた。また、関係機関と情報交換を行うことで、DV被害者の支援体制を充実させることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
各関係機関によって、立場が異なることから、DV被害者への関わり方が異なる面がある。			各関係機関によって体制の違いがあることを認識しながら、情報共有や意見交換を行う。	

109	事業名	県主催のDV被害者支援研修の受講	所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者支援に携わるケースワーカーに、DV被害者への二次的被害防止及び資質向上のための意識啓発並びに知識習得を図る。			県主催のDV被害者支援に関する研修を受講する。	
事業の実施内容				
4月に開催される、埼玉県主催のDV被害者支援に関する研修を受講した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 受講回数			【成果指標】 受講者数	
【目標】 1回			【目標】 1人	
【実績】 1回			【実績】 1人	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
			DV被害者支援のための意識向上や知識の習得を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 取り組みの方向 (4) 関係機関との連携強化

【達成度】
 5 (十分に達成できた) : 目標値の100%以上
 4 (概ね達成できた) : 目標値の80%以上100%未満
 3 (達成まで今一歩) : 目標値の60%以上80%未満
 2 (達成は不十分) : 目標値の60%未満

110	事業名	DV防止対策と児童虐待防止対策との連携強化	所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的			手段	
DV被害者の問題解決や自立支援に向けて適切な対応や二次的被害の防止を図る。			要保護児童対策地域協議会において、女性・DV相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）等の関係機関とDV防止と児童虐待防止の双方の対策を講じる。	
事業の実施内容				
年間を通じて、要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催した。				
活動実績			取り組みの成果	
【活動指標】 会議開催回数			【成果指標】	
【目標】 12回			【目標】 ー	
【実績】 12回			【実績】 ー	
【達成度】 5(十分に達成できた)			【達成度】 5(十分に達成できた)	
会議を毎月実施することで関係機関との情報共有を行い、DV防止と児童虐待防止対策を図ることができた。			会議を毎月実施することで関係機関との情報共有を行い、DV防止と児童虐待防止対策を図ることができた。	
事業の評価				
A(順調に取り組んでいる)				
<前年度評価> A				
認識した課題			課題解決に向けた対応	
特になし。			引き続き、適切に事業を実施する。	

第2部 越谷市における男女共同参画の現状

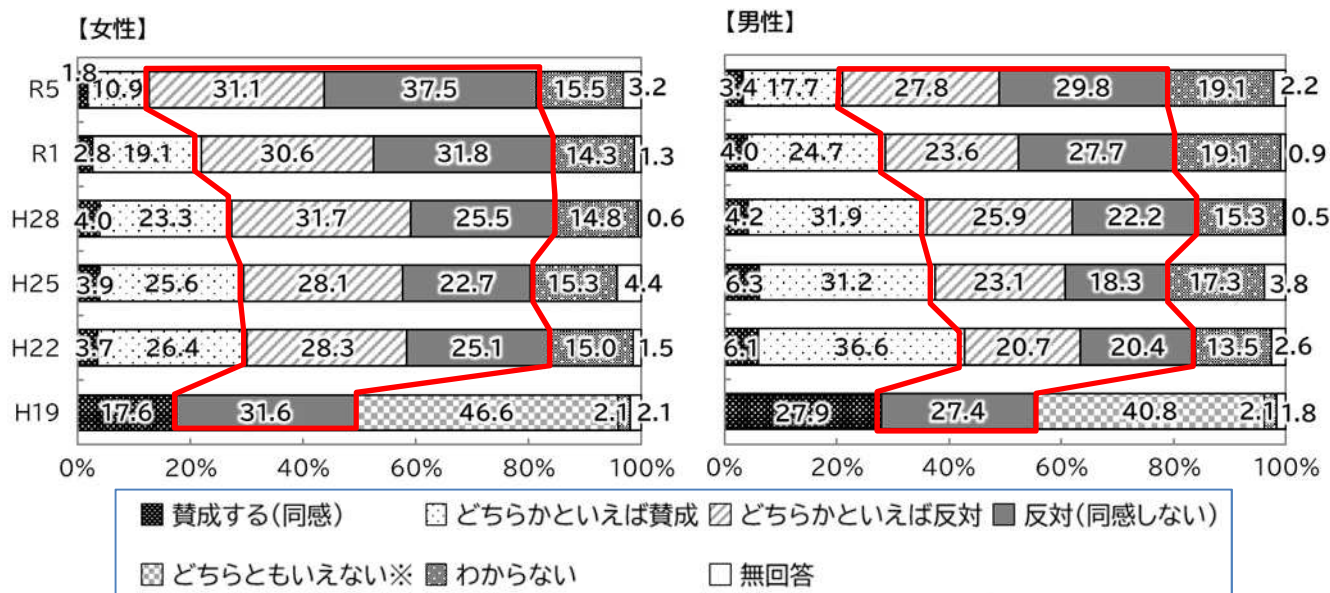
- 1 「施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発」関連
- 2 「施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進」関連
- 3 「施策の方針3 女性の活躍の推進」関連
- 4 「施策の方針4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」 関連
- 5 「施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進」関連
- 6 「施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり」関連
- 7 「施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援」関連

*各調査のデータについては、それぞれ公表されている最新データを使用しております。

1「施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発」関連

(1) 性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考えは、個人の考え方として否定されるものではありません。しかし、誰かに意思に反する選択をさせたり、自分や他人の選択の幅を狭めてしまうなど、男女共同参画社会の実現を妨げる要因にもなります。性別により役割が決まるとの考えに「反対」「どちらかといえば反対」と答えた方は女性で約7割、男性で約6割となり、男女間で差はあるものの増加傾向にあります。

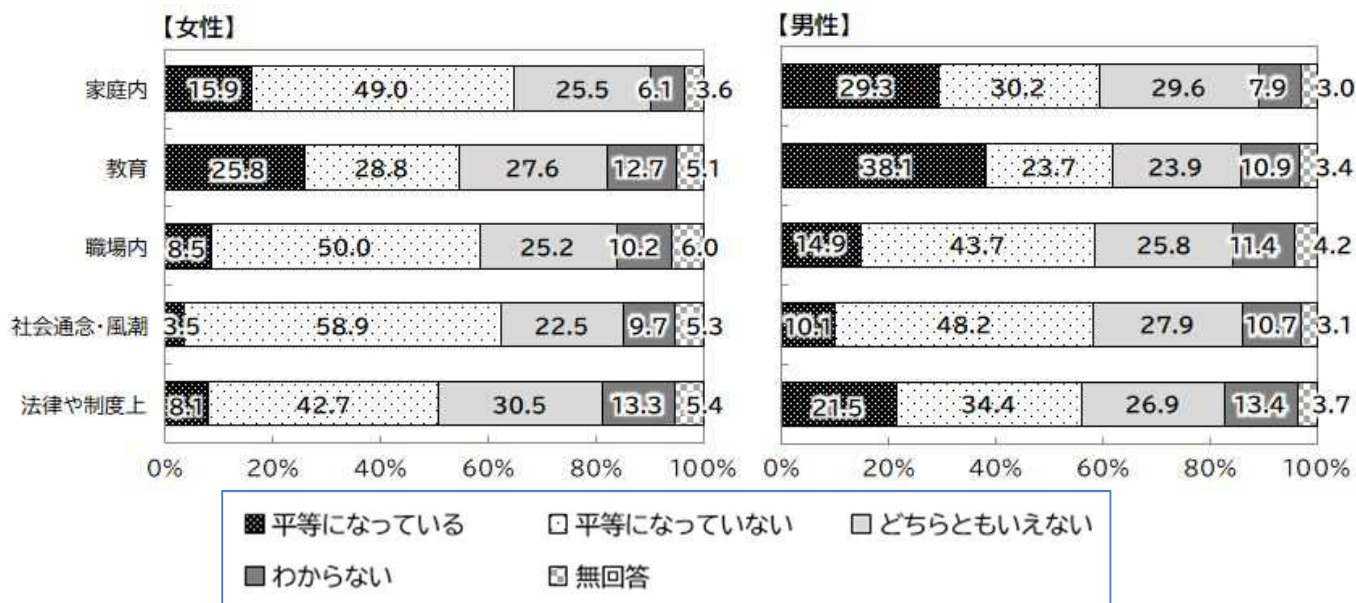


※平成22年度以降、回答項目が変更されています

(資料:令和5年度越谷市市政世論調査)

(2) 男女の地位の平等感

すべての項目で、女性の方が男性よりも不平等感を感じており、「家庭内」、「職場内」、「社会通念・風潮」では約5割となっています。中でも、「家庭内」では、男女間での差が18.8%と大きく開いており、家庭内における男女での感覚の違いに差があることが表れています。

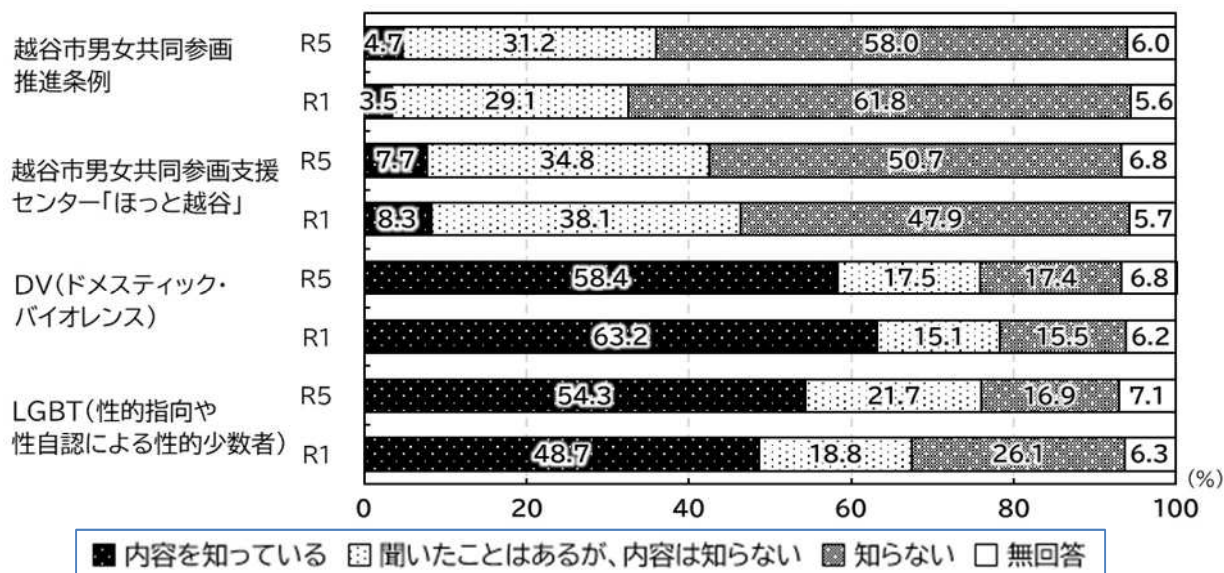


(資料:令和5年度越谷市市政世論調査)

(3) 「越谷市男女共同参画推進条例」等の認知度

「越谷市男女共同参画推進条例」は、平成17年7月の施行から19年が経過しましたが、認知度は3割半ばにとどまっています。また、平成13年に開館した越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は約4割となっています。

また、「DV」は認知度が7割を超え、「LGBT」については、認知度は約5割となっています。

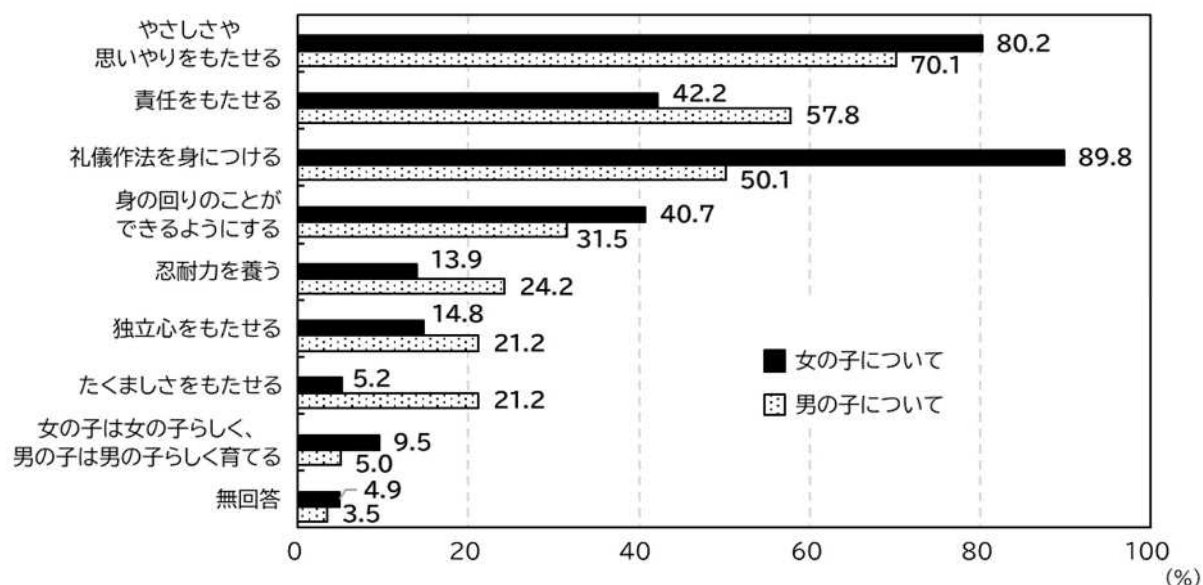


(資料: 令和5年度越谷市市政世論調査)

2 「施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進」関連

(1) 教育・しつけで大切だと思うこと

子どもが男の子か女の子かによって、「教育・しつけで大切だと思うこと」に差があります。女の子の場合は、「やさしさや思いやり」、「礼儀作法」、「身の回りのこと」が高く、男の子の場合は、「独立心」、「責任」、「たくましさ」、「忍耐力」が高いことがわかり、「女の子らしさ」「男の子らしさ」のイメージが教育・しつけに影響していることがわかります。

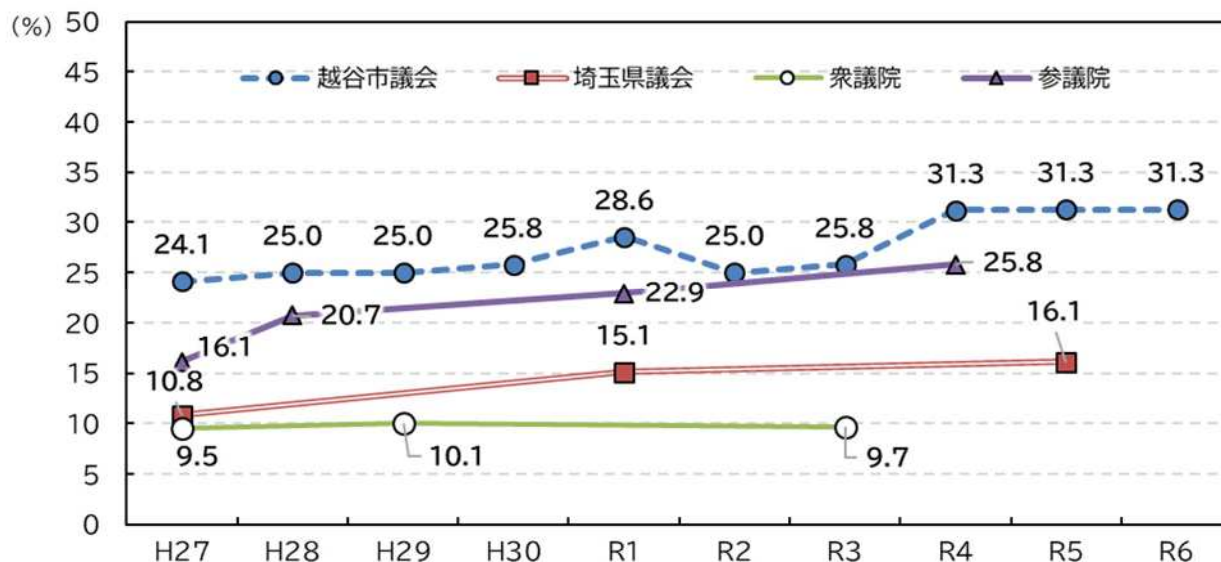


(資料: 令和3年度越谷市市政世論調査)

3「施策の方針3 女性の活躍の推進」関連

(1) 政治分野における女性の割合

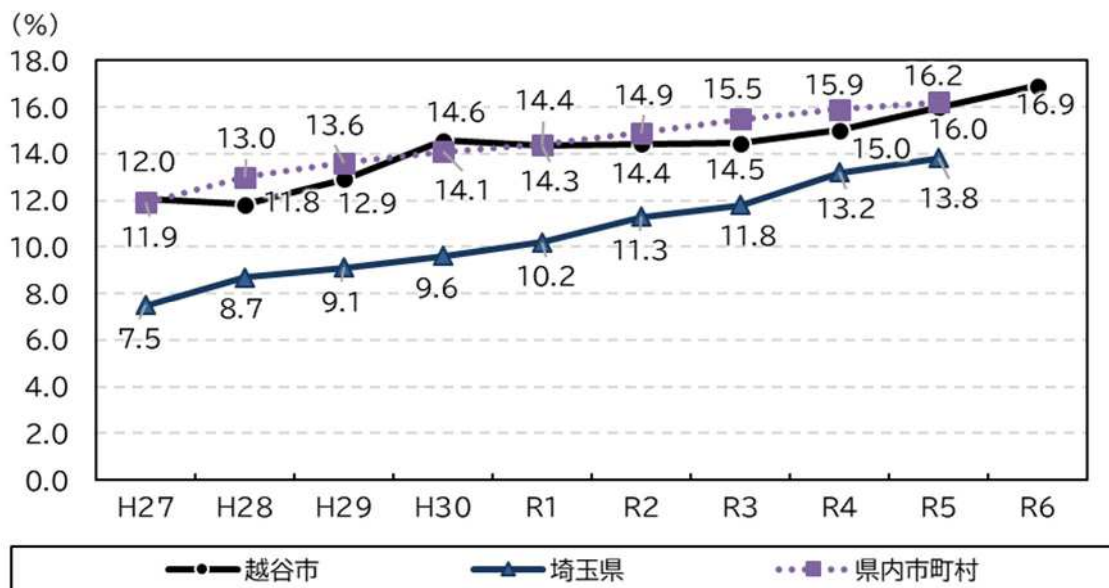
平成30年5月に公布、施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、国及び地方議会の議員選挙において男女の候補者の数をできるかぎり均等となることを目指すこととされています。



(資料:越谷市議事課、埼玉県令和5年度版男女共同参画に関する年次報告、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」)

(2) 市の管理職員(行政職)に占める女性の割合

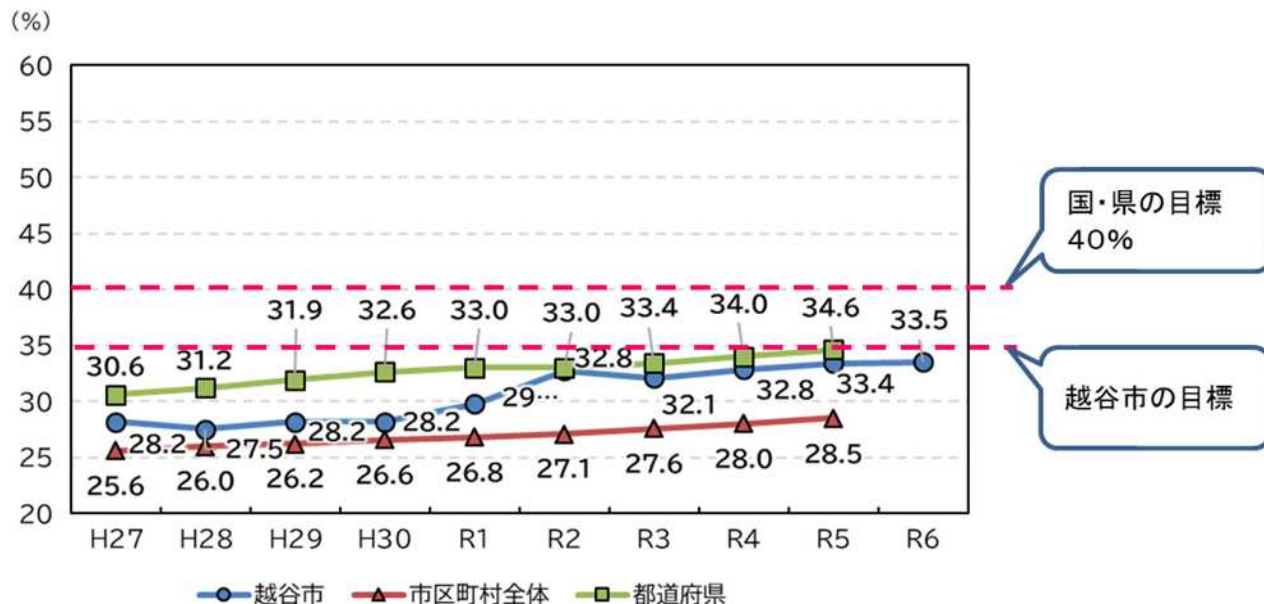
市の職員のうち、管理職員に占める女性職員の割合を、令和7年度までに25%以上とすることを目標としています。令和6年4月1日現在、越谷市の行政職(事務職・技術職・保育士・消防士等)における女性の管理職職員(副課長職以上)に占める女性の割合は16.9%と徐々に増加しています。



(資料:越谷市人事課、埼玉県令和5年度版男女共同参画に関する年次報告)

(3) 市の審議会等委員に占める女性の割合

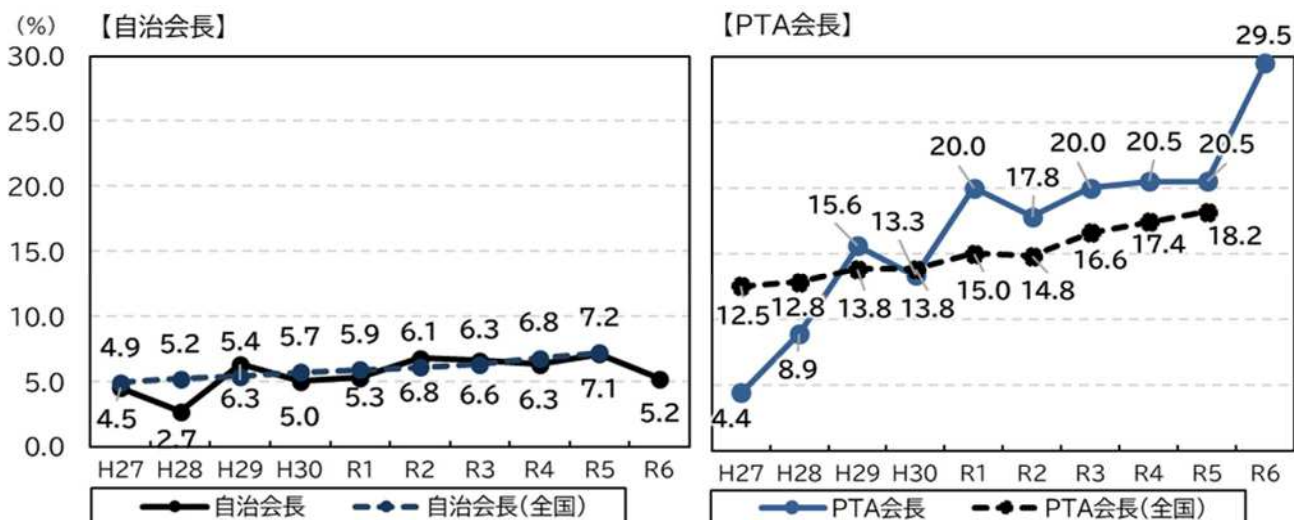
審議会等とは、教育委員会や選挙管理委員会などの行政委員会と、市長などの執行機関の附属機関である審議会を指します。市では、審議会等における女性委員の登用率を35%以上にすることを目標としており、更なる取り組みが必要な現状にあります。



(資料:越谷市行政管理課、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

(4) 自治会長とPTA会長に占める女性の割合

市内約380の自治会における会長のうち、女性の割合は約5%となっており、前年と比べ減少しておりますが、これは全国的にも同様の課題とされています。PTA会長の女性割合については、29.5%と前年から大きく増加しており、全国平均より多くなっています。

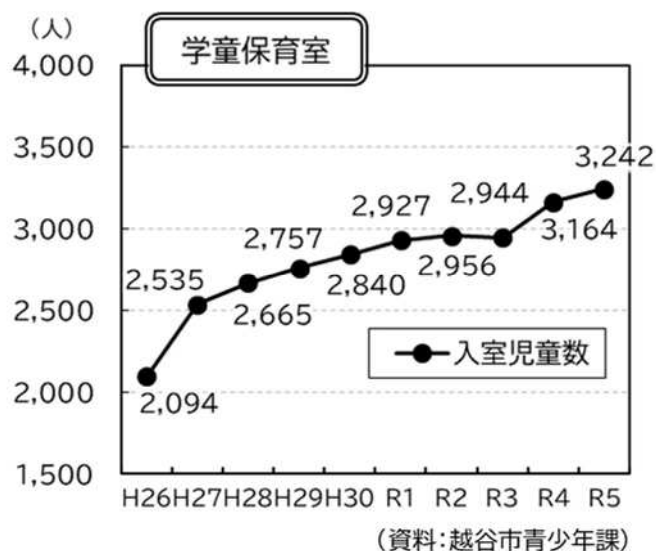
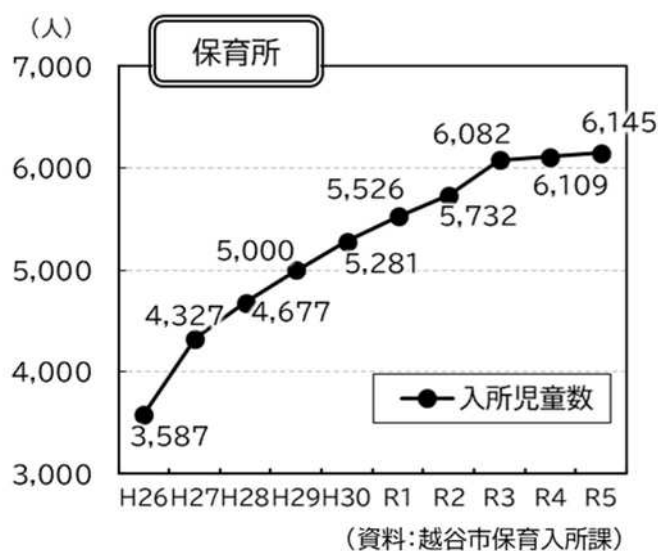


(資料:越谷市市民活動支援課、生涯学習課、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」)

4「施策の方針4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」関連

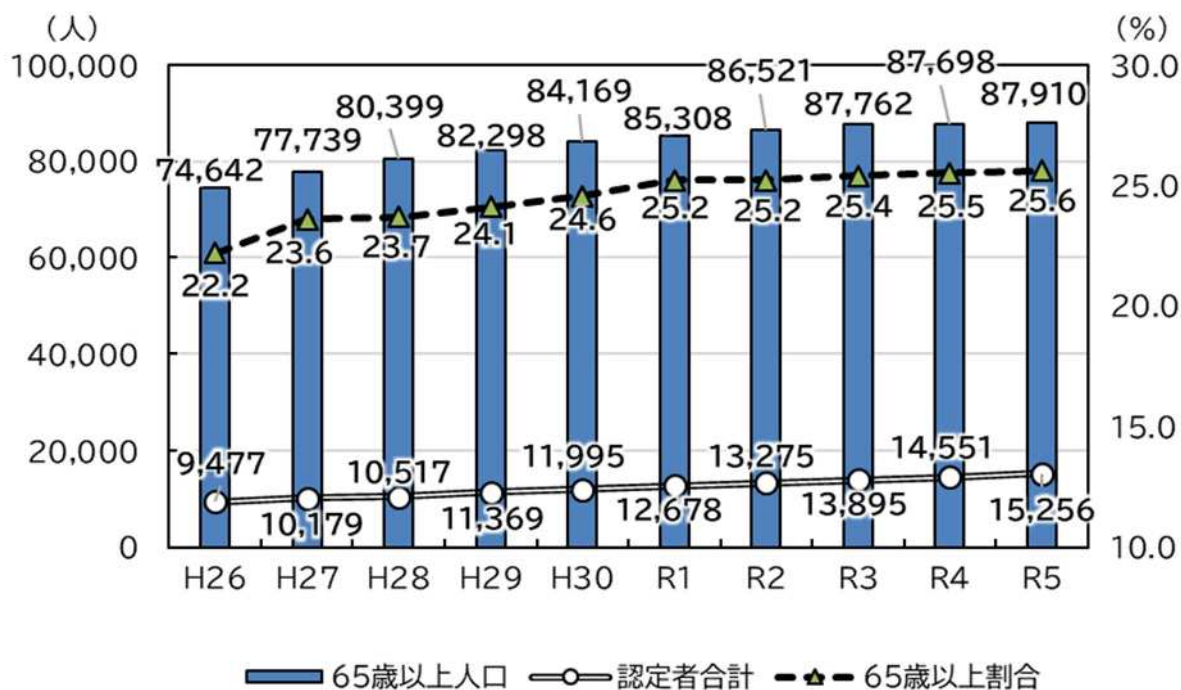
(1) 保育所・学童保育室の入所児童数

市内保育所の入所児童、学童保育室の入所児童ともに、年々増加しています。また、保育所の児童数は、平成27年度法改正により認可施設が増えたことにより増加しています。



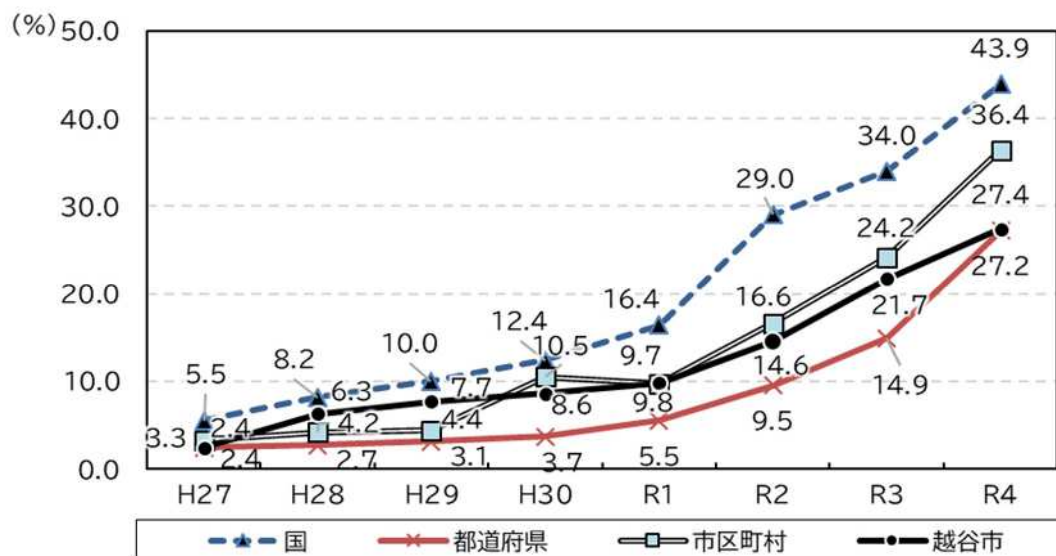
(2) 65歳以上の人口と介護保険要介護認定者数の推移

越谷市における65歳以上の人口割合は令和6年1月1日時点で人口全体の25.6%と、過去10年を見ても増加傾向にあることがわかります。高齢化が急速に進む中、要介護認定者数も増加しており、今後とも増加していくものと予測されます。



(3) 国・県・市区町村における男性職員の育児休業取得状況について

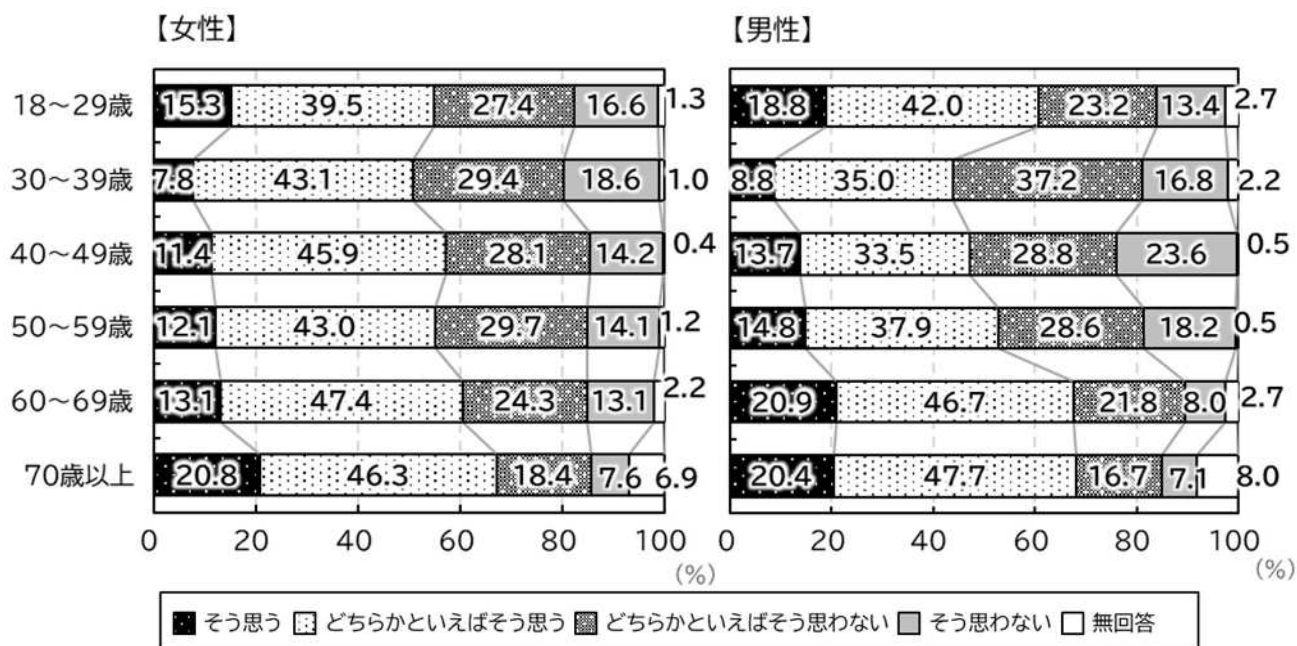
男性の育児休業取得の促進を図るため、令和2年に育児・介護休業法が改正され、国は男性の育児休業取得率の目標は、令和7年度までに30%にすることを目標としています。越谷市役所における男性職員の育児休業取得率は令和4年度実績で27.4%となっており、令和2年以降徐々に増加しています。



(資料:内閣官房「男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進」、総務省「地方公共団体の勤務状況等に関する調査」、越谷市「特定事業主行動計画の実績状況の公表」)

(4) 1日の生活で希望どおりの時間配分ができているか

仕事、家事・育児、介護、地域活動、学習、娯楽など、1日の生活で時間どおりの時間配分ができているか尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合は男女とも18～29歳、60歳代、70歳代で高くなっています。一方「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と答えた割合は、30～39歳(女性 48%、男性 54%)、40～49歳の男性(52.4%)が高く、子育てや仕事などとの両立に困難を感じていることがうかがえます。



(資料:令和2年度越谷市市政世論調査)

5「施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進」関連

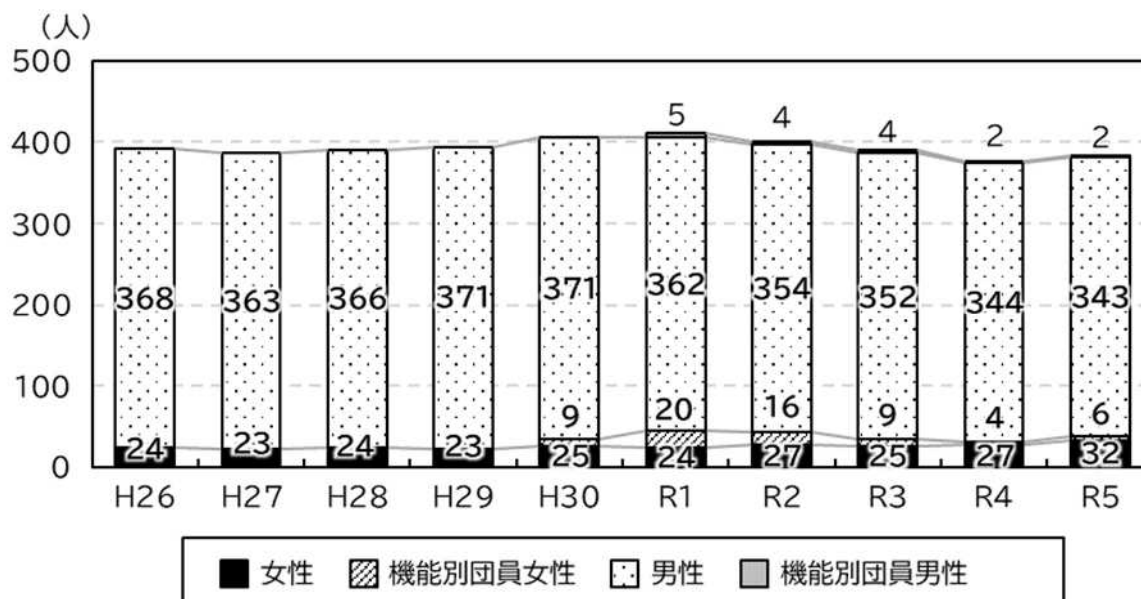
(1) 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」登録団体数と利用者数の推移

男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は、本市の男女共同参画推進の拠点施設として、市民と協働で事業を行っています。令和元年度以降は、コロナウィルス感染症拡大の影響による事業の縮小や人数制限などにより、利用者数が減少しておりましたが、事業の見直し等を図り復調傾向にあります。登録団体は、市内における様々な活動を通じて男女共同参画を推進する意欲のある団体として市が承認した団体で、令和5年度も49団体が登録しています。



(2) 消防団員数の推移

消防団員は、地域における消防・防災活動の中核的存在として災害時の消防・防災活動だけでなく、平時の訓練・警戒、予防啓発活動などを行っています。令和5年4月1日現在、383人の団員のうち、平成27年に設置した女性団員の「さくら分団」が32人、平成30年4月に設置した学生機能別団員として8人（女性6人、男性2人）が活躍しています。

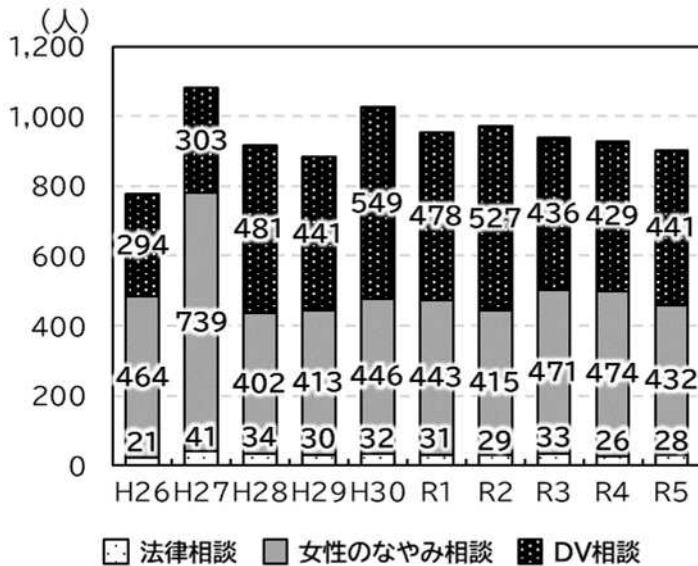


(資料: 令和5年版越谷市消防年報)

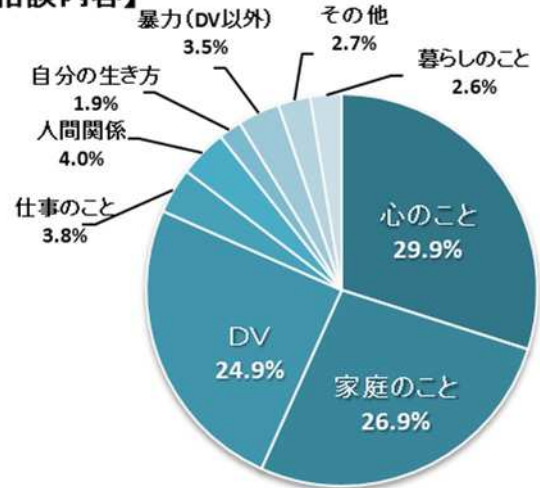
6「施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり」関連

(1) 女性・DV相談支援センターにおける相談件数の推移と相談内容

本市では女性を対象とした家庭、仕事、人間関係、DVなどに関する相談事業を実施しています。配偶者暴力相談支援センターとして、平成27年度に越谷市女性・DV相談支援センターを開設して以来、相談件数は高止まりの状況が続いています。



【相談内容】

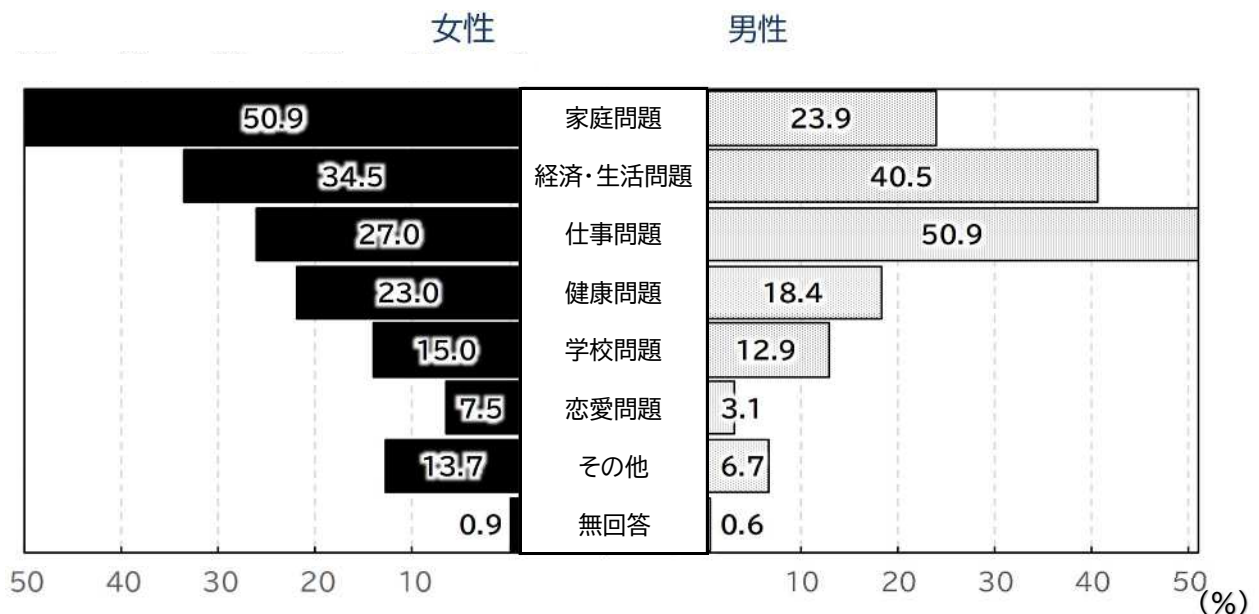


※「DV」は配偶者等からの暴力、「暴力(DV以外)」は、配偶者等以外の親族等からの暴力となる

(資料:越谷市人権・男女共同参画推進課)

(2) 自死(自殺)を考えたことの有無

自死(自殺)したいと考えたことが「ある」と回答した方が1割半ばとなっており、その理由を性別で見ると、女性では「家庭問題」「経済・生活問題」「仕事問題」の順で多く、男性では逆に「仕事問題」「経済・生活問題」「家庭問題」の順で多いことがわかります。

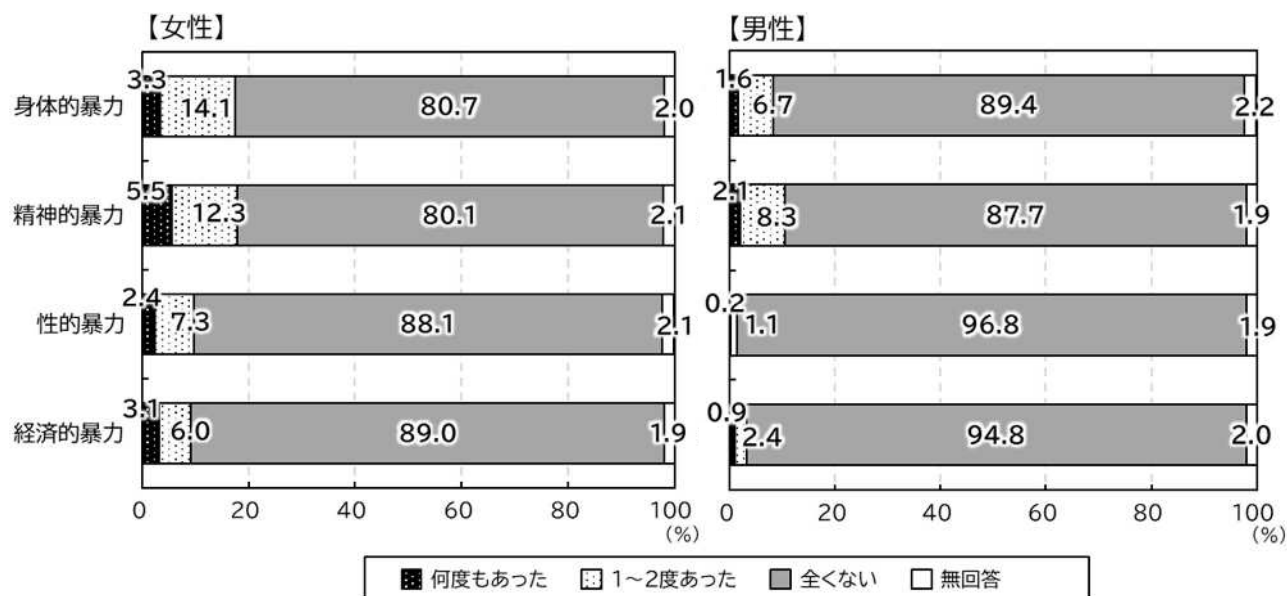


(資料:令和4年度越谷市市政世論調査)

7「施策の方針7 配偶者等からの暴力の被害者の保護・支援」関連

(1) 配偶者等からの暴力の有無

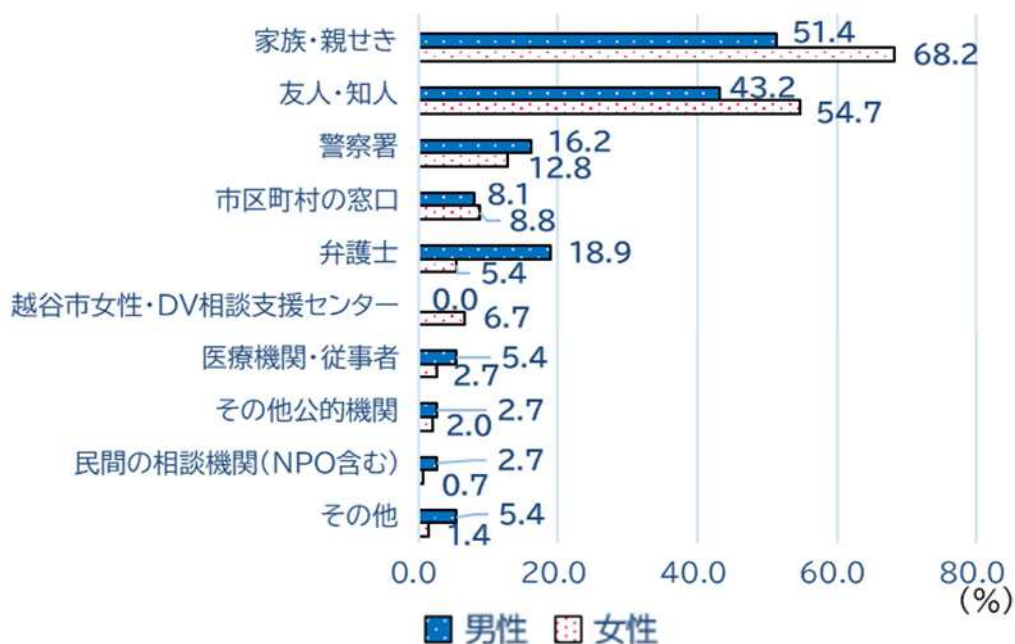
配偶者等からの暴力の有無について、「何度もあった」「1～2度あった」と答えた割合は、「精神的暴力」が最も高く(女性 17.8%、男性 10.4%)、次いで「身体的暴力」、「経済的暴力」、「性的暴力」の順となっています。



(資料: 令和3年度越谷市市政世論調査)

(2) 配偶者等から DV を受けたときの相談先

配偶者等から暴力を受けた際、相談した方が3割、相談しなかった方が6割という内容でした。相談した方の中で、主な相談先として最も多かったのが「家族・親せき」で6割半ば、次いで「友人・知人」が5割、「警察署」、「市区町村の窓口」、「弁護士」の順となっています。



(資料: 令和3年度越谷市市政世論調査)

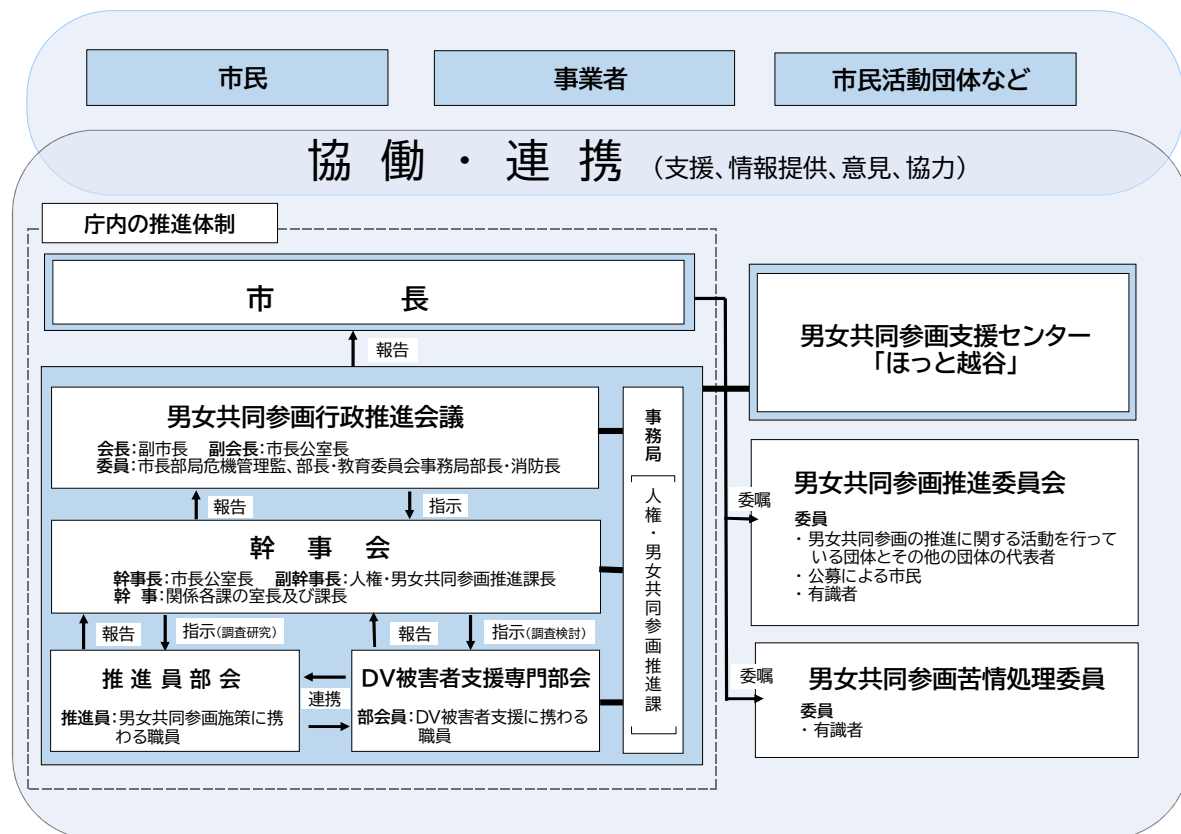
資 料

- 1 本市の男女共同参画の推進体制
- 2 本市の審議会等における女性の登用状況
- 3 越谷市男女共同参画推進条例

1 本市の男女共同参画の推進体制

男女共同参画に関する施策は広域多岐にわたるため、関係部局が連携しながら全庁的に取り組んでいます。

また、市、市民、事業者、市民活動団体などの代表や公募市民などで構成する審議会(男女共同参画推進委員会)などと連携しながら、男女共同参画を効果的に進めています。



機 関	役 割	R4実績値
男女共同参画行政推進会議	男女共同参画に関する施策の総合的な企画調整などを行います。	開催回数: 2回
幹事会	男女共同参画行政推進会議の補助機関として、関係部署との調整などを行います。	開催回数: 2回
推進員部会	幹事会の作業部会で、庁内の男女共同参画の推進に関する調査研究等を行います。	開催回数: 3回
DV被害者支援専門部会	幹事会の作業部会で、DV被害者支援に関する調査研究を行います。	開催回数: 2回
男女共同参画推進委員会	市民団体の代表、公募の市民、有識者で構成しています。推進委員会の意見等は積極的に施策に反映していきます。	開催回数: 2回
男女共同参画苦情処理委員	男女共同参画に関する市の施策などに対する苦情を申し出た市民の権利利益を簡易迅速に救済します。	苦情申出件数: 0 件
男女共同参画支援センター「ほっと越谷」	男女共同参画を推進する市の拠点施設として各種事業を積極的に展開するとともに、市民団体の活動を支援します。	

2 本市の審議会等における女性の登用状況(令和6年4月1日現在)

No.	名称	委員数			女性委員 割合
		女	男	合計	
1	教育委員会	2	4	6	33.33
2	選挙管理委員会	1	3	4	25.00
3	監査委員	0	4	4	0.00
4	公平委員会	0	3	3	0.00
5	農業委員会	3	24	27	11.11
6	固定資産評価審査委員会	0	3	3	0.00
7	防災会議	6	34	40	15.00
8	国民保護協議会	1	39	40	2.50
9	行政不服審査会	1	2	3	33.33
10	民生委員推薦会	10	4	14	71.43
11	社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会	0	5	5	40.00
12	社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	8	9	17	
13	社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会	5	11	16	
14	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	9	8	17	
15	介護給付費等の支給に関する審査会	10	14	24	41.67
16	介護認定審査会	35	61	96	36.46
17	国民健康保険運営協議会	9	12	21	42.86
18	感染症診査協議会	1	2	3	33.33
19	開発審査会	1	4	5	20.00
20	建築審査会	2	5	7	28.57
21	西大袋土地区画整理審議会	0	15	15	0.00
22	男女共同参画苦情処理委員	2	1	3	66.67
23	男女共同参画推進委員会	11	4	15	73.33
24	自治基本条例推進会議	2	13	15	13.33
25	行政経営審議会	4	11	15	26.67
26	公の施設に係る指定管理者選定審査会	1	4	5	20.00
27	情報公開・個人情報保護審査会	1	2	3	33.33
28	情報公開・個人情報保護審議会	3	7	10	30.00
29	特別職報酬等審議会	3	9	12	25.00
30	公務災害補償等認定委員会	1	4	5	20.00
31	労働報酬等審議会	1	5	6	16.67
32	越谷しらこぼと基金運営委員会	4	6	10	40.00
33	消費者保護委員会	7	6	13	53.85
34	福祉保健オンブズパーソン	1	2	3	33.33
35	地域包括ケア推進協議会	4	12	16	25.00
36	介護保険運営協議会	4	16	20	20.00
37	青少年問題協議会	14	16	30	46.67
38	予防接種健康被害調査委員会	0	3	3	0.00
39	保健衛生審議会	9	14	23	39.13
40	自殺対策連絡協議会	10	15	25	40.00
41	小児慢性特定疾病審査会	2	8	10	20.00
42	環境審議会	4	11	15	26.67
43	廃棄物減量等推進審議会	7	8	15	46.67
44	廃棄物処理施設専門委員会	0	5	5	0.00
45	産業廃棄物処理施設設置等調整委員会	0	4	4	0.00
46	商工対策委員会	2	12	14	14.29
47	農政審議会	3	13	16	18.75
48	都市計画審議会	4	14	18	22.22
49	公共事業再評価委員会	1	4	5	20.00
50	まちの整備に関する審査会	1	2	3	33.33
51	景観評価委員会	5	5	10	50.00
52	地域公共交通協議会	1	24	25	4.00
53	まちの整備に関する審議会	1	4	5	20.00
54	空家等対策協議会	2	12	14	14.29
55	市立病院運営審議会	4	14	18	22.22
56	文化財調査委員会	0	7	7	0.00
57	生涯学習審議会	7	22	29	24.14
58	科学技術体験センター運営委員会	6	4	10	60.00
59	スポーツ推進審議会	6	13	19	31.58
60	市立図書館協議会	7	5	12	58.33
61	市立小中学校学区審議会	9	11	20	45.00
62	市立小中学校結核対策検討委員会	0	5	5	0.00
63	いじめ防止対策委員会	2	3	5	40.00
64	いじめ問題対策連絡協議会	2	8	10	20.00
65	学校運営協議会	110	125	235	46.81
66	学校給食運営委員会	8	7	15	53.33
67	障害児就学支援委員会	8	7	15	53.33
68	広報広聴専門委員	2	5	7	28.57
69	消費生活センター運営委員会	10	5	15	66.67
70	老人ホーム入所判定委員会	2	2	4	50.00
71	住宅防火対策推進協議会	4	16	20	20.00
72	野口富士明文庫運営委員会	1	6	7	14.29
合計		407	807	1214	33.53

3 越谷市男女共同参画推進条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 9 号

目次

前文

第1章 総則(第1条－第9条)

第2章 基本的施策(第10条－第22条)

第3章 越谷市男女共同参画推進委員会(第23条－第27条)

第4章 苦情処理(第28条)

第5章 雑則(第29条)

附則

前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法などの法整備や種々の取組が進められています。

越谷市は、首都圏に位置しながら、水と緑と太陽に恵まれた自然豊かなまちとして発展してきました。まちづくりにおいては、だれもが平等で平和な生活を送ることができる人間尊重を基本とし、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に展開してきました。

しかし、性別による固定的な役割分担等の意識と、それに基づく社会の制度や慣行は、依然として根強く残されています。さまざまな分野における男女の参画の不平等、出産や子育て期に低下する女性の労働力率など、いまだ解決しなければならない多くの課題があります。

これらを踏まえ、人間尊重のまちづくりをさらに進めていく上で、一人ひとりの男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が今後も重要です。

ここに、越谷市は、男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者と市が協働し、男女共同参画をより一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、越谷市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者と教育に携わる者等の責務を明らかにするとともに、その他必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されることにより、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)において、対等に活動し、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人や団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人や法人その他の団体で、その事業における従事者を使用するものをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、経済的、言語的な暴力をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害することをいう。
- (6) 積極的格差是正措置 あらゆる分野における活動において、男女間の参画の機会の格差を是正するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。

ア 男女の個人としての尊厳が重んぜられること。

イ 男女が個人として個性と能力を発揮する機会が等しく確保されること。

ウ 男女が性別による差別的取扱い(直接的であるか間接的であるかを問わないあらゆる差別的取扱いをいう。以下同じ。)を受けないこと。

エ あらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメン

トが根絶されること。

オ 生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること（以下これらを「性と生殖に関する健康と権利の尊重」という。）。

- (2) 性別による固定的な役割分担等の意識に基づく社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市その他あらゆる分野における政策や方針の立案と決定の過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に共同して参画することができるようにすること。
- (5) 男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的な動向への考慮と協調が行われること。
- (7) 市、市民と事業者が、男女共同参画の推進に関する自らの責務を自覚し、あらゆる分野において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫による協働が行われること。

（市の責務）

第4条 市は、あらゆる分野における男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置と、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる要因の解消を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施すること。
- (2) 男女共同参画を推進するために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- (3) 男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国、県その他関係団体と連携し、協力を図ること。
- (4) 市自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進すること。

（市民の責務）

第5条 市民は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に配慮し、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その事業活動において、基本理念に配慮し、かつ、雇用と労働の分野に適用される関係法令の趣旨を踏まえ、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めること。
- (2) 男女が職場における活動に参画する機会を等しく確保するとともに、性別による差別的取扱いにより賃金格差が生じている場合は、それを是正するよう努めること。
- (3) 男女が職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる職場環境の整備に努めること。
- (4) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

（教育に携わる者等の責務）

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その教育を行う過程において、基本理念に配慮するよう努めるものとする。

2 次世代を担う子どもの教育に関しては、あらゆる分野において、男女がともに積極的に参画するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 市、市民と事業者は、あらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 市、市民と事業者は、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担や男女間の暴力等を助長したり連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めるものとする。

2 市、市民と事業者は、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、男女共同参画の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第23条に定める越谷市男女共同参画推進委員会に意見を求めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画を見直すものとする。

6 第3項と第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制)

第11条 市は、市の組織運営において、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するための推進体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第12条 越谷市男女共同参画支援センター(越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例(平成13年条例第5号)に基づき設置された施設をいう。)は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とする。

(広報活動等)

第13条 市は、市民や事業者の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民や事業者における男女共同参画の推進が積極的に行われるように、男女共同参画推進週間を設け、推進事業を実施するものとする。

(性別による権利侵害の防止と被害者への対応)

第14条 市は、性別による権利侵害の行為を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による権利侵害の行為により被害を受けた者からの相談を受け、必要に応じて、その者に対し、情報の提供や各種制度の利用あっせん等を行うほか、関係機関と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。この場合において、被害者への対応に携わる職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者に対して精神的苦痛等の二次的被害を与えることのないように、被害者の心身の状況や置かれている環境等に十分な配慮をしなければならない。

3 市は、前項に定めるもののほか、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対し、関係機関と連携して、適切な保護を行うほか、経済的又は精神的自立のための支援を行うよう努めるものとする。

(性と生殖に関する健康と権利の尊重のための支援)

第15条 市は、性と生殖に関する健康と権利の尊重が適切に図られるように、情報や学習機会の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第16条 市は、次項と第3項に定めるもののほか、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案と決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市の審議会等の委員の構成について、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(家庭生活と社会生活における活動の両立支援)

第17条 市は、男女がともに家庭生活と社会生活における活動を両立することができるように、子育てや家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努めるものとする。

(自営の商工業や農業における男女共同参画の推進)

第18条 市は、家族経営等による自営の商工業や農業に携わる男女が経営や地域社会に参画する機会を等しく確保することができるように、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(教育に携わる者に対する研修の実施等)

第19条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進する教育や学習の充実を図るため、教育に携わる者に対する研修の実施や支援を行うよう努めるものとする。

(活動の支援)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民や事業者との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項と男女共同参画の推進を妨げる問題について、調査研究を行うものとする。

- 2 市は、前項の調査研究を行うに当たっては、必要に応じて、市内における大学等の教育機関と連携し、協力を求めるものとする。

(年次報告)

- 第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 越谷市男女共同参画推進委員会

(設置等)

- 第23条 男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、越谷市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、市長の求めに応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。
- 3 委員会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第24条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次の者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する活動を行っている団体その他の団体の代表者
- (2) 公募による市民
- (3) 有識者

(任期)

- 第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長と副会長)

- 第26条 委員会に会長と副会長を各1人置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第27条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 苦情処理

(苦情処理)

- 第28条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の施策や男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民や事業者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため、越谷市男女共同参画苦情処理委員を置く。

第5章 雑則

(委任)

- 第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されているこしがや男女共同参画プランは、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(越谷市男女共同参画推進審議会設置条例の廃止)

- 3 越谷市男女共同参画推進審議会設置条例(平成16年条例第6号)は、廃止する。